

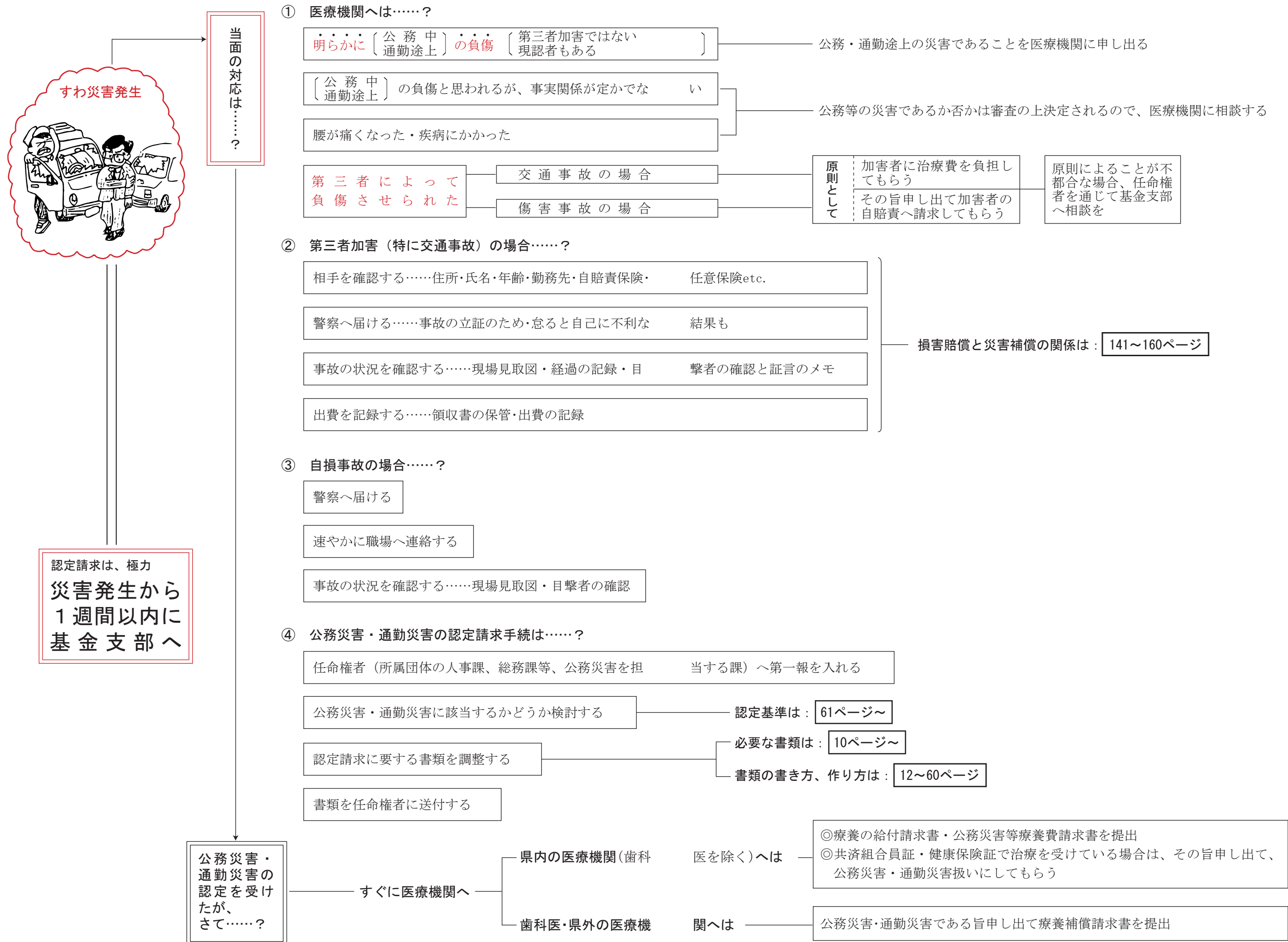
平成 17 年 度

公務災害・通勤災害

事務処理の手引

平成18年 5 月

地方公務員災害補償基金徳島県支部



目 次

災害発生時の対応のしかた	おもて表紙見開き
--------------------	----------

I 災害補償制度	1
1 制度の特徴	3
2 対象となる職員	3
3 地方公務員災害補償基金	4
4 補償・福祉事業の種類及び補償等の手続きの概要	5
II 公務・通勤災害の認定請求手続	7
〔I〕 よく起きる災害事例と認定請求にあたってのポイント	8
認定請求書の添付資料	10
認定請求書記載要領	12
現認書・事実証明書記載例	14
添付書類の記載例（診断書）	15
〃 （現場見取図）	16
〃 （職員災害調書）	17
〃 （経路図）	18
〃 （第三者行為災害届）	19
〃 （念 書）	20
〃 （事故発生状況報告書）	21
公務災害認定請求書・現認書記載例（自己の職務遂行中）	22
〃 ・ 〃 （C型肝炎の疑）	26
〃 ・ 〃 （時間外勤務中）	30
〃 ・ 〃 （訓練中）	34
〃 ・ 〃 （出張・公用外出中）	38
〃 ・ 事実証明書記載例（出勤又は退勤途上）	42
〃 ・ 現認書記載例（レクリエーション参加中）	46
公務災害認定請求書・ 〃 （災害性の原因による腰痛）	50
通勤災害認定請求書・ 事実証明書記載例（第三者加害＝交通事故）	54
〃 ・ 〃 （第三者加害以外）	58
〔II〕 公務災害・通勤災害の認定基準	61
公務上の災害（公務災害の認定基準）	63
1 公務上の負傷	63
(1) 自己の職務遂行中の負傷	63
(2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷	64

(3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷	65
(4) 救助行為中の負傷	65
(5) 防護行為中の負傷	65
(6) 出張又は赴任の期間中の負傷	65
(7) 出勤又は退勤途上の負傷	66
(8) レクリエーション参加中の負傷	68
(9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷	68
(10) 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷	69
(11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷	69
(12) 天災地変による負傷	70
(13) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷	70
(14) その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷	70
2 公務上の疾病	71
(1) 公務上の負傷に起因する疾病	73
(2) 職業病	74
(3) 公務に起因する明らか疾病	76
(4) 腰痛症	77
(5) 脳・心臓疾病	80
通勤による災害（通勤災害の認定基準）	83
1 通勤災害とは	83
2 通勤の範囲について	83
3 通勤による災害の認定	88
(III) 傷病名の追加・併発・再発	89

III 補償と福祉事業の内容と請求手続	99
(I) 療養補償の内容と請求手続	101
1 災害発生時の医療機関への対応	103
2 認定後の治療費等の支払手続	103
(1) 指定医療機関で治療を受けた場合	103
(2) 歯科医・県外の医療機関で治療を受けた場合（調剤薬局で調剤を受けた場合）	104
(3) 共済組合員証等を使用して治療を受けた場合	110
(4) 第三者の加害行為による災害の場合	111
3 基金からどのような費用が支給されるか	111
4 転医	112
5 療養補償の基本的な考え方（範囲）	112
(1) 診察	113
(2) 薬剤又は治療材料の支給	113
(3) 処置・手術その他の治療	113
(4) 病院又は診療所への収容	114
(5) 看護	114

(6) 移 送	115
6 長期療養者の調査	115
(II) 治 ゆ(症状固定)	117

IV 平均給与額	121
1 平均給与額を算定するに当たって	123
(1) 平均給与額	123
(2) 平均給与額の算定の基礎となる給与の種類	123
(3) 平均給与額の算定方法	123
2 一般的な算定方法	125
(1) 原則計算(平均給与額算定書(A)欄)	125
(2) 最低保障計算(平均給与額算定書(B)欄)	127
(3) 控除計算(平均給与額算定書(C)欄、(C')欄)	128
3 特殊な場合の算定方法	130
(1) 過去3月間に支払われた給与がない場合の計算(平均給与額算定書(D)欄)	130
(2) 採用の日に災害を受けた場合の計算(平均給与額算定書(E)欄)	131
4 補償を行うべき事由の生じた日における基本的給与を基礎とした算定方法 (比較計算(平均給与額算定書(F)欄))	132
5 災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算 (平均給与額算定書(G)欄)	133
6 その他の算定方法	133
(1) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算 (平均給与額算定書(H)欄)	133
(2) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の 属する年度の翌々年度以降に属する場合(平均給与額算定書(I)欄)	134
(3) 最低保障額(平均給与額算定書(J)欄)	134
(4) 最低限度額及び最高限度額	134
(5) 派遣された職員が派遣元の地方公共団体に復帰した場合における平均給与額の計算の 特例	134
(6) 派遣法による派遣の場合の平均給与額	135
7 ケース2の平均給与額算定書の記載例	136
8 最低保障額	138
9 最高最低限度額早見表	138
10 スライド率	139

V 交通事故・校内暴力事件等の取扱い(第三者加害行為事案)	141
1 事故発生一被災職員・所属長は何をすべきか	143
2 治療費は誰が負担するか	143
(1) 方 法	143
(2) 補償先行を行う場合とその手続き	144

(3) 補償先行の決定とその後の手続き	145
(4) 求 償	145
3 第三者加害行為事案とは	145
(1) 第三者になる者	145
(2) 第三者加害行為事案にならないもの	146
4 加害者に請求できる費用（＝損害賠償）と基金の補償との関係	147
(1) 損害賠償と災害補償との対応関係	147
(2) 損害賠償と災害補償との調整関係	148
(3) 損害賠償と災害補償の相違	148
(4) 賠償先行を原則とした理由	148
5 〈必読〉交通事故の場合	149
(1) 自賠責の利用	149
(2) 自賠責の特徴	149
(3) 自賠責の支払内容	150
(4) 自賠責への請求	153
(5) 加害自動車不明のときや無保険車による事故のとき	153
(6) 自賠責の変遷	153
(7) 任意保険について	154
(8) 交通事故の過失割合	155
6 求 償（加害者への支払請求）	157
7 同僚加害の場合の取扱い	157
8 示 談	157

VI 不服審査制度 161

VII 参考資料 165

質疑応答集	166
-------	-----

VIII 認定・補償の請求様式 171

公務災害防止事業について	229
--------------	-----

I 災害補償制度

この手引を読んでいただく前に、地方公務員の災害補償制度について簡単に説明します。

- 制度の特徴
- 対象となる職員
- 地方公務員災害補償基金
- 補償・福祉事業の種類及び補償等の手続きの概要

地方公務員の災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害を使用者である地方公共団体がその責任において補償し、必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

1 制度の特徴

この制度は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生する点で、民法上の損害賠償が原則として過失責任主義をとっていることと大きく異なっています。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なっています。

さらに、補償の方法として一部に年金制が採り入れられており、加えて補償を超えて福祉事業を行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度となっていることも、賠償責任保険的な性格の枠を上回った手厚い内容の制度となっています。

2 対象となる職員（災害補償制度の適用関係）

地方公務員の公務災害又は通勤災害に対する補償は、常勤職員については地方公務員災害補償法の規定により地方公務員災害補償基金がその実施に当たり、非常勤の職員については地方公務員災害補償法に基づく各団体の条例、労働者災害補償保険法、船員保険法等の法令により、地方公共団体等が実施するしくみとなっています。

参考—「常勤職員」には、常時勤務に服することを要する職員のほか、常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの（常勤的非常勤職員という。）を含みます。また、再任用条例による再任用職員も含まれます。

地方公務員の災害補償に関する関係法令の適用関係及び補償実施機関については次の表のとおりです。

常勤・非常勤の別	職	対 象 者	適 用 法 令 等	補償実施機関
常 勤	一般職 特別職	全職員（再任用職員を含む）	地方公務員災害補償法	地方公務員 災害補償基金
非 常 勤	一般職	(1)臨時職員等（他の法令の適用を受けない者）	地方公務員災害補償法に基づく当該地方公共団体の条例	地方公共団体
		(2)臨時職員等（労働者災害補償保険法第3条に規定する適用事業に雇用される者）	労働者災害補償保険法	国 (厚生労働省所管)
		(3)船員	船員保険法	国 (厚生労働省所管)
	特別職	(1)議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の構成員、統計調査員、民生委員、母子相談員、婦人相談員等	地方公務員災害補償法に基づく当該地方公共団体の条例	地方公共団体
		(2)失対事業の労務者	労働者災害補償保険法	国 (厚生労働省所管)
		(3)消防団員及び水防団員	消防組織法、消防団員等公務災害補償等共済基金法	地方公共団体
		(4)学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体

(注) 以下、この手引は、常勤職員に適用される地方公務員災害補償法による補償等の内容や手続きについて説明するものです。

3 地方公務員災害補償基金

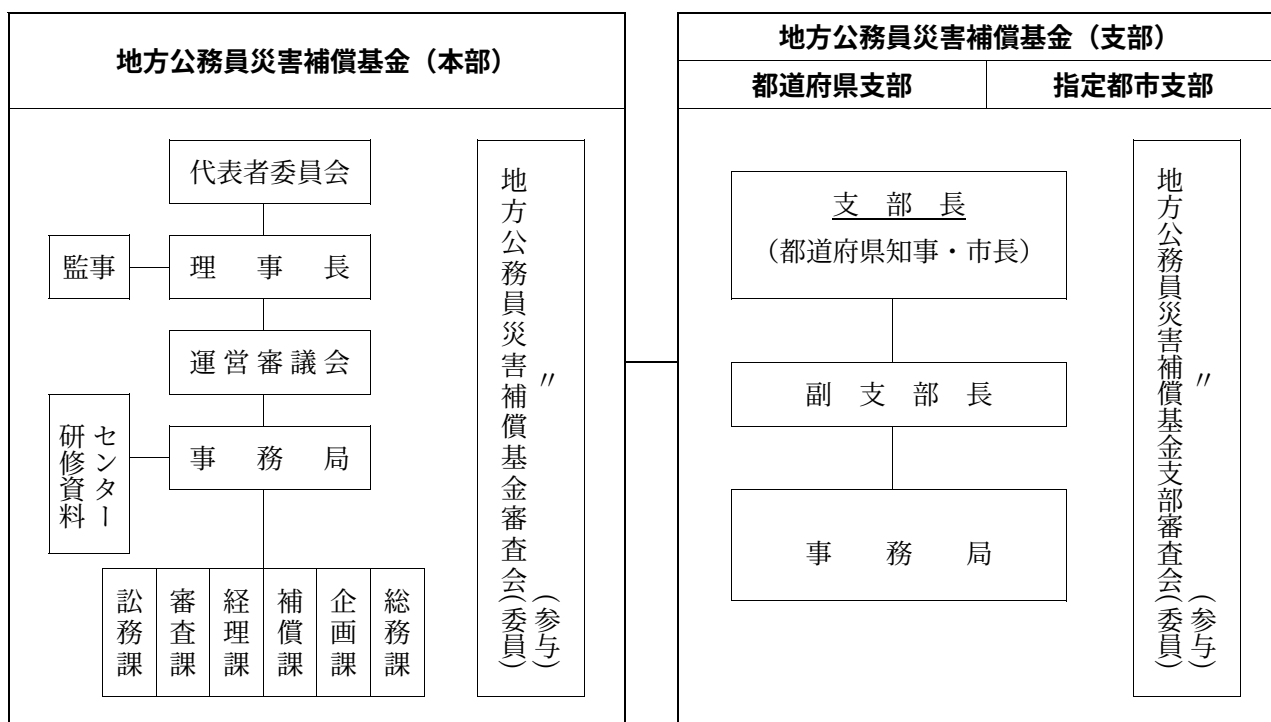
地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、地方公務員災害補償法によって設置された法人で、常勤職員の災害補償の実施を、当該職員の使用者である地方公共団体に代わって行うものとされています。

基金は、主たる事務所（本部）を東京都に、従たる事務所（支部）を各都道府県及び政令指定都市に設置（59支部）し、基金の業務のうち、災害の認定、補償の決定・実施等主な事務については、理事長から支部長に権限が委任され、支部で行っています。

また、補償の実施に必要な財源等基金の業務に要する費用については、各地方公共団体からの負担金で賄われています。

徳島県支部については、県下の地方公共団体の常勤職員の災害補償事務を所掌し、事務所は徳島県庁内に置かれており、支部長である知事の下に副支部長と事務局で組織されています。

基金の組織を図示すると、次のとおりです。



4 補償・福祉事業の種類及び補償等の手続きの概要

(1) 補償・福祉事業の種類

職員の公務災害又は通勤災害について基金が行う補償及び福祉事業の種類については、99ページの一覧表のとおりで、事由及び内容については、詳しくは 99ページ 以降で説明します。

(2) 補償等の手続きの概要

被災職員が基金による補償等を受けるためには、

ア まず、所属・任命権者を經由して、基金の支部長に対して、当該負傷等の災害が公務災害又は通勤災害であるとの認定を求める請求（**認定請求**）を行わなければなりません。

この場合、職員の任命権者は、提出された請求書等の内容を点検し、所要の証明等を行うとともに、意見を付して支部長に送付します。

また、任命権者は、被災職員自身が入院等のため自ら認定請求手続をとることが困難な場合等には、適正に手続きができるよう指導・援助しなければなりません（認定後の補償等の請求についても同様です。）。

イ 支部長は、上記の認定請求の内容を審査のうえ、当該災害が公務又は通勤により生じたものか否かを認定して、その結果を任命権者を通じて請求者に通知します。

この認定において、当該災害が公務上の災害又は通勤による災害であるとの認定があって初めて、各種の補償等が受けられることとなります。

ウ 被災職員等は、公務災害又は通勤災害と認定された災害に係る各種の補償等について、所定の補償等の請求書により任命権者を經由して、基金の支部長に請求し、基金はこの請求に応じて補償等を実

施します。

(3) 行政手続法との関係

行政手続法（平成5年法律第88号）により、地方公務員災害補償の実施については、次のとおり取り扱うこととされています。

ア 審査基準及び処分基準の公表

審査基準及び処分基準に該当する通知等は、地方公務員災害補償基金関係法令集及び地方公務員災害補償基金関係通達集を、支部及び任命権者の災害補償担当窓口で、閲覧に供するか求めに応じて該当箇所を提示する方法で公表します。また、新たに制定され又は改正された審査基準及び処分基準に該当する通知等については、前記の法令集及び通達集に添付する等して公表します。

イ 標準処理期間の設定

(7) 審査及び処分の標準的処理期間は、次のとおりです。

〔標準処理期間一覧〕

（単位：月）

補償の種類	決 定 内 容	任命権者における標準的 処 理 期 間	基金における標準的 処 理 期 間	全 体 の 標 準 的 処 理 期 間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定（疾病）	2	4	6
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1
障害補償	支給（不支給）決定	—	—	4
介護補償	当初の支給（不支給）決定	—	—	4
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1
遺族補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（疾病による死亡）	2	4	6
葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（疾病による死亡）	2	4	6

(イ) 判断根拠となる各種資料の分析に時間を要する等判断が極めて困難な事案については、標準処理期間を超えて審査を行う場合があります。

(ウ) 基金又は任命権者は、請求が法令に定められた請求の形式上の要件に適合しない場合、又は法令以外の通知等により必要とされている記載事項及び添付資料について不備がある場合は、原則として速やかに期間を定めて補正を求めます。この補正期間は、標準処理期間に含めません。

(エ) 任命権者は、請求年月日と窓口で現実には受理した年月日が異なる場合は、請求年月日の修正を求めるか、又は請求書の欄外に窓口で現実には受理した年月日を記載して提出して下さい。

Ⅱ 公務・通勤災害の認定請求手続

災害補償の対象となる災害には、公務災害と通勤災害があります。

災害が発生したら、その災害がいずれかに該当するかどうか検討し、できるだけ早く――1週間以内――認定請求書に必要な書類を添付して、任命権者を通じ、基金支部へ提出してください。

○公務災害・通勤災害に該当するかどうか検討してください。

…………… 認定基準	61 ページ
○認定請求書の書き方…………… 認定請求書記載要領	12 ページ
…………… // 記 載 例	22～60ページ
○どんな書類が必要か…………… 添付書類一覧表	10 ページ
…………… // 記 載 例	14～21ページ

次のページには、よく起きる災害事例と認定請求に当たってのチェックポイントを記載していますので、参考にしてください。

よく起きる災害事例と認定請求にあたってのポイントを示しま

	事例のパターン	認定基準のパターン
公務災害	① 勤務時間中に勤務公署内で負傷した	自己の職務遂行中 63 ページ
	② C型肝炎患者の血液が付着した注射針が刺さった	ア 被災職員の職務中であること ②の場合 イ 汚染血液の抗体が陽性でかつ被災職員の血液の抗体が陰性であること
	③ 教員が時間外勤務のクラブ活動指導中に負傷した	時間外勤務中 63 ページ
	④ 訓練計画に基づく柔道訓練で負傷した	訓練中 63 ページ
	⑤ 清掃事業職員がごみ収集作業中に負傷した	出張・公用外出中 65 ページ
	⑥ 深夜勤務終了後の帰宅途上に負傷した	出勤又は退勤途上 66 ページ
	⑦ 任命権者の主催するレクリエーションに参加中に負傷した	レクリエーション参加中 68 ページ
	⑧ 非常に重いゴミ袋を持ったため腰を捻り腰痛を発症した	災害性の原因による腰痛症 77 ページ
通勤災害	⑨ 出勤する途上、交通事故で負傷した（第三者加害事案）	通勤災害 83 ページ
	⑩ 退勤する途上、転倒して負傷した	ア 勤務のため、自宅と勤務場所との間の往復行為であること イ 合理的な経路及び方法であること ウ 私用を弁ずる等の逸脱・中断がないこと エ 異常な時間帯の出退勤でないこと →公務災害になります（事例⑥）

公務災害・通勤災害に該当する場合には、認定請求書を本人が料は次のページ）をとりまとめ、災害発生から1週間以内に基金

*添付資料は、作成者が明らかであるかに注意してください。
写を提出する場合は原本証明をしてください。

したので、災害がどれに当てはまるか検討してみてください。

該当しないケース	認定請求書記載例	特に必要な添付資料
ア 恣意的行為による場合 イ 教員がPTA主催の行事に参加中の場合 ②の場合 ウ 被災職員の血液の抗体反応が陽性的の場合（「刺傷」としては認定できますが、その後の経過観察等は補償しません）	① 22 ページ ② 26 ページ ③ 30 ページ	ア 交替勤務者（看護師・警察官・消防士等）の場合は、勤務したことを証明できる書類 ②の場合 イ 血液検査（B・C型肝炎・エイズ汚染など）の写
自発的・個別的に訓練のための練習中の場合	④ 34 ページ	ア 実施のための起案文の写 イ 登録名簿の写 ウ 出席したことが確認できる資料
ア 出張途上であっても、合理的な経路及び方法でない場合 イ 私用を弁ずる等の逸脱・中断中の場合	⑤ 38 ページ	ア 出張命令簿又は作業日誌の写 イ 目的地までの経路図
遅刻又は早退の状態にある場合（ただし、通勤災害に該当する場合があります）	⑥ 42 ページ	ア 当日の勤務時間・勤務したことを証明できる資料 イ ⑨⑩に必要な書類
ア 職場の親睦会のレクリエーションに参加中の場合 イ 任命権者が他の団体に委託している場合	⑦ 46 ページ	ア 任命権者の起案文の写 イ 関係通知・実施要領の写 ウ 選手名簿の写 エ 実施結果の写
単に物を持ちあげたり、椅子から立ち上がるなど、通常の動作によって、腰痛を発症した場合		
ア 非番日に給料を受領するために勤務公署に出向く場合 イ 交通事情によらず、著しく遠回りとなる場合 ウ 装飾品などの奢侈品等を購入した後の場合 エ 勤務公署の門内は公務災害に該当	⑨ 54 ページ ⑩ 58 ページ	ア 経路図 18 ページ イ 通勤届の写 ウ 勤務時間を証明できる資料 *第三者加害行為 141ページ の場合は、上記以外の資料

作成し（記載要領はの 12 ページ）、各所属で添付資料（共通資支部に届くように、任命権者に提出してください。

認定請求書の添付資料

認定請求書には、それぞれの災害の状況によって次のような添付資料が必要です。

〔添付資料一覧表〕

添 付 資 料 区 分			共 通 資 料					付 加 資 料																そ の 他		
			診断書 〔初診日 療養見込期〕	現 認 書 又 は 事 実 証 明 書	職 員 災 害 調 査 書	見 取 図	出 勤 簿 の 写 〔過去三月間 疾病の場合〕	事 務 分 掌	出張（外勤） 命令簿の写	宿日直勤務 命令簿の写	経 路 図	通 勤 届 の 写	時間外（休日） 勤務管理職・教 員の場合は 被当月分 被災前	簿の写（これに代わ る資料） 三月分	勤 務 割 表	健康診断 の写（採用時・被災時）	既往病歴 調書	医師の意見 書	第三者行為 災害届	交通事故 証明書	事故発生状況 報告書	念書	勤務時間に関する 規程等			被災一週間及び当日の 行動表
公 務 災 害	負傷の場合	(1) 勤務時間中	○	○	○	○	○	○	(○)																教員のクラブ活動に係る事案については年間練習計画書、勤務時間割表	
		(2) 時間外（休日）勤務中	○	○	○	○	○	○					○													
		(3) 宿日直勤務中	○	○	○	○	○	○		○																
		(4) 通勤途上	○	○	○	○	○	○		(○)	○	○	(○)		(○)				(○)	(○)			(○)			
		(5) 出張（外勤）中	○	○	○	○	○	○	○		(○)								(○)	(○)						
		(6) 訓練中	○	○	○	○	○																		訓練実施計画書又は訓練中であることを証明できる資料	
		(7) レクリエーション参加中	○	○	○	○	○																			
	疾病の場合	(a) 第三者加害行為	上記(1)～(7)までの資料のほか																○	(○)	(○)	○				添付資料一覧表以外の資料参照
		(b) 交替制勤務者													○									○		
		(1) 一般疾病	負傷の場合に要する資料のほか													○	○	○						○		
		(2) 脳疾患、心臓疾患												○				○	○	○					○	
		(3) 腰痛症																○	○	○						
		(4) 頸肩腕症候群											○			○	○	○					○			
		通勤災害	(1) 第三者加害行為	○	○	○	○						○	○						○	(○)	(○)	○	○		
(2) その他	○		○	○	○						○	○										○				

- 注 1. (○) は、必要に応じて添付してもらいます。
2. 通勤途上の災害の場合に添付する経路図は既成の地図（道路マップ等）を使用し、その中で「自宅」「勤務場所」を明記し、通勤届上の経路と当日通勤していた経路を分かるように明示すること。（公用車等による出張の場合も同様）
3. 針刺等によるB、C型肝炎又はH I V等の感染が疑われる災害の場合は、その原因者及び被災職員の血液検査データを添付するようにしてください。
4. 上記のほか、認定必要上認められる資料の提出をしてもらう場合があります。
5. 見取図には、必ず被災の状況についてのイラストを入れてください。また、写真の添付も可です。

〔認定請求書記載要領〕

様式第1号

公務災害認定請求書

請求書を所属長に提出する年月日で、災害発生後できるだけ早く、所属長に提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するよう注意してください。

地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		*認定番号	
請求年月日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日			
請求者の住所		被災職員又は遺族について、記入してください。	
ふりがな 氏 名		(印)	
被災職員との続柄			
1 被災職員に関する事項	所属団体名 地方公共団体名(任命権者ごと)	所属部局・課・係名(電話)	
	共済組合員証・健康保健組合員証記号番号 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号		
	氏 名 年 月 日 生 (歳)		
	職 名 〇常 勤 〇常勤的非常勤		
	課長・係長・主事等の補職名を記入してください		
災害発生の日時 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 (〇 曜日) 午 前 後 時 分 ごろ			
災害発生の場所 負傷の原因となった事故の発生場所又は疾病が発生した場所 (屋外の場合は、番地まで正確に記入してください)			
傷 病 名 診断書に記載された全ての傷病名(災害による)を記入してください			
傷病の部位及びその程度 診断書に記載された、負傷又は疾病の生じた身体の部位及び症状の程度を記入してください			

災害発生日の年齢を記入してください

*受理	平成 年 月 日	*認定	平成 年 月 日
*通知	平成 年 月 日		〇公務上 〇公務外

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 「2災害発生の状況」又は「*5任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 「*5任命権者の意見」の欄中「」には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
11 養護学校教員 12 養護学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
15 清掃業務員 16 その他の職員
- 「請求書の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

正午は午後0時00分、真夜中は午前0時00分です

事務担当者は、被災職員の記載内容についてチェックをし、誤りがあれば訂正するように、指導してください

2 災害発生状況	① 誰が	私は
	② 通常業務は	〇〇業務に従事しています
	③ 何のために	〇〇するため
	④ いつ	〇月〇日午前(後)〇時〇〇分頃
	⑤ どこで	〇〇市〇〇町〇〇番地において
	⑥ 誰と	同僚(上司)の〇〇さんと
	⑦ 何をしているとき	〇〇を〇〇していたところ
	⑧ どうして	足が滑り
	⑨ どうなったので	転倒し、足首を捻り痛いので
	⑩ どうしたか	同僚の〇〇さんと、〇〇病院へ行き ました
3 所属部局の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 所属部局の 名称 〇〇市〇〇部〇〇課 長の職・氏名 部長・課長・所長等 (印)	
	4 添付する資料名	□診断書□現任書又は事実証明書□交通事故証明書□第三者加害報告書□時間外勤務命令簿の写□出勤簿の写□見取図□経路図□関係規程□定期健康診断記録簿の写□既往歴報告書□X線写真□写真□示談書□その他
5 任命権者の意見	当該災害が公務上のものかどうか、又は通勤によるものかどうかについての意見を記入してください。 公務又は通勤災害に該当しないと思われるもの又は、判断し難いものについては、その旨の意見を記入してください 平成 年 月 日 (任命権者の職・氏名) (印)	

該当する□に✓を付してください

原則として公印です

市長・町長・消防長・管理者・教育委員会等

所属長の証明年月日以後です

現認書・事実証明書（記載例）

現認者がいる場合

現認者がいない場合

現
事
実
証
明
書

該当しない方を
線で消してください

被災職員の職・氏名	○ ○ ○ ○ ○ ○
災害発生の日時	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 （ ○ ○ ） 午前 午後 ○○ 時 ○○ 分
災害発生の場所	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 番地
災害発生の状況等	私と被災者の○○さんの2人が上記場所にて、作業中、○○さんが可燃ごみの入っているビニール袋を収集車に積み込むべく持ち上げたたん「痛い」との声とともにその袋をその場に落としました。 近寄ってみてみると右手の親指からかなりの出血をしていたので、すぐに近くの渦潮整形外科へ連れて行き治療を受けさせました。 そのビニール袋の中には割れたガラス片が入っておりそれで負傷したものです。
上記のとおり相違ありません。 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 所 属 ○○市清掃センター業務係 職・氏名 主任作業員 阿 波 五 郎 (印)	

- 〔注意事項〕
- 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
 - 災害の目撃者がいない場合には、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。
- この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

〔事例①の添付書類の記載例〕

請求書に記載された内容と同じかどうか確認してください。

診 断 書

住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 番地

住所 徳 島 太 郎

昭和 ○○年 ○○月 ○○日生（○○歳）

病 名 左示指切創

上記負傷のため全治まで、7日間の加療を要する見込み。

○ 月 ○ ○ 日 当院初診

上記の通り診断致します。

平成○○年○○月○○日

○○市○○町○○番地

○ ○ 病 院

医師 ○ ○ ○ ○ (印)

初診日を必ず記入してもらってください

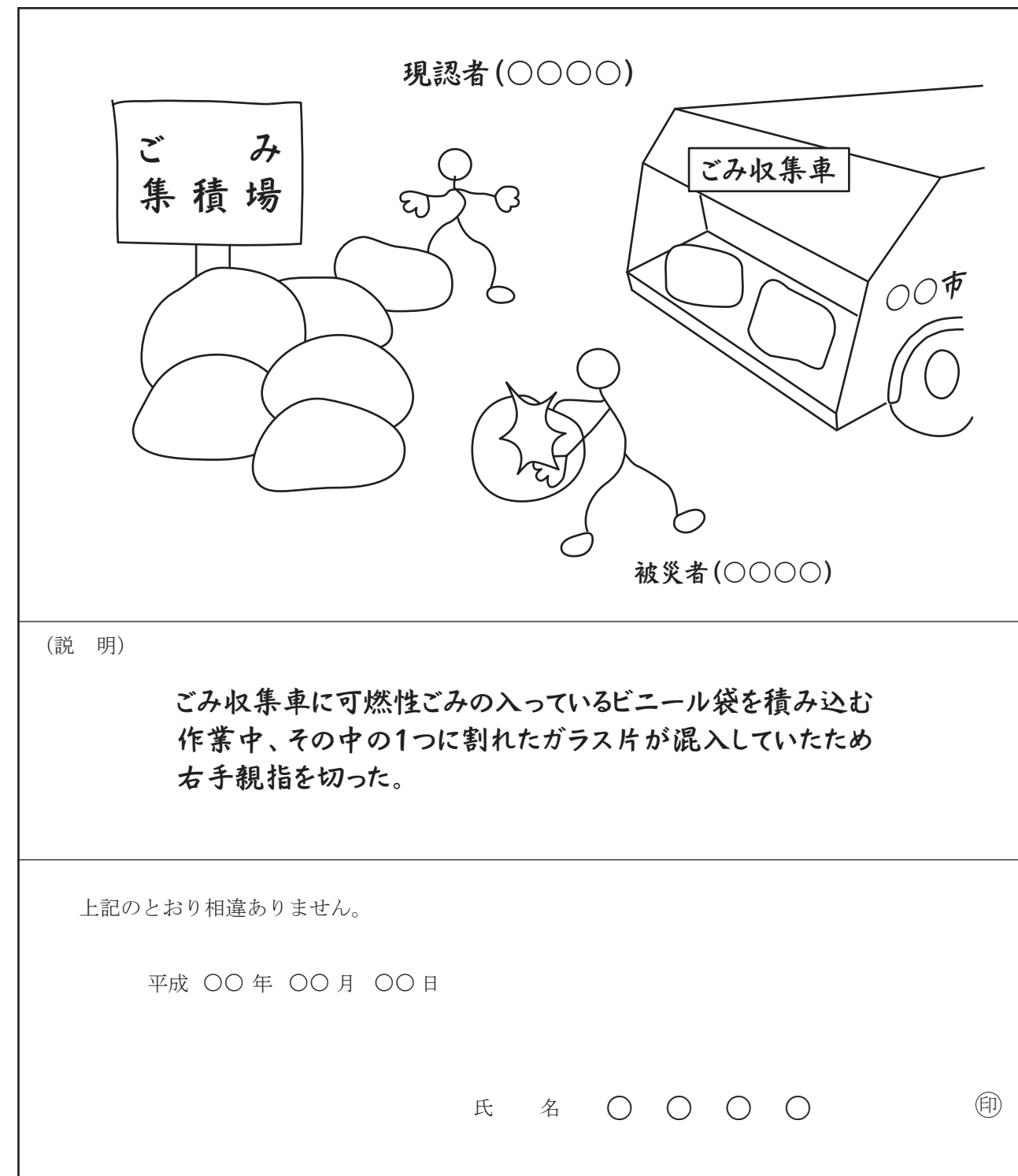
基金から療養補償として支払われる文書料は、認定請求書に添付して基金に提出した診断書（元本に限る。）1通分に限ります。したがって、服務上の理由等で取得した診断書等については、自己負担となります。

診断書の様式は定めていません。各医療機関で用意してある診断書に必要事項を記入してもらってください。

なお、症病名が同じ診断書を何通も提出していただく必要はありません。

〔事例①の添付書類の記載例〕

現 場 見 取 図



(注) 原則として被災者本人が記入してください。

職 員 災 害 調 書

1 被災職員の職・氏名		技師 ○ ○ ○ ○
2 災害発生の際従事していた業務内容		可燃ゴミ収集業務
3 被災職員の通常の勤務状況および職務内容（具体的に）		収集車で受持区域を回り、ごみを収集して処理センターに搬送し、処理する。 当日の勤務時間8:30～17:15
4 被災傷病名およびその程度		右手拇指切創 約10日間の通院加療を要す
5 被災職員の健康状態	(1) 既往症	なし
	(2) 定期健康診断の結果	良好
	(3) 最近の健康状態	健康
	(4) 体質その他	アレルギー

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

任命権者又は
所属長

公印

(注) 市町村においては、任命権者（市町村長）が証明するようにしてください。

- 18 –

第三者行為災害届（例⑨の場合について）

様式第1号

第三者行為災害届（この届は認定請求書に添付して下さい。）

1. 被災職員の職・氏名

主事 ○ ○ ○ ○

2. 加害者の住所・氏名

〇〇市〇〇町××丁目××番地
△ △ △ △

3. 加害者の所属する事業所または加害者が責任無能力の場合は監督義務者の名称または氏名

〇〇建設株式会社

所在地または住所

〇〇市〇〇町××丁目××番地

事業内容または職業

建設業

代表者（役職）

代表取締役 × × × ×

4. 事故の原因と被害の状況
（原因）

出勤途上、対向車が来たため少し広い所で一時停止をして待っていたところ後続の加害者（△△△△）の運転する普通貨物車に追突されたもので、原因は後続車のわき見運転による。
（被害の状況）後方バンパーガラス等の破損及び追突による腰部打撲

5. 加害者側から受けた損害賠償の内容、金額および受領年月日

①車の損害については全額（約15万円）修理費を出してもらった。
②追突による腰部打撲の治療費は未払いである。

6. 示談の内容またはその話し合いの状況

現在、治療費についても全額加害者負担とすることで話し合い中である。

7. 公務災害補償請求の有無

ア

加害者に対し、損害賠償を請求
します。
しました。

イ

公務災害補償の給付を要望します。

理由：

8. 加害者が運転していた車輛の

種 類

普通貨物車

登録番号

徳〇〇な〇〇ー〇〇

車体番号

×××××

（車輛番号）

保有者の住所・氏名

〇〇市〇〇町××番地 〇〇建設株式会社

自動車損害賠償責任保険証明書番号

第 ×××××

号

保険契約者名

× × × ×

保険契約期間

自 平成××年××月××日 至 平成××年××月××日

保険会社名

〇〇火災海上保険株式会社

9. 加害者（または使用者監督義務者）の自動車保険（任意保険）加入の有無

対 人

保険金額

3千万円

保険会社名

〇〇火災海上保険株式会社

有

対 物

保険金額

なし

保険会社名

地方公務員災害補償法施行規則第47条の規定によりお届けします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方公務員災害補償基金徳島県支部長殿

所 属

〇〇市 総務課

氏 名

〇 ○ ○ ○ 印

所
属
長
の
証
明

上記の記載内容は事実と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市総務課

所属長の職 氏名

□ □ □ □

公印
（職印）

— 19 —

〔事例⑨(第三者加害行為事案)の添付書類の記載例〕

念書

加害者の氏名です

災害発生場所を記入し、屋外の場合は、番地まで正確に記入してください

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市〇〇町〇〇番地先交差点において 〇 〇 〇 〇 の不法行為により 〇 〇 〇 〇 の被災職員の氏名です

被災職員の氏名です

被った災害に関し、地方公務員災害補償法による補償を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害補償請求権を同法第59条第1項の規程によって基金が補償の価額の限度において取得行使し、かつ、賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて下記の事項を遵守することを誓約します。

1

加害者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。

2

加害者側に白紙委任状を渡さないこと。

3

加害者側から金品を受けたときは、受領の月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ遅滞なく貴職に届け出ること。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇 ⑩

被災職員が記入し押印してください

地方公務員災害補償基金

徳 島 県 支 部 長 殿

〔事例⑨(交通事故)の添付書類の記載例〕

交通事故発生状況報告書

様式 7

加害車両について記入してください

交通事故の場合に作成し提出してください
自転車での転倒などの自損事故の場合も必要です

保険証明書番号	第 123 - 4567 号	当事者	甲(加害運転者)	氏 名 〇 〇 〇 〇 (電話) 自宅 〇〇〇-〇〇〇〇
自動車の番号	徳島500き1234		乙(被 害 者)	氏 名 〇 〇 〇 〇 (電話) 〇〇〇-〇〇〇〇
天 候	晴・曇・雨・雪・霜	交 通 状 況	混雑・普通・閑散	明 暗 昼間・夜間・明け方・夕方
道 路 状 況	舗装 { してある / してない、	歩道(両・片) { あ る / な い、直線・カーブ 平坦・坂		
	見通し { 良 い / 悪 い	積 雪・凍 結		
信号又は標識	信号 あ る / な い 駐・停車禁止 されている / されていない、その他標識			
速 度	甲車両 km/h(制限速度 km/h)、乙車両 km/h(制限速度 km/h)			
事故現場に於ける自動車と被害者との状況を図示して下さい。	事故発生状況略図(道路幅をmで記入して下さい)			
て上記図の説明を書い	青信号で交差点を通過中、前方不注意の右折車に接触され、転倒した。			

該当する欄は全て記入してください

別紙交通事故証明書に補足して上記のとおりご報告申し上げます。

平成 年 月 日

報告者 甲との関係() 乙との関係()

または 本人 〇 〇 〇 〇 上司 〇 〇 〇 〇

⑩

〔事例①(自己の職務遂行中)の記載例〕

自己の職務遂行中の負傷で、典型的なケースです。

災害発生後できるだけ早く所属長に提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するよう注意してください。

様式第1号

公務災害認定請求書

*認定番号

地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		請求年月日 平成 年 月 日	
請求者の住所		〇〇市〇〇町	
〇〇番地		〇〇	
氏名		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (印)	
被災職員との続柄		本人	
1 被災 職員 に 関 する 事 項	所属団体名	〇〇市教育委員会	
	所属部局・課・係名(電話 〇〇 - 〇〇〇〇)	〇〇市立〇〇小学校	
	(共済組合員証)・健康保健組合員証記号番号	〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号	
	氏名	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 (〇 歳)	
	職名	調理員	
	災害発生の日時	平成 〇〇年 〇 月 〇 日 (〇 曜日) 午前 10 時 40 分ごろ	
	災害発生の場所	〇 〇 小学校給食調理室	
	傷病名	左示指切創	
	傷病の部位及びその程度	左示指 加療7日間	

職名に応じて記入してください

屋外の場合は番地まで正確に記入してください

診断書に記載された全ての傷病名(災害による)を記入してください

災害発生日の年齢を記入してください

*受理	平成 年 月 日	*認定	平成 年 月 日
*通知	平成 年 月 日		□公務上 □公務外

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 「2災害発生の状況」又は「*5任命権者の意見」の欄の記入にあたって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 「*5任命権者の意見」の欄中{ }には、下記の16種類の区分を記入すること。
01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舍指導員等 06 船員
07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
11 養護学校教員 12 養護学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
15 清掃業務員 16 その他の職員
- 「請求書の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

原則として被災職員が直接記入し、通常の職務内容から始め、被災した状況をわかりやすく、具体的に記入してください。
また災害発生後の状況も記入してください。

2 災害 発生 の 状 況	私は通常、学校給食の調理業務に従事しています。	
	被災当日は、校内の給食調理室で同僚の神戸花子さんと並んで調理台に向い、当日の献立であるカレーの材料である玉葱を包丁で切っていました。	
	上記作業中の午前10時40分頃、玉葱の皮に当たった包丁が滑り、添えていた左手人差し指の先を深く切ってしまいました。	
	出血がひどいので、直ちに保健室で応急手当を受けたあと、校長先生に報告し、その指示により近くの〇〇病院へ行き、治療を受けました。	
	※すみやかに病院へ行かなかった場合	
	出血がひどいので、直ちに保健室で応急手当を受けその日は自宅へ帰りました。しかし、翌日負傷部位が痛むので、近くの〇〇病院へ行き治療を受けました。	
	なお、負傷から病院に行くまで私事で負傷した事実はありません	
*3 所属部局の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 所属部局の 〇〇市立〇〇小学校 長(氏名) 校長 〇 〇 〇 〇 (公印)	
4 添付する資料名	☑診断書☑現認書又は事実証明書☐交通事故証明書☐第三者加害報告書☐時間外勤務命令簿の写☐出勤簿の写☑見取図☐経路図☐関係規程☐定期健康診断記録簿の写☐既往歴報告書☐X線写真☐写真☐示談書☐その他	
*5 任命権者の意見	09 本件は、自己の職務である給食調理作業中に起こった負傷であり、公務に起因して発生した災害と考えられる。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市教育委員会 (公印)	

十分に事実を調査して証明してください

証明日付等は請求年月日以後です

〔事例①の添付書類の記載例〕

現
事
実
認
証
明
書

被災職員の職・氏名	調理員 ○ ○ ○ ○
災害発生の日時	平成 ○○年 ○○月 ○○日 (○) 午前 10 時 40 分 午後
災害発生の場所	○ ○ 小学校給食調理室
災害発生の状況等	私は上記日時場所において○○さんと並んで調理台に向い、一緒に玉ネギを切っていました。○○さんの「アッ痛い」という声で、右側を向くと、左手の指の先から血が流れているのを見ました。 出血がひどいので直ちに校内の保健室へ連れて行き応急手当を受けさせました。
上記のとおり相違ありません。 平成 ○○年 ○○月 ○○日 所 属 ○○市立○○小学校 職・氏名 調理員 ○ ○ ○ ○ (印)	

〔注意事項〕

- 同僚・上司に限らず最初に災害を見た者が作成してください。
1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
 2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。
この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

（補足説明）

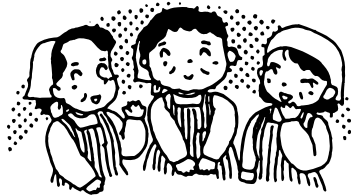
「自己の職務遂行中の負傷」は、災害の中で最も典型的なものです。

事例①は学校給食の調理員の負傷を取り上げましたが、全ての職種に該当するものです。

次に、給食調理員以外の職種の「災害発生状況」を掲載しましたので参考にしてください。

〔参考事例〕保母の負傷

私は、通常、○○市立○○幼稚園で教諭をしています。
被災当日の午前○時○○分頃、担当クラスの園児の描いた絵を、教室の壁に貼る作業をしていました。
脚立を使い作業をしていたところ、高い所に貼るため、背伸びをする際に、バランスを崩し転落し、床で右手を強打しました。
すぐに園長先生に報告し、近くの○○外科で受診しました。



当該職以外に消防吏員、医師などが考えられます。

災害発生後できるだけ早く所属長に提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するよう注意してください。

公務災害認定請求書

公務災害認定請求書		*認定番号	
地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		請求年月日 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		請求者の住所 〇〇市〇〇町 〇〇番地	
		氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (印) 被災職員との続柄 本人	
1 被災職員に関する事項	所属団体名 〇 〇 市	所属部局・課・係名 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市立病院 〇〇課	
	共済組員証・健康保険組員証記号番号 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号		
	氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 (〇 歳) 性別 ☒ 男 ☐ 女		
	職名 看護師 勤務 ☒ 常勤 ☐ 常勤的非常勤		
	災害発生の日時 平成 〇〇年 〇 月 〇 日 (〇 曜日) 午前 〇 時 〇 分 午後 11時 35分ごろ		
	災害発生の場所 〇 〇 市立病院 第 〇 手術室		
傷病名 左第2指刺傷 (HCV抗体陽性血液汚染)			
傷病の部位及びその程度			
6ヶ月の経過観察			

職名に応じて記入してください

屋外の場合は番地まで正確に記してください

左眼球出血
付着（C型）
肝炎疑い
等の傷病
がありま

災害発生日における年齢です

*受 理	平成 年 月 日	* 認 定	平成 年 月 日
*通 知	平成 年 月 日		☐ 公 務 上 ☐ 公 務 外

1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。

2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。

3 「2 災害発生の状況」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入にあたって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

4 「*5 任命権者の意見」の欄中、01 医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
11 養護学校教員 12 養護学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
15 清掃業務員 16 その他の職員

5 「請求書の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

— 26 —

原則として被災職員が直接記入し、通常の職務内容から始め、被災した状況をわかりやすく、具体的に記入してください。また災害発生後の状況も記入してください。

2 災害発生状況	私は通常、〇〇市立病院〇〇課で看護業務に従事しています。		
	被災当日は、HCV抗体陽性患者の手術があり 私は介助業務に就いていました。午前11時35分ごろ、当該患者への輸血が終了し、抜針後の輸血針を輸血パックに戻す際、誤って左第2指に刺してしまいました。		
	出血がありましたので、直ちに患部を洗浄・消毒しましたが、最近の血液検査で私はHCV抗体陰性であり、その旨医師に伝えたと、至急血液検査を受けるよう指示されたので、午後一番に内科を受診しました。		
*3 所長の証明の	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 所属部局の 〇〇市立病院 院長 〇〇〇〇		
4 添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☒ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他		
*5 任命権者の意見	0 2 本件は、自己の職務である手術介助中に発生した負傷であり、公務に起因する災害と考えられる。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 任命権者の職・氏名 〇〇市長 〇〇〇〇		

受傷部位の
状況は詳しく
記載して
ください
出血があっ
た等)

十分の事実を調査して証明してください

証明日付等は請求年月日以後です

- ・血液検査の結果
- ・勤務時間を証明する資料

– 27 –

事例②の添付書類の記載例

現 実 認 証 明 書

被災職員の職・氏名	看護師 ○ ○ ○ ○
災害発生の日時	平成 ○○年 ○○月 ○○日 (○) 午前 11時 35分 午後
災害発生の場所	○ ○ 市立病院 ○ 手術室
災害発生の状況等	私はHCV抗体陽性患者の手術の執刀医でしたが、上記日時場所で、被災職員が左手指を押さえているので事情を質すと輸血針で左2指を刺した」ということであった。 私は、C型肝炎のことが頭に浮かび、内科で診てもらおうと指示しました。 なお、傷口をみていると血が出ていました。
上記のとおり相違ありません。 平成 ○○年 ○○月 ○○日 所 属 ○○市立病院○○課 職・氏名 医 師 ○ ○ ○ ○ (印)	

- 〔注意事項〕
1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。
- この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

(補足説明)

この事例も、「自己の職務遂行中の負傷」ですが、C型肝炎に関する傷病名ということから、一般的な負傷とは異なります。

このような傷病名が認定されるには、①汚染された原因となる公務上の負傷があること②注射針等に付着した血液がHCV抗体が陽性であること③被災職員の血液の抗体が陰性であることが必要です（この場合インターフェロンの投与は、補償の対象と認められません。インターフェロンの投与については、健康保険に準拠して取り扱われており、その効能、効果はC型肝炎慢性活動性肝炎におけるウィルス血症の改善であるので、針刺し事故等によりC型肝炎に感染しそれがC型肝炎慢性活動性肝炎であると診断された場合等に限って療養補償の対象となります。）。なお、注射針が刺さったことによる「刺傷」は事例①のケースに該当します。

したがって、付着した血液が汚染されていることを証明する資料（当該患者の直近の血液検査結果の写）及び被災職員の血液の抗体が陰性であることを証明する資料（針刺し事故の直後に行われた被災職員の血液検査結果の写）が必要です。

また、「C型肝炎」に関する災害は、事例②の看護師以外にも、医師、消防吏員によく起きます。梅毒反応陽性血液及びHBs・HBe抗原陽性血液に汚染された場合にもC型肝炎患者の血液に汚染された場合と同様の取扱いをします。

〔参考事例〕消防吏員の負傷

私は、○○市○○消防署で救急業務に従事しております。
被災当日、交通事故による救急出動をし、○○市○○町○○番地の事故現場に到着し、○○時○○
分頃に被害者を救急車に運ぶ際に、血液が右手全体に付着しました。右手には1cmぐらゐのすり傷がありました。
○○病院に搬送し、帰署したところ、当該被害者のHCV抗体が陽性である旨の連絡があり、私はHCV抗
体が陰性で、また右手第2指に擦過創があったので、○○病院の内科を受診し血液検査を受けました。



事例③ 時間外勤務中)の記載例]

様式第1号

公務災害認定請求書

[illegible]

請求書を所属長に提出する年月日で、
災害発生後できるだけ早く所属長に
提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するよう注意してください。

職名に応じて記入してください

屋外の場合
は番地ま
正確に記
してくだ
い

診断書に記載された
ての傷病
(災害に
る)を記
してくだ
い

災害発生日における年齢です

*受 理	平成 年 月 日	* 認 定	平成 年 月 日
*通 知	平成 年 月 日		☐ 公 務 上 ☐ 公 務 外

〔注意事項〕

- 1 請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 「2災害発生の状況」又は「＊5任命権者の意見」の欄の記入にあたって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙についての所屬部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 4 「＊5任命権者の意見」の欄中「 」には、下記の16種類の区分を記入すること。
- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
11 養護学校教員 12 養護学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
15 清掃業務員 16 その他の職員
- 5 「請求書の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

原則として被災職員が直接記入し、通常の職務内容から始め、被災した状況をわかりやすく、具体的に記入してください。また、災害発生後の状況も記入してください。

災害発生状況	私は〇〇高等学校の英語教師であり、2年〇組のクラス担任とサッカー部の顧問をしております。	
	被災当日は6時限目の授業を終えた後、ホームルームを済ませ、クラブを指導するためグラウンドに出ていました。	
	午後4時20分頃から練習を始め、5時過ぎからシュート練習に入り、私も走り込みシュートをするため右足でボールを蹴った際、左足首のあたりに激痛が走り、その場に倒れ込んでしまいました。	
	とても起きあがれる状態ではないので、グラウンドで陸上部を指導していた神戸教諭の車で、〇〇病院へ運んでもらって受診したところ「左アキレス腱断裂」と診断され、現在入院中です。	
※3所長 の証明 の証明 の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 所属部局の 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 名 称 〇〇市立〇〇高等学校 長の職・氏名 校長 〇 〇 〇 〇	
4 添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者被害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☒ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他	
※5任命権者の意見	1 2 本件は、自己の職務であるクラブ活動指導中の負傷であり、公務に起因して発生した災害と考えられる。 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 任命権者の職・氏名	
		〇〇市教育委員会

十分に事実を調査して証明してください

証明日付等は請求年月日以後です

- ・校務分掌表
- ・口頭で命令した場合は、所属長の証明書

事例③の添付書類の記載例

現 実 認 証 明 書

被災職員の職・氏名	教 諭 ○ ○ ○ ○
災 害 発 生 の 日 時	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (○) 午前 5 時 10 分 午後
災 害 発 生 の 場 所	○○市立 ○○ 高等学校グラウンド
災 害 発 生 の 状 況 等	私が上記日時場所で、陸上部の練習を指導していると、サッカーゴール付近にサッカー部の生徒が集まっているので行ってみると、同部顧問の○○教諭が左足を押さえてうずくまっていました。 「アキレス腱を切ったようだ」ということなので、私の車まで生徒に運ばせ、近くの○○病院で受診させました。
上記のとおり相違ありません。 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 所 属 ○○市立○○高校 職・氏名 教 諭 ○ ○ ○ ○ (印)	

〔注意事項〕

1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。
- この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

(補足説明)

この事例も、「自己の職務遂行中の負傷」ですが、通常の勤務時間帯以外の時間帯中の災害であることが、前の2つの事例と異なります。

その時間に自己の職務に従事することを命じられたことが、特に必要な要件となりますから、「時間外勤務命令簿の写」が添付資料として必要です。

なお、教員等で、時間外勤務命令簿がない場合及び口頭で命令した場合は「被災職員名、命令した内容、年月日、超過時間」等のわかる所属長の証明書を添付してください。



警察官、消防吏員に多い事例です。

災害発生後できるだけ早く所属長に提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するよう注意してください。

公務災害認定請求書

定号
*認番

地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		請求年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		請求者の住所 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番 地
氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (印)		被災職員との続柄 本人
1 被災 職員 に関 する 事項	所属団体名 〇〇 警察本部	所属部局・課・係名 (電話 〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇 警察署 〇〇 課
	(共済組合員証)・健康保険組合員証記号番号 〇〇 第 〇 〇 〇 〇 号	
	氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 生 (〇 歳) ☒ 男 ☐ 女	
	職 名 巡 査 ☒ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤	
	災害発生の日時 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇 曜日) 午 前 後 2 時 40 分ごろ (災害発生の場所) 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番 地 〇〇 警察署 柔道場	
傷 病 名 左 膝 靱 帯 損 傷		傷病の部位及びその程度 左 膝 部 約 4 週 間 の 加 療

職名に応じて記入してください

屋外の場合は番地を正確に記してください

診断書に
載された
ての傷病
(災害に
る)を記
してくだ
い

災害発生日における年齢です

*受 理	平成 年 月 日	* 認 定	平成 年 月 日
*通 知	平成 年 月 日		☐ 公 務 上 ☐ 公 務 外

〔注意事項〕

- 1 請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 「2 災害発生の状況」又は「＊5 任命権者の意見」の欄の記入にあたって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所屬部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 4 「＊5 任命権者の意見」の欄中「 」には、下記の1種類の区分を記入すること。
- | | | | |
|------------------|-------------------|------------|--------------|
| 01 医師・歯科医師 | 02 看護師 | 03 保健師、助産師 | 04 その他の医療技術者 |
| 05 保育士・児童自立支援専門員 | 寄宿舍指導員等 | 06 船員 | |
| 07 タイピスト・キーパンチャー | 08 電話交換手 | 09 調理員 | 10 道路補修員 |
| 11 養護学校教員 | 12 養護学校教員以外の教育公務員 | 13 警察官 | 14 消防吏員 |
| 15 清掃業務員 | 16 その他の職員 | | |
- 5 「請求書の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

原則として被災職員が直接記入し、訓練内容、訓練姿勢等も含めること。また災害発生後の状況も記入してください。
(説明しにくい場合は、イラスト・写真を使用してください)

2	私は通常、〇〇警察署〇〇課において警ら業務に従事しています。	
	平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催される県下柔剣道大会に備え、	
	署内の柔道特別強化要員に選ばれ、〇〇月〇〇日から最終の実技訓練に参加していました。	
	被災当日の午後2時40分ごろ、署内の柔道場において柔道師範の〇〇警部補の指導のもと〇〇課勤務の〇〇巡查部長と乱取りをしていました。	
	〇〇巡查部長に左体落としを掛けられ、倒れるのを防ごうと踏ん張りましたが、さらに強引に投げられた際に、左膝を捻りながら転倒し、相手も私の上に倒れ込んできました。	
	すぐに立ち上がれないほどの痛みを感じ、訓練を中止し横になっていましたが、痛みが治まらないので、訓練終了後同僚の〇〇巡查に車で〇〇整形外科へ送ってもらい、診察を受けたところ「左膝靱帯損傷」と診断されました。	
3	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。	
4	平成〇〇年〇〇月〇〇日 所属部局の	所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 名 称 〇〇警察署 長の職・氏名 署長 〇 〇 〇 〇
5	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☒ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他	
6	1 3 本件は、自己の職務である武道訓練中に起こった負傷であり、公務に起因して発生し、災害と考えられる。 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 任命権者の職 氏名 〇〇警察本部長 〇 〇 〇 〇	

十分に事実を調査して証明してください

証明日付等は請求年月日以後です

起案文の写、登録名簿
参加人名簿

事例④の添付書類の記載例]

現 認 書
事 実 証 明 書

被災職員の職・氏名	巡 査 ○ ○ ○ ○
災 害 発 生 の 日 時	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (○) 午前 <u>午後</u> 2 時 40 分
災 害 発 生 の 場 所	○○警察署 柔道場
災 害 発 生 の 状 況 等	私が○○警察署の柔道特別訓練の柔道師範として、強化要員の乱取りかいに指導中、○○巡查が○○巡查部長に左体落としを掛けられ、いったん踏ん張ったが、もう一度掛けられた際に転倒し、ほとんど同体で、○○巡查の上に○○巡查部長が倒れ込みました。 その直後、巡查が左膝を押さえ顔をしかめていたので、かたわめで休んでいるように指示しました。
上記のとおり相違ありません。	
平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日	
所 属	○○警察署○○課
職 ・ 氏 名	警部補 ○ ○ ○ ○ (印)

(補足説明)

この事例も「自己の職務遂行中の負傷」ですが、訓練中の災害であることが、前の3つの事例と異なります。

訓練中の負傷が公務災害と認められるには、①任命権者が実施した訓練であること②被災職員が訓練要員として訓練に参加したことが分かる添付資料が特に必要です。

なお、職員が自発的・個別的に行う、訓練のための練習中の負傷は公務災害となりません。

〔参考事例〕 消防吏員の負傷

私は通常、〇〇市〇〇消防署で救助業務に従事しています。
被災当日は、救助大会に備えて署内の訓練塔を使ったレインジャー訓練を実施しておりました。
〇時〇〇分頃、ロープによる降下訓練で地上 1. 5mの高さまで降下し、地上に降りる体制をと
る際、誤ってロープに右足を引っ掛けてしまい、あお向けの状態で地面のアスファルトに転落しまし
た。
転落の際に、臀部を強打し、起き上がることができず、同僚の消防士 2 人に〇〇医院に運ばれ
ました。

〔注意事項〕 同僚・上司に限らず、最初に災害を見た者が作成してください。

1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。

この場合も証明者が聴取したまゝを証明者の立場から記入すること。

事例⑤（出張・公用外出中）の記載例]
水道事業所職員、清掃作業員に多い事例です。

災害発生後できるだけ早く所属長に提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するよう注意してください。

様式第1号

公務災害認定請求書

公務災害認定請求書		※認定番号	
地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		請求年月日 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		請求者の住所 〇〇市〇〇町 〇〇番地	
		氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (印)	
被災職員との続柄 本人		所属部局・課・係名 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 〇〇部〇〇課	
1 被災 職員 に 関 する 事 項	所属団体名 〇 〇 市	所属部局・課・係名 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 〇〇部〇〇課	
	共済組合員証 健康保険組合員証記号番号 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号		
	氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生 (歳		
	職名 作業員 常勤 非常勤		
	災害発生の日時 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (曜日) 午前 午後 10時 15分ごろ		
災害発生の場所 〇〇市〇〇町〇〇番地 ゴミステーション		傷病名 頭部挫創	
傷病の部位及びその程度 頭部 加療 10日間			

職名に応じて記入してください

屋外の場合は番地を正確に記してください

診断書に
載された
ての傷病
(災害に
る)を記
してくだ
い

災害発生日における年齢です

*受 理	平成 年 月 日	* 認 定	平成 年 月 日
*通 知	平成 年 月 日		☐ 公 務 上 ☐ 公 務 外

〔注意事項〕

- 1 請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 「２災害発生の状況」又は「＊５任命権者の意見」の欄の記入にあたって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 4 「＊５任命権者の意見」の欄中〔 〕には、下記の１６種類の区分を記入すること。
- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
- 05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
- 07 タイピスト・キーバンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
- 11 養護学校教員 12 養護学校職員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
- 15 清掃業務員 16 その他の職員
- 5 「請求書の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

原則として被災職員が直接記入し、通常の職務内容から始め、当日の勤務時間について必ず記入し、特に命じられた場合はその旨記入してください。
また災害発生後の状況も記入してください。

災害発生状況	私は通常、収集車によるし芥作業に従事しています。	
	被災当日は第3木曜日であり粗大ごみの収集のため、運転手を含む4名で従事することになりました。	
	1箇所目の収集を終え、〇〇町のゴミステーションで作業中の午前10時15分ごろ、投棄されていた木製机を同僚作業員と収集車に積み込むため、同僚が荷台に上がり私が下になって、机の脚を保持して持ち上げていたところ、同僚が足を滑らせた拍子に机から手を離れたため机が私の方に落ちてきて、天板の角が頭に当たりました。	
	かなり出血していましたが、痛みもあまりなかったので、タオルを当てて作業を続け、業務終了後自宅近くの〇〇診療所で治療を受けました。	
*3 所長の証明の 所属部署の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 所属部署の 名称 〇〇市〇〇部〇〇課 長の職・氏名 課長 〇 〇 〇 〇	
4 添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☒ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他	
*5 任命権者の意見	1 5 本件は、自己の職務であるし芥作業中に発生した負傷であり、公務に起因して発生した災害と考えられる。 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 任命権者の職・氏名 〇〇市長 〇 〇 〇 〇	

十分に事実を調査して証明してください

▶ 証明日付等は請求年月日以後です

- ・作業日誌
- ・出張の場合は、命令簿の写

事例⑤の添付書類の記載例

現 実 認 証 明 書

被災職員の職・氏名	作業員 ○ ○ ○ ○
災害発生の日時	平成 ○○年 ○○月 ○○日 (○) 午前 10時 15分 午後
災害発生の場所	○○市○○町○○番地 ゴミステーション
災害発生の状況等	私が上記日時場所で粗大ごみの分別をしていると収集車の方向で大きな音がしたので振り向くと木製机が落ち、作業員の○○さんが頭を押さえていました。そばに行ってみると出血していたので心配しましたが、本人が「失ったことない」というので、持ち場に戻り分別作業を続けました。
上記のとおり相違ありません。 平成 ○○年 ○○月 ○○日 所 属 ○○市○○部○○○○ 職・氏名 主 任 ○ ○ ○ ○ (印)	

〔注意事項〕 同僚・上司に限らず、最初に災害を見た者が作成してください。

1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。

2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。

この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

(補足説明)

事例①までは勤務公署内での災害でしたが、この事例は勤務公署外で起きた災害であることが、大きく異なります。

勤務公署外で勤務に従事する場合は、出張、公用外出、外勤などですが、公務災害の認定請求にあたっては、①出張命令簿の写②作業（運行）日誌の写③公用外出についての所属長証明などの添付資料が特に必要となります。

なお、この事例は清掃事業職員の場合ですが、外勤の水道事業所職員も同様に取り扱われます。

また、事案によれば経路図も必要となります。

〔参考事例〕 水道事業所職員の負傷

私は通常、○○市○○○○水道事業所○○課で施設の維持管理に従事しています。
被災当日は、いつものとおり管内の水道施設の点検を同僚の○○と済ませ、マンホールを閉めようとした。午後○○時○○分頃、鉄製のマンホールを1人で持ち蓋をしようとしたが、手が滑ったためマンホールが私の左足先に落下しました。多少の痛みはありましたが大したことはないと思い、後の作業を続けた後職場に戻りました。
職場で、靴下を脱ぐと左の親指の爪が割れ出血していたので、帰宅する途中の○○診療所で治療を受けました。

事例⑥ 出勤又は退勤途上)の記載例]

交替勤務者の退勤途上に多い事例です。

災害発生後できるだけ早く所属長に提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するよう注意してください。

様式第1号

公務災害認定請求書

*認定番号

地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		請求年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
請求者の住所 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番 地		
下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (印)
被災職員との続柄 本人		
1 被災職員に関する事項	所属団体名 〇 〇 市	所属部局・課・係名 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 〇〇 市民病院 〇〇 病棟
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号	
	氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 生 (〇 〇 〇 〇 歳)	性別 ☐ 男 ☒ 女
	職 名 看 護 師	勤務 ☒ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤
	災害発生の日時 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇 曜日) 午前 9 時 10 分ごろ	
	災害発生の場所 JR 〇〇 駅構内の階段	
	傷 病 名 左 足 関 節 捻 挫 ・ 腎 部 打 撲	
	傷病の部位及びその程度 左 足 関 節 ・ 腎 部 2 週 間 の 加 療	

職名に応じて記入してください

屋外の場合は番地まで正確に記入してください

診断書に記載された全ての傷病名(災害による)を記入してください

災害発生日における年齢です

*受理	平成 年 月 日	*認定	平成 年 月 日
*通知	平成 年 月 日		☐ 公務上 ☐ 公務外

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 「2 災害発生の状況」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入にあたって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 「*5 任命権者の意見」の欄中「.....」には、下記の16種類の区分を記入すること。
01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
11 養護学校教員 12 養護学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
15 清掃業務員 16 その他の職員
- 「請求書の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

原則として被災職員が直接記入し、通常の職務内容から始め、被災した状況をわかりやすく、具体的に記入してください。また災害発生後の状況も記入してください。

2 災害発生の状況	私は通常、〇〇市民病院で看護業務に従事しております。	
	被災当日は午前 0 時 30 分からの深夜勤務に従事し 同 8 時 30 分に勤務終了後、日勤者に申し送りをし 着替えを済ませ同 9 時に病院を出ました。	
	いつもの経路を使い 午前 9 時 10 分頃に JR 〇〇 駅に着いたところ 下り列車の出発のアナウンスを聞き改札を通り急いで下りホームへ行き階段を降りました。	
	五段位降りた際に 左足を踏み外し 尻持ちをついた体勢で転落しました。	
	左足を捻ったと思いまけが痛いのを我慢して帰宅し 母親に付き添ってもらい 自宅近くの〇〇整形外科で診察を受けました。	
*3 所属部局の証明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 所在地 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番地 所属部局の 名 称 〇〇 市民病院 長の職・氏名 院長 〇 〇 〇 〇 (公印)	
4 添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☐ 見取図 ☒ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X 線写真 ☐ 写真 ☒ その他	
*5 任命権者の意見	0 2 本件は、特別な事情下にある退勤途上に起こった負傷であり公務に起因して発生した災害と考えられる。 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 任命権者の職・氏名 〇〇 市長 〇 〇 〇 〇 (公印)	

十分に事実を調査して証明してください

証明日付等は請求年月日以後です

・通勤届の写
・勤務時間を証明する書類

事例⑥の添付書類の記載例

現 実 認 証 明 書

被災職員の職・氏名	看護師 ○ ○ ○ ○
災 害 発 生 の 日 時	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 （ ○ ） 午前 9 時 10 分 午後
災 害 発 生 の 場 所	JR○○ 駅 構 内 の○○ 階 段
災 害 発 生 の 状 況 等	平成○○年○○月○○日午前 11 時 5 分頃私がナースステーションで待機していたところ、深夜勤務を終え帰宅した○○さんから電話があり退勤途上、JRの駅の階段で足を踏みはずし、左足と臀部を打ち、痛むので病院に行く旨の連絡を受けました。
上記のとおり相違ありません。 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 所 属 ○○市民病院○○課 職・氏名 看護師 ○ ○ ○ ○ (印)	

〔注意事項〕
1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。
この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

(補足説明)

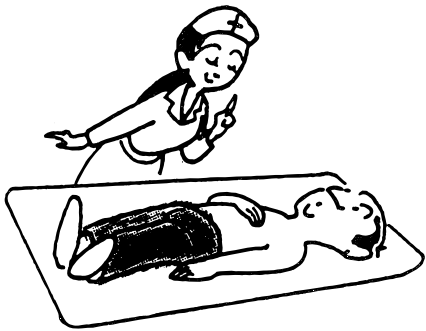
この事例は、外見的には通勤災害と考えられがちですが、その勤務時間帯の異常性に着目し、公務災害とされます。

どのような場合が、公務災害となるかは認定基準 66ページ を参照してください。

認定請求にあたっては、通勤災害の認定に必要な添付資料以外に、異常な時間帯の出退勤であることを証明できる資料（時間外勤務命令簿の写など）が特に必要です。

〔参考事例〕 超過勤務後の退勤途上の負傷

私は通常、○○市○○課で○○に従事し、勤務時間は午前 9時から午後 5時 30分です。
被災当日は、超過勤務を命じられ、午後 11時に勤務を終え退庁しました。通常の経路を単車で走行中の○○時○○分頃、雨でぬれた路面で前輪が滑り転倒しました。転倒した際に左下腿が単車と路面に挟まり負傷しました。近くの公衆電話で自宅に電話し、家人の運転する車で帰宅し、翌日の朝に○○医
院に行きました。



任命権者が企画・立案・実施したレクリエーションに限ります。

原則として被災職員が直接記入し、運動姿勢等もわかりやすく記入してください。また災害発生後の状況も記入してください。
(説明しにくい場合は、イラストを使用してください。)

公務災害認定請求書

診断書に記載された全ての傷病名（災害による）を記入してください

災害発生日における年齢です

〔注意事項〕

- 十分に事実を調査して証明してください

証明日付等は請求年月日以後です

- ・起案文、選手名簿
- ・関係通知、実施要領、実施結果

事例⑦の添付書類の記載例]

現 認 書
事 実 証 明 書

被災職員の職・氏名	係長 ○ ○ ○ ○
災害発生の日時	平成 ○○年 ○○月 ○○日 (○) 午前 6時 20分 <u>午後</u>
災害発生の場所	○○市○○町○○番地○○グラウンド
災害発生状況等	私は、上記日時場所で、4時から始まった所属対抗ソフトボール大会の2回戦をベンチ内で観戦していました。 試合開始後20分ほど経った2回表の○○課の攻撃で被災職員が左中間にヒットを打ち、二塁ベースに左足から滑り込んだ際、うずくまってしまいました。 ベンチにいる選手と二塁まで行くと、左足の関節部を押さえ、痛がっていたので、私の車で○○外科まで運びました。
上記のとおり相違ありません。	
平成 ○○年 ○○月 ○○日	
所 属	○○市○○課
職・氏名	主任 ○ ○ ○ ○ (印)

〔注意事項〕

同僚・上司に限らず、最初に災害を見た者が作成してください。

1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。
この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

(補足説明)

この事例は、ソフトボール大会などのレクリエーションに参加中の負傷であり、他の事例と大きく異なります。

レクリエーション参加中の負傷が公務災害と認められるには、①任命権者が企画・立案・実施・運営したレクリエーションであること②被災職員が登録選手として参加したことが分かる添付資料が必要です。

なお、職場の親睦会で行うレクリエーション参加中の負傷は、前記①に該当しないため、公務災害となりません。



事例⑧ 災害性の原因による腰痛)の記載例]

清掃職員・警察官に多い事例です。

災害発生後できるだけ早く所属長に提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するよう注意してください。

様式第1号

公務災害認定請求書

*認定番号

地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		請求年月日 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
請求者の住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地		
下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (印)
被災職員との続柄 本人		
1 被災職員に関する事項	所属団体名 〇 〇 市	所属部局・課・係名 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 〇〇部 〇〇課
	(共済組合員証・健康保険組合員証記号番号) 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号	
	氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生 (〇 歳)	
	職 名 作 業 員	
	災害発生の日時 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇 曜日) 午前 8 時 50 分ごろ	
災害発生の場所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地先 ごみ集積所		
傷 病 名 腰 部 捻 挫		
傷病の部位及びその程度 腰 部 全 治 20 日 間		

職名に応じて記入してください

屋外の場合は番地まで正確に記入してください

他に腰椎捻挫、腰痛症等の傷病名があります

災害発生日における年齢です

*受理	平成 年 月 日	*認定	平成 年 月 日
*通知	平成 年 月 日		□公務上 □公務外

- 〔注意事項〕
- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
 - 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
 - 「2 災害発生の状況」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入にあたって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
 - 「*5 任命権者の意見」の欄中「.....」には、下記の16種類の区分を記入すること。
 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
 05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
 07 タイピスト・キーバンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
 11 養護学校教員 12 養護学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
 15 清掃業務員 16 その他の職員
 - 「請求書の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

原則として被災職員が直接記入し、通常の職務内容から始め、作業姿勢、取り扱った重量なども記入し、災害発生後の状況も記入してください。（説明しにくい場合はイラスト・写真を使用してください）

2 災害発生の状況	私は通常、収集車によるしん芥作業に従事しています。	
	被災当日は、主任及び運転手とともに年末の不燃物の収集を行っていましたが、午前 8 時 50 分頃〇〇市〇〇町〇〇番地先の指定場所に出されていたビニール袋 約〇kg)を両手に持ち、収集車に投入する際、足が滑り転倒、腰部を強打し、腰に激痛が走りました。	
	その場にしゃがみ込んでしまい、主任の〇〇さんに作業が続けられないことを告げました。	
	午前中の作業が残っていたので、その間は車内で安静にし、作業終了後〇〇課に連絡し、収集車で〇〇病院へ連れていってもらい診察を受けました。	
*3 所属部局の証明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 所属部局の 名 称 〇〇市〇〇部〇〇課 長の職・氏名 課長 〇 〇 〇 〇 (公印)	
4 添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☒ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他	
*5 任命権者の意見	1 5 本件は、自己の職務であるごみの収集作業中に発症したものであり、公務に起因して発生した災害と考えられる。 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇市長 〇 〇 〇 〇 (公印)	

十分に事実を調査して証明してください

証明日付等は請求年月日以後です

・作業日誌、治ゆ届書等

事例⑧の添付書類の記載例

現 実 認 証 明 書

被災職員の職・氏名	作業員 ○ ○ ○ ○
災 害 発 生 の 日 時	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (○) 午前 8 時 50 分 午後
災 害 発 生 の 場 所	○○市○○町○○番地先 ゴミ集積所
災 害 発 生 の 状 況 等	私は上記日時場所で○○さん、運転手の○○さんの3名で不燃物ごみの収集に従事していました。 私が空きビン回収している際、痛い」と言う声で振り向くと、○○さんがビニール袋を放り出してしゃがみ込んでいました。 事情を聞くと、収集車に投入するときに転倒し腰を強打したとのこと、かなり痛そうなので、午前中の作業を休むよう指示しました。
上記のとおり相違ありません。 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 所 属 ○○市○○部○○課 職・氏名 主 任 ○ ○ ○ ○ (印)	

〔注意事項〕

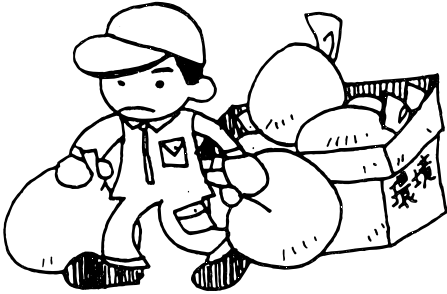
- 同僚・上司に限らず、最初に災害を見た者が作成してください。
1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
 2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。
- この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

(補足説明)

この事例は、「災害性の原因による腰痛症」を扱ったもので、傷病名は、「腰部捻挫」以外に、「急性腰痛症」「腰椎捻挫」などが当てはまり、総称して腰痛症といいます。

腰痛症が公務災害として認められるためには「公務遂行中に、通常の動作とは異なる動作によって、腰部に対して急激な力の作用があったこと」が医学的に認められる必要があります。

この事例は清掃職員の場合ですが、警察官・消防吏員の訓練中にも該当する場合があります。



事例⑨ 通勤災害)の記載例]

別紙様式第1号の2

通勤災害認定請求書

*認定番号	
地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿 ----- 下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。	請求年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 請求者の住所 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番地 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (印) 被災職員との続柄 本人
所属団体名 〇 〇 市 所属部局・課・係名 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 〇〇 部 〇〇 課	1 被災職員に関する事項 共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 生 (〇 〇 歳) 職 名 事務吏員 性別 ☐ 男 ☒ 女 勤務状況 ☒ 常勤 ☐ 常勤的非常勤 災害発生の日時 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇 曜日) 午前/午後 8 時 15 分ごろ 災害発生の場所 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番地先 交差点 傷病名 頭部挫傷、頸部捻挫 傷病の部位及びその程度 頭部、頸部 約 1ヶ月間の休業加療
*受理 平成 年 月 日 *通知 平成 年 月 日	*認定 平成 年 月 日 ☐ 該当 ☐ 非該当

災害発生後できるだけ早く所属長に提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するよう注意してください。

職名に応じて記入してください

交通事故証明の記載内容と照合し、異なる場合は理由書を添付してください

屋外の場合は番地まで正確に記入してください

診断書に記載された全ての傷病名（災害による）を記入してください

災害発生日における年齢です

十分に事実を調査して証明してください

災害発生状況	(1) 災害発生の日の勤務開始(予定)時刻又は勤務終了の時刻	午前 8 時 45 分ごろ
	(2) 災害発生の日に住居を離れた時刻	午前 8 時 10 分ごろ
	(3) 災害発生の日に勤務場所を離れた時刻	午前 時 分ごろ
	(4) 災害発生の状況	私は通常、私有のミニバイクを運転して通勤しています。 勤務開始時刻は午前 8 時 45 分であり 自宅から勤務所までの所要時間は約 25 分です。 被災当日は、いつものように午前 8 時 10 分ごろに自宅を出て、いつもの経路を通り 午前 8 時 15 分ごろに〇〇市〇〇町〇〇番地の前の交差点に差しかかりました。青信号だったので交差点に進入したところ、対向車線から左折してきた軽自動車に接触され、ミニバイクと一緒に左側に転倒し、頭部から首にかけて強打しました。 加害者の通報で救急車が到着し、〇〇市民病院へ運ばれ治療を受け、現在入院中です。
*3 所属部署の証明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇市〇〇部〇〇課 〇〇課長 〇〇〇〇 公印	
4 添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☒ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☐ 見取図 ☒ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他	
*5 任命権者の意見	本件は通常の時間帯において、合理的な経路及び方法によって出勤途上に発生した交通事故による災害であるので、通勤災害に該当すると考えられる。 平成〇〇年 〇〇月〇〇日 〇〇市長 〇〇〇〇 公印	

原則として被災職員が直接記入し、わかりやすく、具体的に記入してください。また災害発生後の状況も記入してください。重傷等で、本人が書けない場合は担当者が記入し、本人の確認を得て押印させてください。

証明日付等は請求年月日以後です

- ・勤務時間を証明できる資料
- ・事故発生状況報告書

したがって、「2 災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。

4 「2 災害発生の状況等」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

「2 災害発生 の状況等」の (1) の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始（予定）時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、(2) の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3) の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。

事例⑨の添付書類の記載例

現 実 証 明 書

被災職員の職・氏名	事務吏員 ○ ○ ○ ○
災 害 発 生 の 日 時	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (○) 午前 午後 8 時 15 分
災 害 発 生 の 場 所	○○市○○町○○番地先の交差点
災 害 発 生 の 状 況 等	平成○○年○○月○○日午前○○時○○分頃に被災職員の母親から電話があり 娘が上記日時場所で交通事故に遭い 頭を打ったので○○市民病院に運ばれた。しばらく休ませてほしい旨の内容でした。
上記のとおり相違ありません。 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 所 属 ○○市○○部○○課 職・氏名 係 長 ○ ○ ○ ○ (印)	

〔注意事項〕

同僚・上司に限らず、最初に災害の報告を受けた者が作成してください。

1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。
- この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

(補足説明)

この事例と事例⑩は、それぞれ出勤途上の災害、退勤途上の災害ですが、いずれも「通勤災害」の事例です。

通勤災害の認定請求には、①通勤時間に関する資料②自宅から勤務公署までの経路図③通勤届の写しなどの添付資料が特に必要です。

ここに示した2つの事例は、いずれも通常の経路上の災害であり、逸脱・中断がありませんが、出退勤途上の災害であっても通勤災害に該当しないケースもありますので認定基準 83ページ を参照してください。

〔参 考〕

事例⑨は交通事故による負傷であり、「第三者加害行為事案」として、通常の添付書類以外に「第三者行為災害届」 様式集 179ページ 及び「念書」 様式集 181ページ が必要です。なお第三者加害行為事案の取扱いについては 141ページ 以下を参照してください。

事例⑩ 通勤災害)の記載例]

別紙様式第1号の2

通勤災害認定請求書

別紙様式第1号の2		通勤災害認定請求書	
		*認定番号	
地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		請求年月日	平成 ○○年 ○○月 ○○日
下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。		請求者の住所	○○市○○町 ○○番地
		氏名	ふりがな ○○ ○○ 氏 名 ○ ○ ○ ○ ⑧
		被災職員との続柄	本人
1 被災 職員に 関する 事項	所属団体名	○○市	
	所属部局・課・係名(電話)	○○-○○○○○) ○○部○○事務所	
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号	○○ 第○○○○○号	
	氏名	ふりがな ○○ ○○ ○○ ○○ 昭和 氏 名 ○ ○ ○ ○ ○○年 ○○月 ○○日生 ()歳	
	職名	事務員 ☒ 常勤 ☐ 常勤的非常勤	
	災害発生の日時	平成 ○○年 ○○月 ○○日 (○曜日) (午前/午後) 5時20分ごろ	
	災害発生の場所	○○市○○町○○番地先路上	
	傷病名	左肩胛骨々折、左肘打撲	
	傷病の部位及びその程度	左肩 左肘 加療 1ヶ月	

災害発生後できるだけ早く所属長に提出してください。
書き漏らしが多い項目です。
必ず記入するように注意してください。

職名に応じて記入してください

屋外の場合は番地まで正確に記入してください

診断書に記載された全ての傷病名(災害による)を記入してください

災害発生日における年齢です

※自損事故であっても警察に届出してください。

原則として被災職員が直接記入し、災害に到った状況をわかりやすく、具体的に記入してください。また災害発生後の状況も記入してください。

2 災害発生時の状況	(1) 災害発生の日の勤務開始(予定)時刻又は勤務終了の時刻	午 前 後 5 時 15 分ごろ
	(2) 災害発生の日に住居を離れた時刻	午 前 後 時 分ごろ
	(3) 災害発生の日に勤務場所を離れた時刻	午 前 後 5 時 20 分ごろ
	(4) 災害発生の状況	
	私は通常、自転車で通勤しています。被災当日も通常とおり勤務を終え、自転車を運転いつもの経路を走行していました。午後5時30分頃、路上の石に前輪が触れた際にタイヤが滑り、左前方に転倒しました。	
	出血はありませんでしたが、左腕と左肩が痛むので、自転車を押しで帰宅しました。	
	その日は、自分で湿布を貼り安静にしていたのですが、翌日起床時にも痛みが引かないので、近くの〇〇外科で受診しました。	
	*3 所長・部長の証明 1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 名称 〇〇市〇〇部〇〇事務所 所長 〇 〇 〇 〇	
4 添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☒ 見取図 ☒ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☒ その他	
*5 任命権者の意見	本件は通常の時間帯において、合理的な経路及び方法により通勤途上に起こった負傷であり、通勤災害に該当すると思われる。 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 〇〇市長 〇 〇 〇 〇	

したがって、「2 災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。

4 「2 災害発生の状況等」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

5 「2 災害発生の状況等」の(1)の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始(予定)時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、(2)の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3)の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。

証明日付等は請求年月日以後です

・勤務時間を証明できる資料
 ・事故発生状況報告書

事例⑩の添付書類の記載例]

~~現~~
~~事~~ ~~実~~ ~~証~~ ~~明~~ ~~書~~

被災職員の職・氏名	事務員 ○ ○ ○ ○
災害発生の日時	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (○) 午前 5 時 30 分 (午後)
災害発生の場所	○○市○○町○○番地先道路
災害発生の状況等	平成○○年○○月○○日午前○○時○○分頃、 私が出勤準備をしていると ○○さんから電話があり 自 転車で退勤する途中、上記日時場所で転倒し 肩・ 腕を打ち痛みが引かないので今から病院へ行ってく ることなので、出勤後、○○所長に報告しました。
上記のとおり相違ありません。 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 所 属 ○○市○○部○○課 職・氏名 事務吏員 ○ ○ ○ ○ (印)	

〔注意事項〕

- 同僚・上司に限らず、最初に災害の報告を受けた者が作成してください。
1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
 2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。
この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

〔Ⅱ〕 公務災害・通勤災害認定基準

災害が発生したら、その災害がこれから説明する基準に該当するかどうか検討してください。

検討した結果、公務又は通勤による災害と考えられたら、医療機関への対応 103ページ と認定手続 7ページ を進めてください。

○公務災害の認定基準

ア 公務上の負傷の場合	63ページ
イ 公務上の疾病の場合	71ページ

○通勤災害の認定基準

.....	83ページ
-------	---

公務上の災害（公務災害の認定基準）

公務上の災害と認定されるためには、公務と災害との間に**相当因果関係がある**必要があります。→**公務起因性**といいます。

この判断に際しては、被災職員が公務に従事し、**使用者の支配管理下にあったかどうか**が、一次的な判断基準となります。→**公務遂行性**といいます。

相当因果関係があるとは

「あの職務に従事していなかったならば、その災害は発生しなかったであろうし、その災害がなければ、この傷病等は生じなかったであろう」

といった**単なる条件関係があるだけでは足りず**、さらに

「あのような職務に従事していたならば、そのような災害が発生しうるであろうし、そのような災害が発生すれば、このような傷病等が生ずるであろう」

といった傷病等の原因のうち、**公務が相対的に有力な原因であると認められる**ことをいいます。

1 公務上の負傷

負傷の公務上外の認定は、原則として被災職員の公務遂行中に生じたかどうかを判断して行います。これは、負傷の発生が外面的で可視的であり、公務遂行性が認められれば、改めて相当因果関係を考えなくても公務起因性が認められるためです。

しかし、公務遂行中に生じた負傷であっても、次のような場合には原則として公務災害とは認められませんので、十分に注意してください。

- ◎ 故意又は本人の素因によるもの
- ◎ 天災地変（暴風雨、水害、地震、土砂崩れ、雪害、落雷、噴火等）によるもの

→公務災害になる場合は 70ページ

- ◎ 偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含みます。）

(1) 自己の職務遂行中の負傷

通常又は臨時に割り当てられた自己の職務を遂行している場合に発生した負傷は公務災害になります。

職務を遂行している場合とは、

ア 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合（出張期間中の職務遂行中の負傷については 65ページ 参照）

イ 地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合

ウ 地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合をいいます。

公務災害になる事例

- 給食調理員が調理作業中に包丁で指を負傷した → 事例①
- 看護師がC型肝炎患者の血液の付着した注射針を処理する際に、その針が指に刺さり負傷した → 事例②
- サッカー部の顧問をしている高校教員が、時間外勤務のクラブ活動指導中に負傷した → 事例③
- 所属長の実施した柔道訓練に参加した警察官が、対戦相手に投げられて負傷した → 事例④
- ごみ収集作業中に机が落ちてきて、机のかどが頭に当たり負傷した → 事例⑤

公務災害にならない事例

- 上司の引っ越しの手伝いを行っていたときに負傷した
- 武道訓練のため、職員が自発的、個別的に行った練習中に負傷した
- 教員がPTA主催のバレーボール大会に参加して負傷した
- 定期健康診断の結果、精密検査を受けるよう指導され、自主的に精密検査を受けに行った際に負傷した

(2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

職務付随行為又は職務随伴行為といわれるもので、業務待機中の行為、生理的必要行為、公務達成のための善意行為などの、職務遂行に通常伴う合理的行為中に発生した負傷は公務災害になります。

ア 業務待機中の行為は私的行為と見られる場合が多いですが、その行為が業務待機中として著しく社会通念を逸脱したものでない限り、原則として業務との関係は解消されていないものとして取り扱います。

イ 生理的必要行為は勤務を遂行するために必要不可欠な行為であり、用便及びその往復路の構内での通行行為、水を飲む行為等が考えられます。

ウ 公務達成のための善意行為かどうかは、①担当外の職務に従事していたこと ②本来の担当者の不在 ③その公務の緊急性・必要性 ④その他客観情勢からみて、善良な職員であれば誰でもがそうするであろうと客観的に判断されることが必要です。

道義的立場からの善意行為

「公用外出中に、近くの民家の火事を発見し、消火活動中に火傷した」など、善意行為であっても、公務上の必要性のない、いわゆる道義的立場からの善意行為に当たる場合等は、原則として公務外とされます。

昼食のため食堂との往復途上の災害

食事をとることそのものは私的行為です。

しかし、勤務公署内に食事をする施設がないか不十分な場合で、職員が勤務公署の近辺にある数軒の食堂（弁当販売店を含みます。）を利用せざるを得ない状況にあるときに、食事のため、勤務公署と合理的な距離の食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為については、職務遂行に伴う合理的なものと認められます。

(3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

勤務時間の始め又は終わりにおいて、職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為を行っている場合に発生した負傷は、公務災害になります。

ア 準備行為にあたるもの …… 更衣、機械器具の点検、作業環境の整備など

イ 後始末行為にあたるもの …… 更衣、機械器具の整備・格納、作業環境の整理、洗面、入浴など

出勤・退勤途上の負傷

勤務のために出勤し、また勤務終了後に退勤する場合で、**勤務公署内を移動する行為中の負傷は、通勤災害ではなく公務災害になります。**

なお勤務公署内かどうかは、任命権者の支配管理の及ぶ範囲かどうかで判断し、一次的な判断基準は「門扉主義」です。

(4) 救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為は、合理的な必要行為と考えられることから、そのとき発生した負傷は公務災害になります。

(5) 防護行為中の負傷

非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎を含む。）を防護する行為は、緊急時の合理的な必要行為と考えられることから、その時発生した負傷は公務災害になります。

(6) 出張又は赴任の期間中の負傷

出張又は赴任の期間中に発生した負傷は、次のア～ウに掲げる場合を除き、公務災害になります。

ア 合理的経路又は方法によらない順路にある場合

イ 恣意的行為（喫茶、観劇など）を行っている場合

ウ 出張先の宿泊施設が住居（私用を弁ずる場所）としての性格を有するに至った場合の、当該施設内又は当該施設と勤務場所との間の往復途上にある場合→**通勤災害の対象になります** 83ページ。

なお、次のア～ウに掲げる場合は一般的に公務災害になると考えられます。

ア 出張用務そのものを遂行中の負傷（自己の職務遂行中と同様）

イ 旅行のための合理的経路（勤務場所⇄駅⇄目的地）上の負傷

合理的経路の取扱い

- 1 自宅から直接目的地に赴き、目的地から直接自宅へ帰るのが慣例となっている場合には、自宅・駅間も合理的経路として取り扱います。
- 2 **旅行命令にならない経路**であっても、次の経路に当たる場合には合理的経路として取り扱われますが、認定請求には、そのことが明らかに認められる資料等が必要になります。
 - ① 公務の必要又は天災等やむを得ない事情により変更された経路
 - ② 慣習的な経路
 - ③ その他その経路によったことが客観的に妥当と認められる経路

ウ 宿泊施設内における**通常**の宿泊行為（＝私用を弁ずる行為）中の負傷

出張用務終了後に私的行為を行った後の帰路の取扱い

この場合を出張の再開継続か又は私的行為による職務の終了とみるかは一概にはいえず、①出張目的 ②私的行為の内容 ③時間的・場所的要素 ④その他の要素を各事案ごとに検討し判断するので、事実関係を十分に調査確認する必要があります。

公務災害にならない事例

- 他の小学校の代替要員として約1か月の長期出張期間中、自宅から出勤する途上に負傷した
→**通勤災害になります。**
- 私的理由により、出張前日に宿泊した実家から出張先へ赴く途上に負傷した
- 旅館内で著しく酩酊して、階段から転落した際に負傷した
- 出張用務を終了し、経路上にあるデパートに背広を注文するため1時間滞在した後、帰宅する途上に負傷した

(7) 出勤又は退勤途上の負傷→事例⑥

次のア～コに掲げる出勤又は退勤の途上にある場合に発生した負傷は、その通勤自体が**使用者の支配拘束力の及ぶ状態下にあるもの**と解されるため、公務災害になります。なお出勤又は退勤とは、住居（イの場合にあっては職員の居場所を含みます。）と勤務場所との間の往復行為のことをいいます。

ポイント

- 1 次の場合は公務災害になりません。
 - ① 合理的経路及び方法（取扱い 85ページ）によらない場合
 - ② 遅刻又は早退の状態にある場合（通勤災害になることはあります）
- 2 事故の外見は通勤災害と変わりませんが、公務災害の場合は、服務上の取扱いや基金からの給付内容に差がありますので、事実関係を十分調査し公務災害になるかどうか検討してから、請求手続きを行ってください。

- ア** 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- イ** 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上
- ウ** 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上
- エ** 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- オ** 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- カ** 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- キ** 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（以下「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ク** 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上
- ケ** 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあっては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
- コ** アからケまでに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

原則として公務災害になる事例

- 日曜日に出勤して勤務するよう、3日前に命ぜられた事務職員が出勤する途上に負傷した
- 前記**ウ**に掲げる時間帯には該当しないが、特に命ぜられて1時間以上早く早朝出勤する途上に負傷した
- 通常の勤務が終了し、引き続き4時間以上の時間外勤務に服した後の退勤途上に負傷した
- 前記**エ**に掲げる時間帯を含む勤務時間を引き続いて勤務し、当該勤務が終了してから1時間程度仮眠をとった後の退勤途上に負傷した
- いわゆる異常な時間帯（午前10時から翌日の午前5時まで）を3時間以上含む勤務時間終了後の退勤途上

(8) レクリエーション参加中の負傷→事例⑦

地方公務員法第42条の規定に基づき、**任命権者（＝福利厚生担当課）が「企画、立案及び実施・運営した」レクリエーション**に参加している場合に発生した負傷に限り、使用者の支配拘束下にあるものとして、公務災害になります。

ポイント

- 1 団体内に複数の任命権者がある場合は、各任命権者が単独又は共同で「企画、立案及び実施・運営した」レクリエーションであることが必要です。
- 2 認定請求に必要な添付資料
 - ① 年間計画書 ② 起案文等の写し ③ 実施要領 ④ 選手名簿 ⑤ 実施結果
 - ⑥ その他関連資料

公務災害になる事例

- 任命権者が企画・立案し、職員の福利厚生事業を行うことを主たる目的とする団体と共同で実施した運動会に参加中に負傷した
- 任命権者が企画・立案及び実施したバレーボール大会の試合直前の練習中に負傷した
- 午前中の業務を終了し、勤務公署で昼食をとってからレクリエーション会場へ合理的な経路及び方法で赴く途上に負傷した

公務災害にならない事例

- 職員互助会の補助を受け、課の親睦会が実施したソフトボール大会に選手として参加中に負傷した
- 職員共済組合が市の委託を受けて実施したレクリエーションに参加中に負傷した
- 任命権者が実施するソフトボール大会の選手に選ばれ、所属長の承認のもと、勤務時間外に行われた事前練習中に負傷した
- 任命権者が実施した職員運動会に参加し、飲食しながら応援していた職員が、酩酊状態となり観客席から転落し負傷した

(9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

次に掲げる場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるもの（前記「から」までに該当する場合のものを除く。）は、公務災害になります。

ア 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき（前記「のア」に該当する場合を除く。）

イ 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

ウ 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

これらは、使用者の施設管理責任に着目したものです。

例えば、貯水池勤務の職員が帰宅途中、施設内の危険な場所にもかかわらず、柵を設けていなかったため、当該貯水池に転落し、溺死した場合、休憩時間にボール投げ中、構内のマンホールの蓋がこわれていたため、当該マンホールに落ちて負傷した場合などは、当該災害が使用者の管理下にある設備の不完全又は管理上の不注意という所属部局の責めに帰すべき事由によって生じたものであるから、これらの負傷は、公務災害となります。ただし、勤務を要しない日に私用で出勤した場合には、公務遂行性は認め難いので、公務外として取り扱われます。

(10) 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍において、当該宿舍の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷は、公務災害となります。

この場合も、使用者の施設管理責任に着目したものです。

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍には、看護師の寄宿舍、警察官の待機宿舍その他特定の業務遂行のため職員の入居を義務付けた宿舍が通常これに該当します。

(11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷

第三者から加害を受けて発生した負傷は、①加害行為と職務遂行との間に因果関係が証明されること②被災職員の側に重大な挑発行為が存在せず、「けんか」という私怨状態に陥っていないことという、2つの要件のいずれもが満たされた場合には公務災害になります。

しかし、職務遂行中にあっても、私的行為が直接の原因で災害が発生した場合は、この章の始めに述べたとおり、公務災害とは認められません。

ア 加害と職務行為との間の因果関係

例えば、警察官や税務職員などの職務は、正常な職権を行使することにより怨恨を抱かせる可能性（業務危険の潜在）が一般的に高いと認められており、加害と職務行為との間の因果関係の証明は比較的容易ですが、その他の職員の場合は、この因果関係を明らかに証明できるよう、詳細な調査が必要になります。

イ 応接態度の取扱い

第三者とのいざこざは、一般に職員の応接態度から生じることが多く、業務は単なる契機にすぎない場合があります。応接態度が悪いということで口論となり、第三者から加害を受けて負傷したような場合は、原則として、この基準には該当しません。この場合は、偶発性の要素を考慮に入れたうえで、業務に内在する危険性、時間的・場所的關係等を総合的に検討して、自己の職務遂行中の負傷

63ページ に該当するかどうかを判断することになります。

ウ けんかの取扱い

加害者も同時に負傷していることで、被災職員自身も加害者となっている場合などは、災害の原因がいわば「けんか」とみるべき場合があります。

この場合には、災害の原因が私怨に発展していることが多いため、発端は職務と関連があっても、職務との因果関係は既に失われているとみるのが通常であり、公務災害にはなりません。

(12) 天災地変による負傷

暴風雨、洪水、地震、山崩れ、雪崩、落雷、噴火等の天災地変に起因して発生した負傷は、この章の始めに述べたとおり、職務遂行中に発生したものであっても、原則として公務災害とは認められません。これは、天災地変により被災する可能性は、職務と無関係であって、一般に職務に従事していると否とにかかわらず、その被害を受ける程度に変わりがないためです。

しかし、職務の性質によっては、天災地変による災害発生の危険性が通常当該業務に付随している場合もありますので、この原則に対する例外として、次の場合には原則として公務上の災害として取り扱われます。

- ア 天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している場合
- イ 罹災地域外から罹災地域内に出張中の場合
- ウ 前記(4)又は(5)に該当する場合
- エ 天災地変による負傷であっても、勤務公署や勤務環境等の脆弱性が当該天災地変を契機として事故発生の内在危険を現実化させたと認められる場合

(13) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務災害となります。

例えば、公務上の負傷又は疾病で療養中、機能回復訓練を行っているとき発生した負傷は、公務災害となります。

ただし、公務上負傷した職員が医者に行く途中自動車事故でけがをした場合のように負傷そのものが当初の負傷に起因するとは認められないときは、公務災害とはなりません。

(14) その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷

前記(1)から(13)までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務災害となります。

例えば、昼の休憩時間中、タバコに火をつけようとしたところ、作業衣服が午前中の油仕事で引火しやすい状態となっていたため、火傷をした場合は、公務災害となります。

2 公務上の疾病

認定基準では、疾病は、公務上の負傷に起因する疾病、公務に起因することが明らかな疾病、職業病に分けられ、公務上外の判断に当たっては、公務と疾病との間に相当因果関係が認められる必要があります、「この業務に従事していなかったならば（災害（原因である事故）が発生しなかったであろうし、その災害が発生しなかったならば）当該疾病は生じなかったであろう」という条件関係があり、かつ、「このような業務に従事していたならば（そのような災害が発生しうるであろうし、そのような災害が発生すれば）当該疾病が生じるであろう」と認められる場合に相当因果関係が認められ**公務上の疾病と認められます**。

したがって、当該疾病が、任命権者の支配管理下にあった（災害発生場所が職場であった場合を含む。）ことを単なる機会として発症した場合、すなわち「この業務に従事していなかったとしても、他に何らかの機会があれば、又は他に何らかの機会がなくても、なお発症したであろう」と認められる場合には、前提となる条件関係が欠けていることから、**公務上の疾病とは認められません**。このような場合には、任命権者の支配管理下にあったことを当該疾病に対する「**機会原因**」と呼びます。

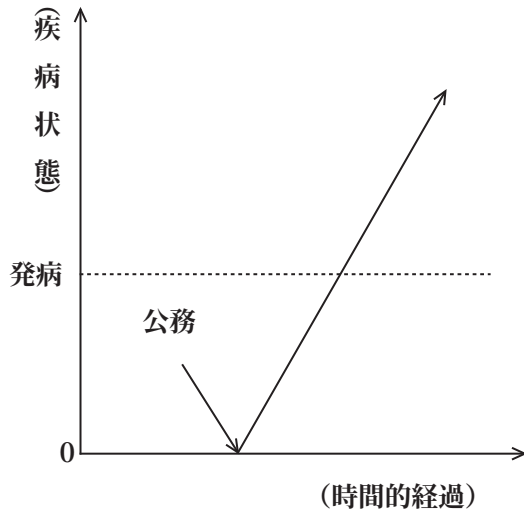
例えば、自宅においても、普段の昇り降りとか、バケツで水を運ぶときなど、ちょっとしたはずみで下腹部に力が入ると鼠径ヘルニア（股間の脱腸）を起こす人がいます。このような素因をもった職員が公務遂行中にちょっとしたはずみで鼠径ヘルニアを発症したとしても、それは、公務を機会として発症したにすぎないもので、公務起因性がないということになります。

なお、医学経験則上、公務と疾病との間の因果関係が明らかな疾病を「**職業病**」として、認定基準に明示し、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作業の程度が当該疾病を発症させる原因となるに足りるものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上、当該原因によって生ずる疾病に特有の症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上の疾病とする取扱いがなされます。

しかし、この職業病として処理し得る疾病の生じるケースは特殊な勤務内容の職員に限られており、その他の疾病はすべて個々の場合について、「**公務上の負傷に起因する疾病**」又は「**公務に起因することが明らかな疾病**」であるかどうかを判断して決定されることとなります。

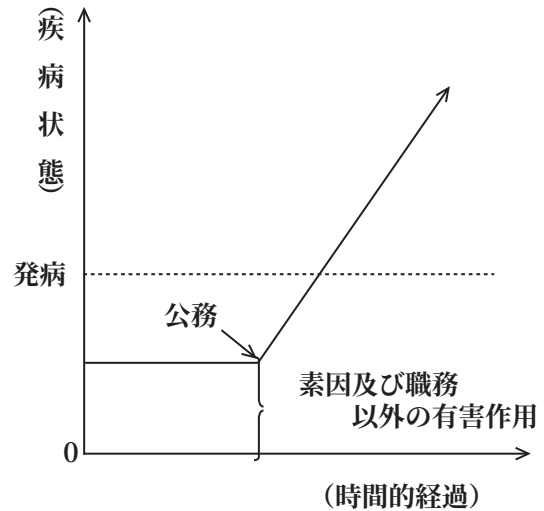
公務上の疾病に関する概念を図示すると次のようになります。

図1 単一原因による疾病（公務上）



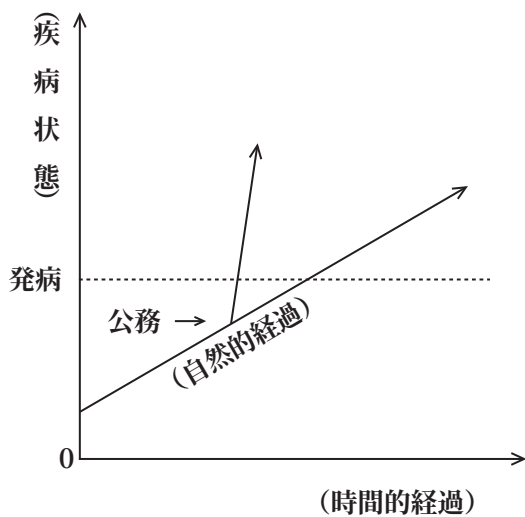
〔職務上の有害作用のみによって必然的に発症する場合で、公務上となる。〕

図2 共働原因による疾病（公務上）



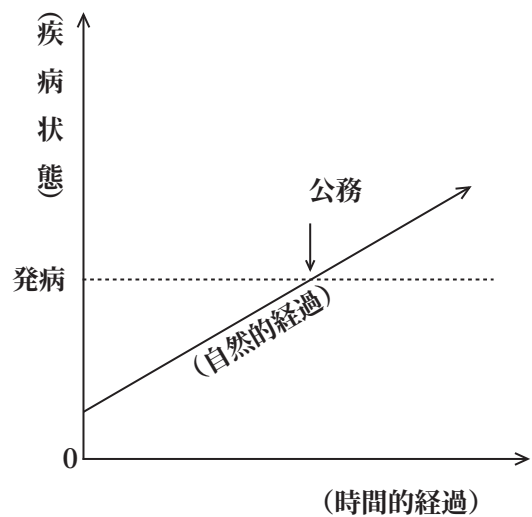
〔職務上の有害作用と素因等が競合して発症する場合で、前者が相対的に有力な原因となっている場合は、公務上となる。〕

図3 基礎疾患又は既存疾病の発症又は著明な増悪（公務上）



〔職務上の有害作用により基礎疾患等の自然的経過を越えて発症し、または急激に増悪したと医学的に認め得る場合、急性の症状に限り公務上となる。〕

図4 職務遂行中に機会原因として発病（公務外）



〔基礎疾患等を有していた場合で、発症または増悪が職務を契機として、あるいは職務遂行中に起こったとしても、自然的な経過または加齢等の原因によるものと考えられ、公務外となる。〕

(1) 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病は、公務上のものとし、これに該当する疾病は次に掲げる場合の疾病とします。

ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合

イ 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者がその負傷により、その素因が刺激されて発病した場合

ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合

エ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合

公務上の負傷に基づく疾病には、負傷によって直接発生する疾病（例えば、外傷性肋膜炎）だけでなく、その疾病が原因となって続発する疾病（例えば、外傷性敗血症からの脳膜炎）も含まれます。また、既往の私的疾病を負傷により著しく増悪した場合もこの基準によって取り扱われます。打撲も認定上の取扱いにはほとんど差異がないので、負傷と同様と考えられます。負傷に引き続く疾病が公務上となるには、当該負傷に起因して発病の時期が著しく早められ、又は著しく増悪したことが医学的に証明されなくてはなりません。

前記の場合を図示すれば、次のとおりです。

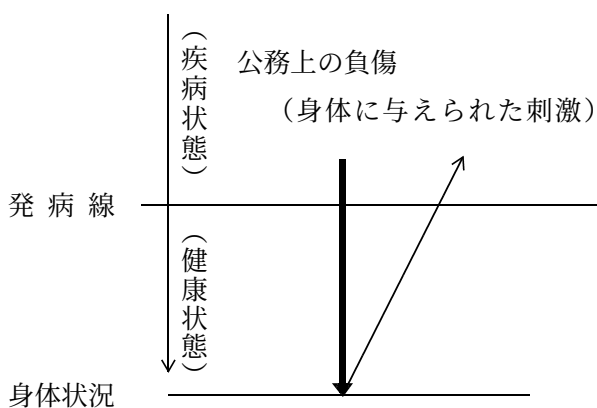


図1 アの場合

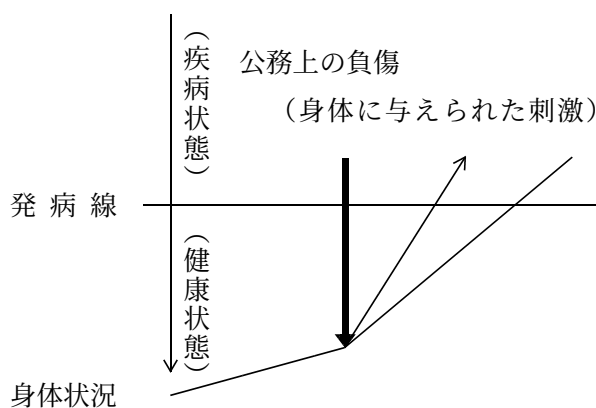


図2 イ及びウの場合

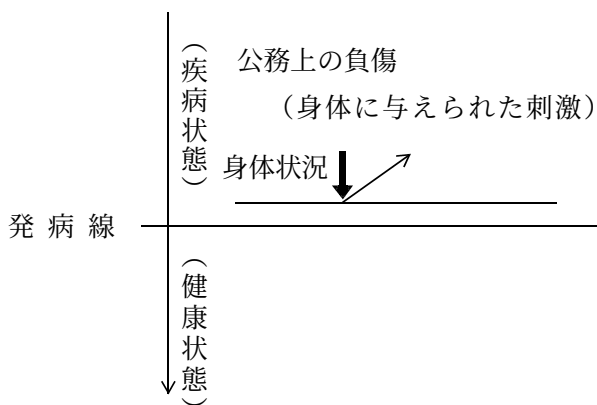


図3 エの場合

図1の場合は、通常発病の原因である身体に加わった刺激（負傷による刺激）が顕著にとらえられるので、認定は比較的容易であって、その刺激が公務上のものであれば公務上の疾病となります。

図2の場合は、素因の程度が高い場合にはごくわずかの刺激により、又はこれといった刺激がなくとも発病に至るので、発病の直接の原因を確定することの困難な場合が少なくないが、公務上の刺激により発病の時期を著しく促進したと認められる場合は公務上の疾病となります。

図3の場合も同様に、公務のために通常の経過をたどらず急速に著しい増悪を来した場合は公務上の疾病となります。

(2) 職業病

次のアからカまでに掲げる職業病は、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとされます。反証とは、私的事由によって発病したという証明です。

例えば、つつが虫病に罹患した場合、通常はこれにいつどこで感染したかを証明することは困難であり、私生活における感染の危険性も考えられるので、通常の間方をとれば、公務外とされる可能性が強いが、職業病の間方では、つつが虫病に感染のおそれのある場所において公務に従事していた以上、いつどこで感染したかを証明する必要はなく、私生活において感染したとの反証がない限り、公務上とされます。すなわち、私生活における感染の危険性より業務におけるそれの方が著しく高いとみなされるので、この場合に該当すれば、感染経路が特に明らかにされなくても、公務上の感染とみなされることとなります。

ア 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
- ② 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- ③ レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- ④ マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
- ⑤ 電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かきよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
- ⑥ 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
- ⑦ 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
- ⑧ 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
- ⑨ 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
- ⑩ 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
- ⑪ 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
- ⑫ 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死

イ 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 重激な業務に従事したために生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- ② 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛

- ③ チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
- ④ セン孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したために生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群

ウ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 認定基準の別表 通達集 9ページ の左の欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、同欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物に応じ、それぞれ同表の右の欄に掲げる症状又は障害を主たる症状又は障害とするもの
- ② ふっ素樹脂、塩化ビニール樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- ③ すず、鉋物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
- ④ たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- ⑤ 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- ⑥ 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
- ⑦ 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したために生じた酸素欠乏症

エ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又はじん肺の合併症

オ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
- ② 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
- ③ 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
- ④ 屋外における業務に従事したために生じたつつが虫病

カ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① ベンジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- ② ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- ③ 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- ④ 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- ⑤ ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑥ ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑦ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- ⑧ ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- ⑨ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ
- ⑩ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺

がん

- ⑪ すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

(前記の職業病について)

- 1 ア、イ、ウ、オ及びカの「これらに付随する疾病」とは、それぞれア、イ、ウ、オ及びカに例示する疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該例示する疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいい、イの「これらに付随する疾病」には、同イの③の手指、前腕等の運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれます。
- 2 アの⑤の「電離放射線」とは、次の粒子線又は電磁波をいいます。
 - (ア) アルファ線、重陽子線及び陽子線
 - (イ) ベータ線及び電子線
 - (ウ) 中性子線
 - (エ) ガンマ線及びエックス線
- 3 アの⑧の「熱中症」には、日射病及び熱射病が含まれます。
- 4 エの「じん肺の合併症」とは、じん肺と合併した次の疾病をいいます。
 - (ア) 肺結核
 - (イ) 結核性胸膜炎
 - (ウ) 続発性気管支炎
 - (エ) 続発性気管支拡張症
 - (オ) 続発性気胸

(3) 公務に起因する明らか疾病

「公務上の負傷に起因する疾病」及び「職業病」に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病は公務上のものとされ、これに該当する疾病は次に掲げる疾病です。

- ア** 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
- イ** 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病
- ウ** 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病
- エ** 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
- (ア) 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき
 - (イ) 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
 - (ウ) 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
- オ** 職務の遂行に伴う怨恨^{えん}によって発生した疾病
- カ** 所属部局の提供する飲食物による食中毒
- キ** (2)のアに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病

- ク (2)のイに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病
- ケ (2)のウに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病
- コ (2)のオに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病
- サ (2)のカに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病
- シ アからサまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

(4) 腰 痛 症

腰部の痛みを伴う疾病（以下「腰痛」といいます。）については、**職務遂行中に発症したからといって、必ずしも公務災害になるものではありません。**

それは、腰部は常に体重の負荷を受けながら曲げたり、伸ばしたり、回旋したり等の動作を行っているため、腰痛は日常生活や仕事を問わず、また腰部に作用した力の程度にかかわらず発症するものであるからです。

そこで、腰痛については、診断書に記載された傷病名にとらわれることなく、災害発生の状況、症状、及び療養内容等を詳細に検討し、**公務起因性（＝公務との相当因果関係）が明らかに認められるか否か**によって、公務災害かどうかを判断することになります。

なおその場合、症状の発現状況の差異によって、「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」があり、それぞれ異なった取扱いがあります。

診断書の傷病名

診断書には傷病名として、「腰痛症」「腰部捻挫」「腰椎捻挫」「腰部挫傷」「腰椎々間板症」などが記載されますが、これらを総称して腰痛として取扱います。

腰痛の発生原因

硬組織の傷病

骨折、脱臼 ―― 外傷	骨 粗 鬆 症 ―― 老化（骨の減少）
弯曲、脊椎分離・辻り症 ―― 形態異常	腰椎椎管狭窄症 ―― 脊椎管の狭窄
腰仙椎カリエス ―― リウマチ等による炎症	椎間板ヘルニア ―― 髓核の脱出（ヘルニア）
骨 腫 瘍 ―― 肉腫、癌	靱 帯 の 損 傷 ―― 断裂等（脊椎全体として
移行腰仙椎 ―― 先天的異常	硬組織に入れる考え方がある）
変形性脊椎症 ―― 椎間板の老化、変性、機械的ストレス	

軟組織の傷病（内部組織の損傷）

靱帯の損傷 ―― 同上

内臓疾患 ―― 尿管結石、癌等

そ の 他 ―― 加齢、運動不足等

診 断

愁 訴 ―― 疼痛発現状況、部位等の自訴
運動制限 ―― 圧痛、伸展痛
X線、CT、MRI、血沈等による検査

The diagram illustrates the relationship between the lumbar spine and a cross-section of a vertebra. On the left, a lateral view of the lumbar spine shows the L3, L4, and L5 vertebrae, intervertebral discs, and the sacrum. Labels include: 馬尾神経 (Cauda equina), 第3腰椎 (椎体) (L3 vertebra (body)), 椎間板 (Intervertebral disc), 第4腰椎 (L4 vertebra), 第5腰椎 (L5 vertebra), 仙椎 (Sacrum), 第4腰神経根 (L4 nerve root), 第5腰神経根 (L5 nerve root), and 第1仙骨神経根 (S1 nerve root). An arrow points from the L5 nerve root to a detailed cross-section of a vertebra on the right. This cross-section shows the vertebral body, intervertebral disc, and the spinal cord with nerve roots. Labels on the right include: 脊髄神経の後枝 (Posterior branch of the spinal nerve), 脊髄神経の前枝 (Anterior branch of the spinal nerve), 線維輪 (Fibrous ring), 椎間板 (Intervertebral disc), 脱出した髓核 (Extruded nucleus pulposus), 脊髄神経根 (Spinal nerve root), 圧迫された脊髄神経根 (Compressed spinal nerve root), 横突起 (Transverse process), 馬尾神経 (Cauda equina), 棘突起 (Spinous process), and 背中部 (Dorsal midline).

① 腰部に対して、**通常の動作とは異なる動作**による急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたこと（「災害性」といいます。）が、明らかに認められること。

② ①において腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたことが医学的に認められ、かつ、医学上療養を必要とすること。

災害性が考えられる事例

- 重量物の運搬作業中にバランスを崩して転倒したり、重量物を2人で運搬中に1人が滑って荷物をはずしたりしたような、事故的な事由によって重量が瞬時に腰部にかかった場合
- 足場が悪いなどの事情があり、不適当な姿勢をとって重量物を取り扱ったときに、脊柱を支持する力が腰部に異常に作用した場合

災害性が明らかでない事例

- 物を両手で持ち上げ、右方の台へ置くような動作
- 職務遂行中に椅子から立ち上がったたり、椅子に腰掛ける動作
- 床に置いてある物をつかむために前かがみになる動作

イ 災害性の原因によらない腰痛

前記アの腰痛のほか、職務の内容によっては、公務と相当因果関係が明らかな場合には公務災害になることがあります。

- ① 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内をいう。）従事する職員に発症した腰痛で、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものについては、公務災害として取り扱います。

(ア) 重量物（おおむね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務

(イ) 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務

(ウ) 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務

(エ) 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務

- ② 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。）又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務をいう。）に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものについては、公務災害として取り扱います。

ウ 公務災害かどうかについての留意事項

腰痛を起こす負傷又は疾病は多種多様であるので、傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、業務内容、作業態様（取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等）、作業従事歴、従事期間、当該職員の身体的条件（性別、年齢、体格等）、素因又は基礎疾患等認定上の客観的な条件の把握に努めるとともに、必要な場合は専門医の意見を聴くようにしてください。

エ 治療の範囲・期間

公務災害による療養として認められる治療の範囲及び期間は、腰痛の発症又は増悪前の状態—急性症状の消退といえます—に回復するまでの期間で、医学上妥当なものに限ります。

急性症状の消退について

- ① 急性症状の消退日の取扱いについては、原則として**出勤を開始した日**としていますので、被災職員の勤務状況等を把握することが必要です。
- ② 基金では、**急性症状の消退日**までの条件期間を設けて、公務災害の認定を行います。

(5) 脳・心臓疾患

いわゆる虚血性心疾患及び脳血管疾患（以下「心・血管疾患及び脳血管疾患」といいます。）については、業務のほか、本人の素因等の種々の要因が相まって発症するものであり、**職務遂行中に発症したからといって、必ずしも公務災害になるものではありません。**

そこで心・血管疾患及び脳血管疾患については、一般的に「公務上の負傷」が原因となって発症したこと、又は公務上の種々の要因と相当因果関係をもって発症したことが、それぞれ医学的に明らかに認められる場合に限り、公務災害として取り扱います。

なお、職員が職務遂行中に心・血管疾患及び脳血管疾患を発症した場合には、災害発生の状況、傷病名、災害発生前の職務内容及び定期健康診断の結果等を調べた上、**任命権者の公務災害担当者を通じ、基金支部へその取扱いについて相談してください。**

ア 公務上の負傷に起因する心・血管疾患及び脳血管疾患

次の①から③のすべての要件を満たすものは、公務災害として取り扱われます。

- ① **公務上の負傷**による損傷又は症状と発症した疾病との間に、部位的又は機能的な関連が医学的に認められること。
 - (ア) 「損傷」には、切創、挫創等の開放性損傷のほか、打撲による内部損傷等の非開放性損傷を含みます。
 - (イ) 「症状」とは、損傷が確認されない場合でも、激しい頭痛、急激な血圧上昇等が認められることをいいます。
 - (ウ) 「部位的又は機能的な関連」とは、負傷部位が頭部、頸部、顔面である場合、神経系や血管系等の身体機能を介して発症する場合をいいます。
- ② 負傷の性質及び程度と発症との関連が医学的に認められること

負傷に起因する脳疾患は、多くの場合、頭部等の強度の打撲による負傷が発症要因となりますが、神経系や血管系等の身体機能を介して発症する場合には、必ずしも打撲によらないことがあります。

- ③ 負傷から症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学的に妥当と認められること

「症状の顕在化」とは、自覚症状が明らかに認められることをいい、通常は24時間以内に症状が顕在化しますが、脳疾患によってはそれ以上経過する場合があります。

イ 公務に起因することが明らかな心・血管疾患及び脳血管疾患

平成7年3月31日付地基補第47号で、「心・血管疾患及び脳血管疾患等業務関連疾患の公務上災害の認定について」理事長通達が出され、次に掲げる心・血管疾患及び脳血管疾患に関し、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病」と認定する場合の基準が定められました。

① 心・血管疾患及び脳血管疾患

(心・血管疾患)

狭心症

心筋梗塞

心停止

心臓性突然死

肺塞栓症

大動脈瘤破裂（解離を含む。）

(脳血管疾患)

くも膜下出血

脳出血

脳梗塞

脳血栓症

脳塞栓症

高血圧性脳症

② 次の要件をいずれも満たす場合に、公務上の災害として取り扱われます。

(ア) 発症前に、業務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したことにより又は通常の日常の業務（被災職員が占めていた職に割り当てられた職務のうち、正規の勤務時間内に行う日常の業務をいいます。）に比較して特に質的に若しくは量的に過重な業務に従事したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患等の発症の基礎となる病態（血管病変等）を加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて急激に著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とすることに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」といいます。）を受けていたこと。

(イ) 過重負荷を受けてから心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められること。

③ なお、上記①に掲げられていない詳細不明等の心・血管疾患及び脳血管疾患並びに過重負荷を受けたことにより発症したとして被災職員等から請求のあった循環器系の疾患については、過重な業務に従事したことにより、当該疾患発症の相対的有効原因と医学的に認められる強度の精神的又は肉体的負担を受けていた場合には、「公務と相当因果関係を持って発生したことが明らかな疾病」と認められ、公務上の災害として取り扱われます。

過重負荷判断の参考事項について

過重負荷の判断については、次の事項を参考とすることとされています。

異常な出来事

強度の精神的、肉体的負荷を起こす可能性のある突発的で異常な出来事をいいます。例えば発症前に突発事故、暴風雨、洪水、土砂崩れ、地震等の特異な事象に業務に関連して遭遇し、強度の驚愕、恐怖等を起こしたことが経験則上明らかな場合がこれに該当します。

通常の日常の業務に比較して特に質的に若しくは量的に過重な業務

通常に割り当てられた業務内容等に比較して特に過重な業務をいいます。例えば、(a)日常は肉体労働を行わない職員が、勤務場所又は施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体労働を必要とする業務を命ぜられ、当該業務を遂行していた場合、(b)業務上の必要により発症前に正規の勤務時間を超えて週数十時間にまで及ぶ過重な長時間勤務を一か月以上にもわたって行っていた場合又は暴風雨、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で業務を長時間にわたって行っていた場合等通常の日常の業務に比較して勤務時間及び業務量の面で特に過重な業務の遂行を余儀なくされた場合がこれに該当します。

症状の顕在化について

過重負荷を受けたことにより心・血管疾患及び脳血管疾患の自他覚症状が明らかに認められることをいいます。通常は、過重負荷を受けてから24時間以内に症状が顕在化しますが、**症状が顕在化するまでに数日（2日から3日程度）を経過することがあります。**

通勤による災害（通勤災害の認定基準）

1 通勤災害とは

通勤災害とされるためには、①勤務のため ②住居と ③勤務場所との間を ④合理的な経路及び方法により往復することに起因する災害であると認められることが必要です。

なお、合理的な経路を⑤逸脱し、又は前記の往復行為を⑥中断した場合には、その間及びその後の往復行為中の災害は、通勤災害にはなりません。ただし、その逸脱又は中断が、⑦日常生活上必要な行為をやるを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、その逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路及び方法に復した後の往復行為中の災害は、通勤災害になります。

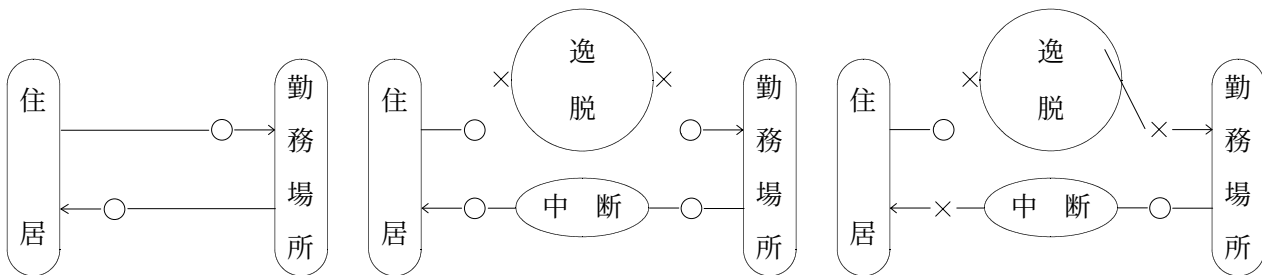
以上のことを図に示すと次のようになります。

○は、通勤に該当
×は、通勤に非該当

○合理的な経路及び
方法の場合

○逸脱、中断した場合
(⑦である場合)

(⑦以外の場合)



ポイント

異常な時間帯に出退勤するなど、公務の性質を有する出退勤に起因する災害は、公務災害になることがあります。 66ページ

そのため、所属長等は出退勤時刻等を含め、事実関係を確実に把握したうえで、適正に処理する必要があります。

2 通勤の範囲について

通勤災害は、任命権者の支配管理のもとで発生する公務災害とは異なり、勤務と関連する通勤行為に限り、これに内在する社会的危険によって生じた災害を補償する制度であるため、その対象となる通勤の範囲は以下のとおり限定されています。

① 勤務のため

勤務に就くため又は勤務を終了したことによる往復行為をいい、当該往復行為が全体として勤務と密

接な関連性をもって行われるものをいい、具体例は次のとおりです。

通 勤 災 害 と す る 事 例	通 勤 災 害 と し な い 事 例
○通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合 ○交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合 ○次の勤務時間までの間に相当な間隔がある場合において、住居との間を往復する場合 ○遅刻して出勤し、又は早退する場合（短時間の休息時間や勤務時間中に私用で帰るのは勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤としない。）	○出勤途中で自己都合により引き返す場合 ○休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署との間を往復する場合 ○親ばく会主催、任意参加の遠足に参加する場合 ○勤務時間終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合

② 住 居

職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別な事情がある場合において特に設けられた宿泊場所などをいい、具体例は次のとおりです。

通 勤 災 害 と す る 事 例	通 勤 災 害 と し な い 事 例
○家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点 ○単身赴任者等が、家族の住む家から月1回程度反復・継続性をもって通勤をする場合の家族の住む家 ○通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出勤等に備えて設けた宿泊場所 ○交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等 ○家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院 ○台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所	○地方出身者の一時的帰省先 ○単身赴任者等が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居 ○家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

③ 勤務場所

職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指示を受けた場所をいい、外勤職員の外勤先なども該当し、具体例は次のとおりです。

通 勤 災 害 と す る 事 例	通 勤 災 害 と し な い 事 例
○通常の勤務提供の場所 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所	○同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

④ 合理的な経路及び方法

社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に用いると認められる経路及び方法をいい、具体例は次のとおりです。

	通 勤 災 害 と す る 事 例	通 勤 災 害 と し な い 事 例
合 理 的 な 経 路	(1) 経路の合理的解釈によるもの ○定期券による経路 ○通勤届による経路 ○定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路 (2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為 ○経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路 ○座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路 ○誤って1～2駅乗り越して戻る経路 ○乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路 ○通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路 ○自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路 ○自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路 (3) その他 ○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路	○鉄道線路、高速道路を歩行する場合の経路 ○交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路

	通 勤 災 害 と す る 事 例	通 勤 災 害 と し な い 事 例
合理的な方法	○電車、バス等公共交通機関を利用する場合 ○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合 ○徒歩による場合	○運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合 ○飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合

⑤ 逸脱・中断

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。

なお、逸脱又は中断に該当するが、合理的な経路に復した後は通勤とされる具体例は次のとおりです。

逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、 経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し、 経路に復したとしても通勤とはしない事例
(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為 〔日用品の購入に該当する行為〕 ○次のものを購入する行為 ・パン、米、酒類等の飲食料品 ・家庭用薬品 ・下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品 ・石油等の家庭用燃料品 ・身廻り品 ・文房具、書籍等 ・電球、台所用品等 ・子供の玩具 〔日用品の購入に準ずる行為〕 ○独身職員が通勤途中で食事をする場合 ○クリーニング店に立ち寄る場合 ○理髪店、美容院に行く場合 ○テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合 ○税金、光熱水費等を支払いに行く場合 ○市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合	○日用品には属さないものを購入する行為 ・装飾品、宝石等の奢侈品 ・テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財 ・スキー、ゴルフ等のスポーツ用品 ○通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、料亭等で飲食等をする場合 ○観劇等のため回り道する場合 ○同僚の送別会に行く場合 ○冠婚葬祭に行く場合

◎次のような事例は、逸脱又は中断とはしない。

○経路上の店で、煙草、雑誌等を購入する場合

○駅構内でソバ等を立食する場合

- (2) **学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為**
〔学校教育法第1条に規定する学校に該当するもの〕

中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校

〔職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設に該当するもの〕

職業能力開発校、職業能力開発短期大学、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校、高等職業訓練校

〔上記に準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものに該当するもの〕

○学校教育法第82条の2に規定する専修学校における教育

○職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練

○学校教育法第83条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し1年以上の修業期間を定めて行われるもの

○上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練

- (3) **病院又は診療所において診察又は治療を受けること、その他これに準ずる行為**

〔病院又は診療所において診察又は治療を受けることに該当する行為〕

○人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為

〔病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為〕

○接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため施術所に立ち寄る行為

○趣味又は娯楽のためのもの

○家族の見舞い等のための病院等に立ち寄る行為

(4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為

〔選挙権の行使に該当する行為〕

○衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長等の選挙の投票に行く行為

〔選挙権の行使に準ずる行為〕

○最高裁判所裁判官国民審査法の規定による最高裁判所裁判官の審査の投票に行く行為

○地方自治法第76条、第80条又は第81条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為

○地方自治法第74条、第75条又は第86の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為

3 通勤による災害の認定

通勤災害とは、通勤に起因する負傷、疾病、障害又は死亡をいいますが、その起因性については、公務災害の場合と同様です。

(1) 負傷の場合

通勤途上の負傷は、原則として通勤災害に該当します。ただし次に掲げるものと明らかに認められるものについては、通勤災害にはなりません。

ア 故意によるもの

イ 本人の素因によるもの

ウ 天災地変によるもの

エ 偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含みます。）

(2) 疾病の場合

通勤による負傷に起因して生じた疾病その他通勤に起因することが明らかな疾病が、通勤災害となります。

〔Ⅲ〕 傷病名の追加、併発、再発

認定を受けても、当初に診断された以外の傷病名について
公務災害・通勤災害として治療を受けるには、手続きが必要です。

- **傷病名の追加**

- **傷病の併発**

認定された傷病が治った後に、同じ傷病等について公務災害・通勤災害として治療を受けるには、手続きが必要です。

- **傷病の再発**

1 傷病名の追加、併発

(1) 考 え 方

基金が公務災害又は通勤災害の認定をする場合には、災害発生年月日及び傷病名を特定して認定をしています。

しかしながら、当初の診断で分からなかった傷病が認定後の精密検査の結果判明したり、既に認定された傷病に起因して療養中に新たに別の傷病を併発することがあります。これらの傷病については、認定された災害と相当因果関係が認められる場合に限り、補償の対象となります。

このように、追加傷病が認定されなければ、当該傷病の療養費等を医療機関に支払うことができませんのでご注意ください。

認定後の精密検査の結果判明した事例

ごみ収集作業中、段差につまずいた際、右足を捻り、医療機関で右足関節捻挫と診断され、公務上の災害と認定された後、レントゲン検査の結果、右足腓骨骨折が判明した。

認定された傷病に起因して療養中に新たに別の傷病を併発した事例

単車で出勤途上、対向車と接触して転倒した際、右下腿を強打し、医療機関で右大腿骨骨折と診断され、公務上の災害と認定された後、療養中、輸血が原因で輸血後肝炎を発症した。

(2) 請求手続

上記の傷病が判明した場合、①認定請求書に認定請求後の経緯を記入し②医師等のその事実を証明する書類を添付して、所属、任命権者を經由して基金支部に「傷病名の追加認定請求」をしてください。

なお、様式は、「公務災害認定請求書」又は「通勤災害認定請求書」に「追加」と朱書きしてください。また、添付書類は、当初、認定請求した際の書類をコピーして添付してください。

(注意)

職員が、公務災害又は通勤災害によって入院加療している場合、よくついでに他の私病についての治療を受けることがありますが、この私病分については、当然補償の対象となりませんので、共済組合員証又は健康保険証によって治療を受けてください。

2 再 発

(1) 考 え 方

公務災害又は通勤災害による傷病が治ゆし、治ゆに伴う手続きを終了した後において当初の傷病又はその傷病と相当因果関係をもって発症した傷病のため、再び療養を必要とする場合には、『再発』として補償を再開します。

(2) 請求手続

再発の場合には、認定請求書に ①再発に係る診断書 ②当該傷病が当初認定された災害によるものである旨の医師等の証明書 ③再発に至る経過の申立書等を添付して、所属、任命権者を經由して基金支部に請求してください。

認定後の精密検査の結果判明した事例の記載例]

追加

傷病名判明後できるだけ早く記入し、所属長に提出してください。

様式第1号

公務災害認定請求書

＊認定番号

〇〇－〇〇〇〇〇〇

地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿

請求年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

請求者の住所

〇〇市〇〇町

〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (印)

被災職員との続柄 本人

下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。

1 被災職員に関する事項

所属団体名

〇 〇 市

所属部局・課・係名(電話 〇〇－〇〇〇〇)

〇〇部〇〇課

共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 生 (〇 〇 歳)

職名 作業員

災害発生の日時 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇 曜日) 午前 8 時 50 分ごろ

災害発生の場所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地先 ごみ集積所

傷病名 右足腓骨骨折

傷病の部位及びその程度 右下肢 全治 20日間

職名に応じて記入してください

屋外の場合は番地まで正確に記入してください

追加する傷病名を記入してください

災害発生日における年齢です

＊受理

平成 年 月 日

＊認定

平成 年 月 日

＊通知

平成 年 月 日

〇公務上 〇公務外

[注意事項]

1 請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。

2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。

3 「2 災害発生の状況」又は「＊5 任命権者の意見」の欄の記入にあたって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

4 「＊5 任命権者の意見」の欄中「

1 5

」には、下記の16種類の区分を記入すること。

01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
11 養護学校教員 12 養護学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
15 清掃業務員 16 その他の職員

5 「請求書の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

原則として被災職員が直接記入し、災害発生の状況、認定傷病名、認定番号、療養状況、追加傷病名が判明した経緯既往歴を記入してください。

2 災害発生の状況

私は、前記日時場所においてゴミ収集作業中、段差につまずいた際、右足を捻り右足関節捻挫と診断され、公務災害認定請求を行い、認定番号〇〇－〇〇〇〇〇〇で公務災害に認定され、現在〇〇病院で通院加療中です。
平成〇〇年〇〇月〇〇日にレントゲン検査を受けた結果、右足首に骨折があることが判明し、右足腓骨骨折と診断を受けました。

3 所属部局の証明

1及び2については、上記のとおりであることを証明します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地
所属部局の 名称 〇〇市〇〇部〇〇課
長の職・氏名 課長 〇 〇 〇 〇 (公印)

4 添付する資料名

☑診断書

☐現認書又は事実証明書

☐交通事故証明書

☐第三者加害報告書

☐時間外勤務命令簿の写

☐出勤簿の写

☐見取図

☐経路図

☐関係規程

☐定期健康診断記録簿の写

☐既往歴報告書

☐X線写真

☐写真

☐示談書

☑その他

5 任命権者の意見

1 5

本件は、公務上の災害として認定された傷病の療養中に、レントゲン検査により新たに判明した傷病であり、公務に起因した傷病と考える。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

任命権者の職・氏名 〇〇市長 〇 〇 〇 〇 (公印)

証明日付等は請求年月日以後です

初発の公務災害認定請求書類のコピーを添付してください。

十分に事実を調査して証明してください

— 94 —

— 95 —

認定された傷病に起因して療養中に新たに別の傷病を併発した事例の記載例]

追加

傷病名判明後できるだけ早く記入し、所属長に提出してください。

様式第1号の2

通勤災害認定請求書

地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿

請求年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

請求者の住所 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番 地

氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 氏 被災職員との続柄 本人

1 被災職員に関する事項

所属団体名 〇 〇 市

所属部局・課・係名（電話 〇〇－〇〇〇〇 ） 〇〇 部 〇〇 事務所

共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号

氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 昭 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 生 (〇 〇 〇 〇 歳)

職 名 事務吏員

災害発生の日時 (平成) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇 曜日) 午前 午後 8 時 15 分ごろ

災害発生の場所 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番地先 交差点

傷 病 名 輸血後肝炎

傷病の部位及びその程度 肝臓 約 1ヶ月間の休業加療

職名に応じて記入してください

屋外の場合は番地まで正確に記入してください

追加する傷病名を記入してください

災害発生日における年齢です

*受理	平成 年 月 日	*認定	平成 年 月 日
*通知	平成 年 月 日		□該 当 □非 該 当

〔注意事項〕

1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。

2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。

3 「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい（公務の性質を有するものを除く。）、職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。

ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。

原則として被災職員が直接記入し、災害発生の状況、認定傷病名、認定番号、療養状況、追加傷病名が判明した経緯既往歴を記入してください。

2

災害発生状況

1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

所在地 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番地

所属部局の 名称 〇〇 市 〇〇 部 〇〇 課

長の職・氏名 課長 〇 〇 〇 〇

4 添付する資料名

☑診断書☐現認書又は事実証明書☐交通事故証明書☐第三者加害報告書☐時間外勤務命令簿の写☐出勤簿の写☐見取図☐経路図☐関係規程☐定期健康診断記録簿の写☐既往歴報告書☐X線写真☐写真☐示談書☑その他

*5 任命権者の意見

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

任命権者の職・氏名 〇〇 市長 〇 〇 〇 〇

したがって、「2 災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。

4 「2 災害発生の状況等」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

5 「2 災害発生の状況等」の (1)の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始（予定）時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、(2)の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3)の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。

証明日付等は請求年月日以後です

初発の通勤災害認定請求書類のコピーを添付してください。

III 補償と福祉事業の内容と請求手続

補償・福祉事業を受けようとする者は、事前に補償請求書又は福祉事業申請書を提出しなければなりません。

補 償……法に基づき被災職員等の権利としてその請求により支給されます。

福祉事業……基金が独自に被災職員の福祉のために実施する制度であり、いわゆる付加給付です。

補償と福祉事業の種類

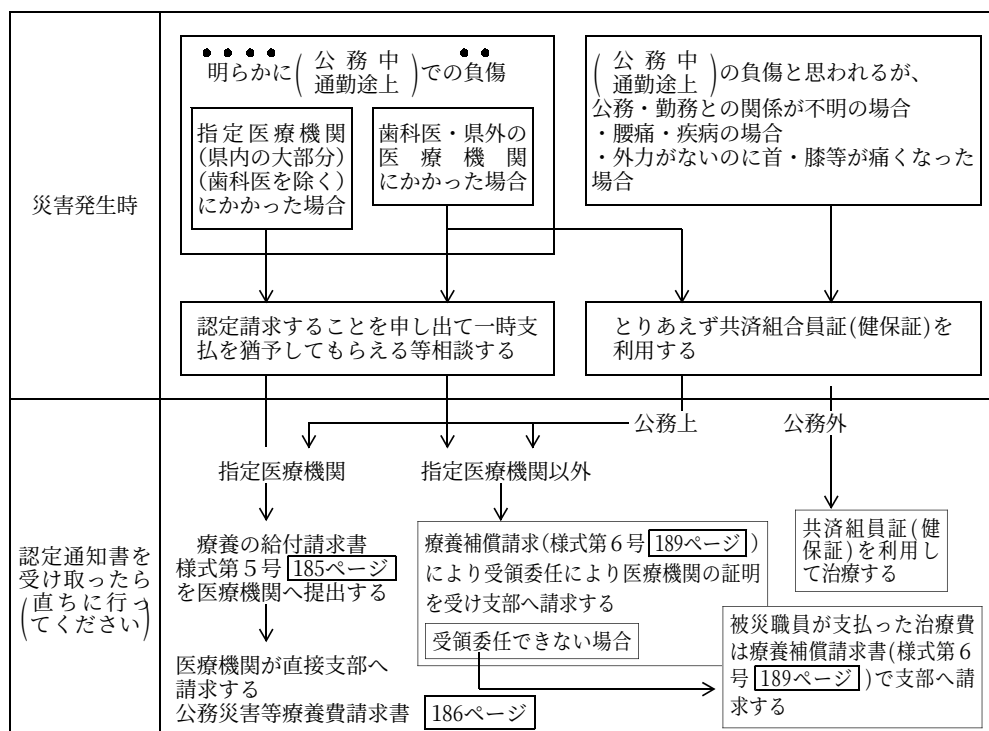
	補 償	福 祉 事 業
療養期間中	療 養 補 償 休 業 補 償 傷 病 補 償 年 金 介 護 補 償	休 業 援 護 金 傷病特別支給金 傷病特別給付金 奨 学 援 護 金 就労保育援護金 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業 在宅介護のための住宅に関する事業 長期家族介護者援護金
障害が残った場合	障 害 補 償 年 金 (障害補償年金前払一時金) 障害補償一時金 障害補償年金差額一時金 介 護 補 償	障害特別支給金 障害特別援護金 障害特別給付金 障害差額特別給付金 外 科 後 処 置 休 養 リハビリテーション 補 装 具 アフターケア 奨 学 援 護 金 就労保育援護金 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業 在宅介護のための住宅に関する事業 長期家族介護者援護金 身体障害者用自動車に関する事業
死亡した場合	遺 族 補 償 年 金 (遺族補償年金前払一時金) 遺族補償一時金 葬 祭 補 償	遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 奨 学 援 護 金 就労保育援護金
	未支給の補償	未支給の福祉事業

〔Ⅰ〕療養補償の内容と請求手続

医療機関への手続（＝治療費の取扱い）は、次のように行ってください。
いろいろなケースがありますので、どれに該当するか十分検討してください。

第 三 者 加 害
(交通事故・校内暴力等)

すぐに下の図の取扱いはできません。
(原則として、加害者に支払ってもらうことになります。)
必ず **141ページ** を見てください。



※柔道整復師（接骨院）へは、療養補償請求書 **189ページ** を提出してください。
※様式は様式集のページです。

○基金からどのような費用が支給されるか…………… **111ページ**

○転医 **112ページ** …自由に医療機関をかわることができるか

1 災害発生時の医療機関への対応

公務中・通勤途上に災害が発生すれば医療機関にかかることになりますが、治療費の請求方法等について、基金本部又は支部との契約の有無（契約があるものを **指定医療機関**）とによって、次の表のとおり、その取扱いが異なります。

種 別	範 囲	治 療 費 の 請 求
指定医療機関	大部分の県内の医療機関 （歯科医を除く。） 県外の国立等の病院の一部	公務災害等療養費請求書 により、直接基金支部へ請求してもらえます。 …………… 様式186ページ
指定医療機関以外の医療機関	歯科医 県外の医療機関のほとんど 調剤薬局	療養補償請求書 を持参して、受領委任の方法で直接基金支部へ請求してもらうか、自己負担して、後日基金支部へ請求することになります。…………… 第6号様式 189ページ

医療機関への公務上・通勤災害該当の通知は、基金が直接行います。

※ 注

(ア) 第三者の加害行為による災害の場合

加害者に支払ってもらうことが原則です。「Ⅴ 交通事故・校内暴力事件等の取扱い（第三者加害行為事案）」 **141ページ** をよく読んで、基金支部の補償先行が必要と思われる場合には、基金支部に相談の上、その手続を進めてください。

(イ) 腰が痛くなったとき、疾病を発症した場合

(ウ) 当該部位に直接の外力が加わらないのに首、膝が痛くなった場合（例えば、自転車のハンドルを切ったときに首が痛くなった、椅子から立ち上がった際膝が痛くなった。）

(エ) 公務中又は通勤途上の負傷と思われるが、事実関係が定かでない場合

(イ)～(エ)の場合には、 **とりあえず共済組合員証又は健康保険証で** 治療を受けて下さい。

2 認定後の治療費等の支払手続

(1) 指定医療機関で治療を受けた場合

認定通知書受領後、直ちに次の書類を医療機関に提出してください。

公務災害等療養費請求書 **様式集186ページ** 所属・任命権者で備え付けています。備え付けがない場合は、それぞれのページをコピーして利用できます。
(接骨院へは療養補償請求書 **様式集189ページ**)

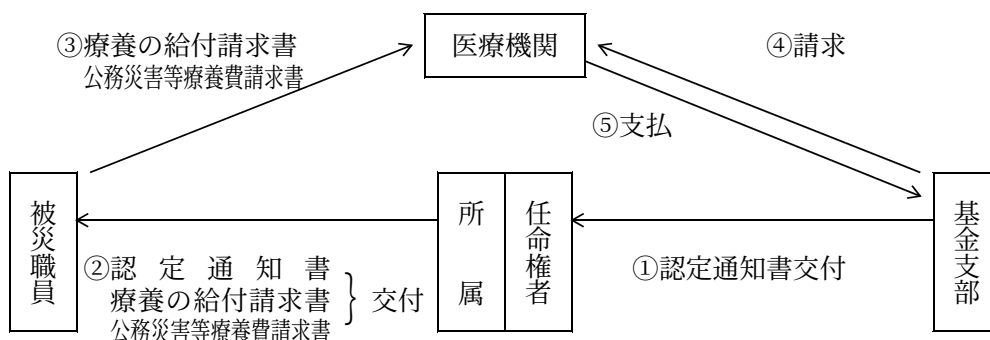
これらの書類を提出されないと、医療機関が治療費を請求できません。

医療機関は、治療費等を **公務災害等療養費請求書** で直接基金支部へ請求します。

基金支部は、請求書を審査の上、医療機関指定の金融機関（郵便局を除く）の口座へ治療費等を振り

込みます。

以上のことを図示すると次のようになります。



(2) 歯科医・県外の医療機関で治療を受けた場合（調剤薬局で調剤を受けた場合）

歯科医・県外の医療機関は基金支部と契約していませんので、認定通知書が交付されれば、所属（任命権者）に備え付けてある**療養補償請求書** [様式集189ページ](#)を医療機関へ提出してください。

なお、調剤薬局の場合には、**調剤費請求明細** [様式集191ページ](#) も必要です。

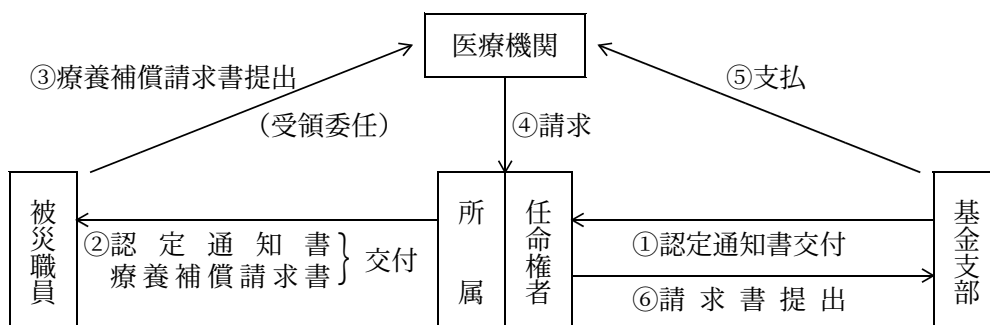
この場合に、2つの請求方法がありますが、原則としてアの方法で請求してください。

ア 受領委任する場合

医療機関の了解を得て、治療費等の受領を委任した場合は、**療養補償請求書**により、医療機関が直接基金支部へ請求します。

基金支部は、請求書を審査の上、医療機関指定の金融機関（郵便局を除く）の口座へ治療費等を振り込みます。

以上のことを図示すると次のようになります。



〔療養補償受領委任の記載要項〕

様式第 6 号

1 号 紙

療 養 補 償 請 求 書

認定番号			
請求回数		第 回 (年 月分)	
地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長 殿		請求年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地	
		ふ り が な 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (印)	
1 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を 医療機関名 に委任します。 委任者の氏名 〇 〇 〇 〇 (印)		
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の { 住 所 〇〇市〇〇〇町〇〇-〇 医療機関等の名称 〇 〇 〇 〇 病院 氏 名 (代表者名) 〇 〇 〇 〇 (印)		
2 被災職員の事項	所属団体名 〇 〇 市		所属部局名 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇 〇 〇 部 〇 〇 課
	氏 名 〇 〇 〇 〇 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (〇〇 歳)		職 名 主 事 ☒ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤 負 傷 又 は 発病の年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
3 診 療 費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり		円
4 調 剤 費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり		円
5 看 護 料	☐ 訪問看護 内訳は「*12訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円
	☐ 看護師 平成 年 月 日から 日間		円
	☐ 付添婦 平成 年 月 日まで		
6 移 送 費	☐ 交通費		円
	から まで キロメートル ☐ 片道 ☐ 往復		
□その他の移送費			円
7 上記以外の療養費			円
8 療養補償請求金額 (3~7の合計額)			円
9 送金希望の場合	振 込 先	振込先金融機関名	預金名義者名 (フリガナ) 氏 名
		銀行 支店	
		口座番号	
	送金小切手	銀行 支店	□普通預金 □当座預金
そ の 他			
*受理 平成 年 月 日		*通知 平成 年 月 日	*支払 平成 年 月 日
		*決定金額 円	

被災職員が記入・押印してください

医療機関に記入・押印してもらってください。

記入不要

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「認定番号」の欄は、第1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局または訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事を含まない場合の食料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて自筆による署名をすることができる。

(11. 2. 16改正. 12. 3印刷)

＊ 10 診療費請求明細				(職員氏名)				
傷 病 名	ア	診療 開始 日	ア平成 年 月 日	診療 期間	平成 年 月 日から	診療 実日数	平成 年 月 日まで	
	イ		イ平成 年 月 日		平成 年 月 日まで			
	ウ		ウ平成 年 月 日					
初診	時間外 休日・深夜	回	点					
再 診	再	傷 病 の 経 過	診					
	外		×		回			
	来		×		回			
	管		×		回			
理	×	回						
加	×	回						
算	×	回						
外	×	回						
時	×	回						
間	×	回						
休	×	回						
日	×	回						
深	×	回						
夜	×	回						
指 導				転	平成 年 月 日			
在 宅	往	診 間	回	治	ゆ	繼	続	
	夜		回		転		医	
	深		回		中		止	
	夜		回		死		亡	
・	緊	急	回	摘 要				
在	在宅患者訪問診療	回	この面は医療機関に記入 してもらってください。					
宅	そ の 他	回						
	薬 剤	回						
投 薬	内服	薬 剤		×	単	位		
	調	剤		×	単	位		
	屯服	薬 剤		×	単	位		
	調	剤		×	単	位		
外	用	薬 剤		×	単	位		
調	剤	×		単	位			
処	方	×		回				
麻	毒	×	回					
調	基	×	回					
注 射	皮下	筋 肉	内	回				
	静	脈	内	回				
	そ	の	他	回				
処 置	薬 剤	回						
手 麻 術 ・ 酔	薬 剤	回						
検 査	薬 剤	回						
画 診 像 断	薬 剤	回						
そ の 他								
入 院	入院年月日	平成 年 月 日						
	病 特 基	入院時基本診療料（入院料）						
	院 3 1	（室料・看護料・給食料）						
	診 特 基	食 有 × 日間						
	療 2 2	食 無 × 日間						
	所 特 基	食 有 × 日間						
	基 1 1	入院時医学管理料						
	食 特 他	× 日間						
	普 1 1	× 日間						
	食 1 1	× 日間						
基 1 1	× 日間							
寝 1 1	× 日間							
衣 2 1	× 日間							
基 3 1	× 日間							
所 の 他								
診療報酬点数表により計算できるもの				合計点数	1 点単価	円		
診療報酬点数により計算できないもの				診断書料・入院室料差額等		円		
診療費請求合計額						円		
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。（この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。）								
平成 年 月 日				診療機関の	所在地 名称 医師の氏名	㊤		

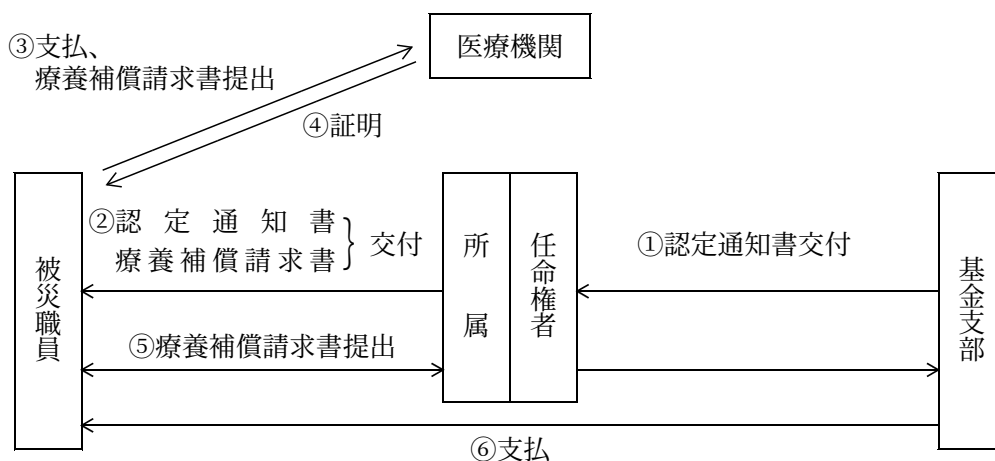
イ その他の場合

医療機関に治療費を支払っている場合は、治療等を**療養補償請求書** 様式集189ページ により、所属・任命権者を經由して基金支部へ請求してください。その際、医療機関に診療費請求明細を記入してもらい証明を受け、領収書とともに提出してください。

基金支部は、請求書を審査の上、被災職員指定の金融機関（郵便局を除く）の口座へ治療費等を振り込みます。

なお、共済組合員証等で治療を受けた場合の手続は次の「(3) **共済組合員証等を使用して治療を受けた場合**」によります。

以上のことを図示すると次のようになります。



様式第 6 号

1 号 紙

様式第 6 号

1 号 紙

様式第 6 号

1 号 紙

様式第 6 号

1 号 紙

様式第 6 号

1 号 紙

様式第 6 号

1 号 紙

様式第 6 号

1 号 紙

(3) 共済組合員証等を使用して治療を受けた場合

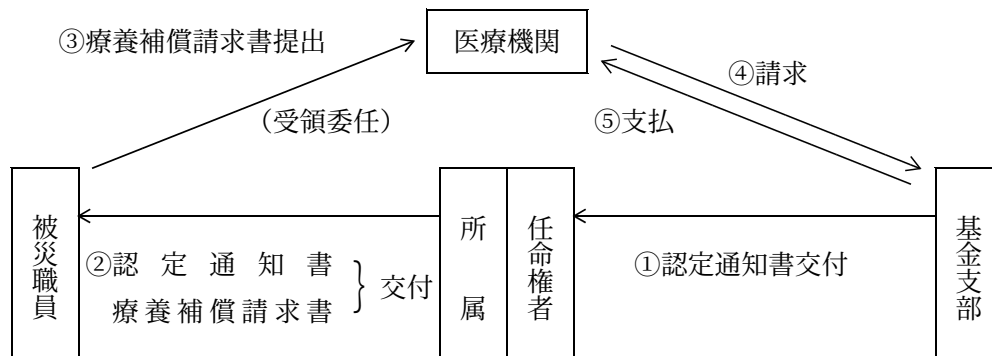
認定通知書が交付されたら、所属(任命権者)に備え付けてある療養補償請求書 様式集189ページを医療機関へ提出して、公務災害又は通勤災害扱いにしてもらってください。

この場合に、2つの請求方法があります。

ア 医療機関が当初から公務災害又は通勤災害として取扱う場合

(1)と同様の取扱いがされますが、一部負担金を支払っている場合は、医療機関から返金してもらってください。

以上のことを図示すると次のようになります。



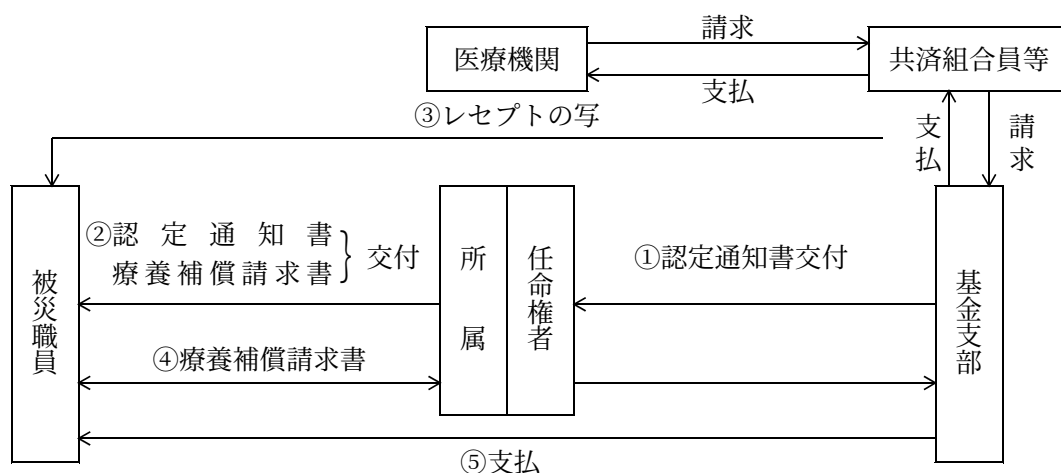
イ 医療機関が認定通知後から公務災害又は通勤災害として取扱う場合

支払っている治療費等は、療養補償請求書 様式集189ページ により、所属・任命権者を經由して基金支部へ請求することができます。その際、医療機関で治療内容の証明を受け、領収書とともに提出してください。

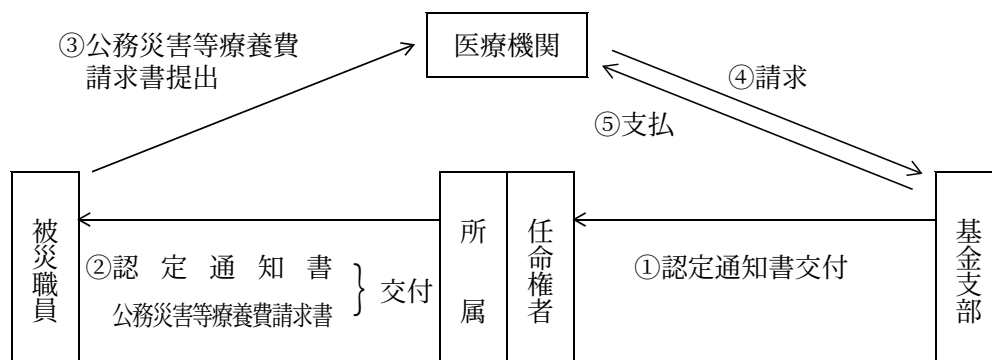
基金支部は、請求書を審査の上、被災職員指定の金融機関（郵便局を除く）の口座へ治療費等を振り込みます。

以上のことを図示すると次のようになります。

(今までに支払った治療費等の取扱い)



(認定通知後の治療費等の取扱い)



(4) 第三者の加害行為による災害の場合

原則として、第三者に治療費を負担してもらってください。必ず 141ページ をみてください。

3 基金からどのような費用が支給されるか

次の表の「費用」欄に掲げる費用について、「支給の基準」欄に掲げる要件を満たせば支給されます。

請求手続は、療養補償請求書 様式集189ページ に「添付書類等」欄に掲げる書類等を添付して、所属・任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

費 用	支 給 の 基 準	添付書類等
治 療 費	診療報酬点数計算による診療費は大半が問題なく認められます。 しかし、災害と直接因果関係がない傷病の治療費は認められません。	・ 領 収 書
文 書 料	補償の実施上必要な文書に限られます。 診断書料は、災害の認定請求手続に要したもの（ 原本を基金に提出したものに限る。 ）が 通常1通分 のみ認められます。 補償請求書に添付するための証明書類等は、原則としてすべて認められます。 したがって、 服務関係等他の目的に使用する診断書料等については、自己負担となります。	・ 領 収 書
補 装 具 費	療養上医師が必要と認めた場合には、コルセットの購入費用や松葉杖の賃貸料が認められます。	・ 医師の装着必要証明書 ・ 領 収 書
室 料 差 額	特別室、個室、少人数の病室利用の場合の差額は、救急の場合で普通病室が満床のとき、病状により療養上必要と医師が指示した場合等に関限り認められます。 ※満床のときは、1週間が限度となります。	・ 上級室・個室使用証明書 様式集192ページ ・ 領 収 書
看 護 料	入院した場合の看護は、原則として医療機関において行われますが、医療機関が基準看護（完全看護）でなく、かつ病状重篤につき医師の指示により看護人を雇った場合などに認められます。 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護料については自宅療養中、重症のため常時看護師が必要な場合に認められます。	・ 看 護 証 明 書 様式集194ページ ・ 領 収 書

費 用	支 給 の 基 準	添付書類等
入 院 諸 費	入院料とは別に医療機関から請求される冷暖房費、電気代、ガス代、貸与寝具代等は、入院者全員から徴収される性格のものの場合には認められます。	・領 収 書 (内訳、明細の判るもの)
歯科補綴料	歯科補綴における材質については、歯科補綴の効果又は技術上の必要による材質によるものとし、単に審美性を目的として貴金属等を使用する場合には認められませんので、その材質が妥当かどうかについて 事前に基金支部に歯科医師の意見書及び見積書を添えて協議してください。	・歯科補綴等見積書 様式集196ページ ・領 収 書
移 送 費 (通院費)	被災場所から医療機関へ移送される場合又は医療機関相互を転送される場合の費用並びに合理的な範囲内の医療機関へ通院のための交通費が認められます。 なお、交通費は、一般的には鉄道、バス等の交通機関の利用によるものが認められます。	・移 送 費 明 細 書 様式集193ページ ・領 収 書
薬 局 調 剤	医師の処方せんにより、薬局で調剤をしてもらったときは認められます。	・調 剤 費 請 求 明 細 様式集191ページ ・領 収 書

4 転 医

自己都合による重複診療やたび重なる転医は認められません。

診療を受ける医療機関は、被災職員が自由に選択して差支えありませんが、応急手当の場合を除いて、原則として療養に都合のよい自宅又は勤務場所の近くで、かつ、その傷病に対する専門の医療機関が適当と考えられます。

なお、医療機関を理由なくたびたび変更したり、同時に何か所もの医療機関で受診（**重複診療**）したりすることは、療養上好ましくなく、必要な治療とみなされず、重複診療の一方の治療費、また転医した際の初診料を自己負担していただくことがあります。

転医については、次の場合のように医学上又は社会通念上の妥当性を有することが必要です。

- (1) 発生場所の最寄りの医療機関で応急手当を受けたあと、療養に適した専門医療機関へ転医する場合
- (2) 入院加療を受けていた医療機関から、傷病の経過上、勤務先又は自宅からの通院に便利な医療機関へ転医する場合
- (3) 現在治療を担当している医師が医療技術、施設等の問題から、他の専門医療機関を紹介し、転医させる場合

5 療養補償の基本的な考え方(範囲)

療養補償は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に、それが治るまで、必要な療養を行い（現物補償）又は必要な療養の費用を支給して（金銭補償）行うこととなっています。

この療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものであり、その内容は個々の傷病に即して医学上、社会通念上妥当と認められるもの（労災保険の療養補償給付に準じます。）とされています。

なお、療養補償に対する消費税については非課税とされています。

(1) 診 察

ア 医師及び歯科医師の診察（往診を含みます。）

イ 療養上の指導及び監視

ウ 診断上又は診断上必要なあらゆる化学的定性検査、顕微鏡検査、レントゲン検査その他必要な検査
（注）現在の医学水準からみて、診療上必要な検査に限られ、診療と直接関係のない検査は、必要な療養とは認められません。

エ 診断書、処方せんその他意見書等の文書

（注）補償の実施上必要な文書に限られ、例えば病気休暇届に添付する診断書のように、基金支部に提出せず勤務関係等他の目的に使用するものは認められません。

(2) 薬剤又は治療材料の支給

ア 内服薬及び外用薬の支給については、医師が必要と認める限り、原則として療養補償の対象として認められます。したがって、被災職員自ら売薬を求めた場合の費用については、医師が必要と認めたもののみに限られます。

（ワクチン、インターフェロン等は認められない場合があります。）

イ ガーゼ、包帯、油紙、容器、コルセット、固定装具、副木その他の治療材料の支給については、医師が治療上必要と認めたもの又は直接治療に関係があると認められるものに限られます。療養中でなくても日常生活に一般に必要とされるような生活用品、例えば洗面器、コップ、タオル等は原則として認められません。また、便器、氷のう、氷枕、ゴム等の療養器材についても、医師が必要と認めたものに限り支給されます。

ウ 歯科補綴における金等の使用については、歯科補綴の効果又は技術上の特別の必要から金等を使用することを適当とする場合に限り認めます。

エ C型肝炎に対する治療として投与されるインターフェロン製剤の投与は療養補償の対象となりますが、C型肝炎として治療を要する状態であると医師が判断した場合に限り、投与期間は原則として1カ月程度として認められます。

(3) 処置・手術その他の治療

ア 包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置

（注）輸血には、輸血の処置費、血液の料金、輸送費、検査料等が含まれます。

イ 切開、創傷処置及び手術並びにこれらに伴う麻酔

（注）現在の医学通念から、一般にその治療効果が認められている方法による必要があります。

ウ その他の治療

（7）熱気療法、温浴療法、紫外線療法、放射線療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等

（イ）温泉療法、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等で医師が必要と認められたもの

（注）医学上必要と認められるもので、医師の指導のもとに行われることが必要です。

温泉療法については、温泉の化学的作用等によりその治療効果が期待できるような疾病の場合に限られ、温泉の選択、入浴方法等について医師の直接の指導が必要であるので、原則として、温泉病院、温泉療養所において行うものに限られます。

マッサージ、はり、きゅう等については、医師が必要と認めたものに限られます。また脱臼又は骨折の患部に対する応急手当、打撲又は捻挫の患部に対する施術は、柔道整復師限りで行うことができます。

- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護自宅療養中、重症のため常時看護師（付添婦）の看護が必要な場合、その看護料が認められます。

(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

ア 入 院（入院に伴う食事を含みます。）

個室又は上級室の使用については、療養上相当と認められる場合、例えば緊急に入院させる必要があり、**普通室が満床の場合（療養補償の対象は、当初の7日間に限ります。）**や、隔離を要する感染症等傷病の状態から個室が必要である場合等で、かつ、当該個室又は上級室に収容せざるを得ないと認められる事情がある期間に限られます。

入院中の冷暖房費、電気代、ガス代等で入院料とは別に医療機関から当然に請求されるもの（当該用具の使用等について、被災職員等の選択に任せられている場合を除く。）については、療養補償の対象として認められます。

また、入院中、貸寝具業者から寝具を借用し、その貸借料を負担した場合等には寝具料が認められます。

イ 入院中死亡した場合の死体の安置

ウ 看 護

入院中、重症のため、常時看護師の看護が必要な場合、その看護料が認められます。

※ 常時看護師（付添婦）の看護が必要な場合とは

ア 症状が重篤であって、絶対安静を必要とし、又は手術等のため長時間にわたり、看護師等（看護師又は看護師がいなかったためこれに代えて付添婦を付した場合の付添婦をいいます。以下同じ。）の常時監視を要し、随時適切な処置を講じる必要があると医師が認めた場合。（居宅における療養中であるか入院中であるかを問いません。）

イ その他体位変換又は床上起座が常時不可又は、不能であるもの、食事及び用便について常時介助を必要とするもの等で、看護師等の看護が特に必要、かつ、相当と医師が認めた場合。（居宅における療養中であるか入院中であるかを問いません。）

ウ 前記ア又はイの場合で、入院中であるとき、看護師等が得られないためにこれに代わって家族が付き添った場合は、その付添の費用

エ 看護料又は付添の費用は、当該地方の看護師等の慣行料金（ウの場合の付添の費用は、付添婦の料金）により支給されます。

なお、**いわゆる基準看護を実施している医療機関に入院中の看護については、当該医療機関に勤務する看護従事者以外の者による看護は、特別の事情があると認められない限り、原則として必要な看護とは認められません。**

平成6年度の健康保険法の一部改正により、入院患者に対する看護・介護サービスについては医療

機関が責任を持って自らの職員による提供を行うよう付添看護を原則として平成7年度末をもって解消することになりました。これによりすべての医療機関が基準看護を実施することになります。但し、計画的に付添看護を解消としている一部の医療機関については、平成7年度以降も若干の期間延長が認められることがあります。

看護を必要とするかどうかの判断は、医師が行うものですが、その期間は病状又は手術等の程度に応じた必要な期間に限られるので、看護を必要とする旨の医師の証明には、看護を必要とする期間も明示されていることが必要です。

また、**看護師等の往復旅費については**、被災職員がその療養の地域から看護師等を求めることができないため、やむを得ず当該地域以外から看護師等を求めた場合であって、かつ、看護師等の旅費を被災職員が負担した場合に、**看護師等の雇用期間を通じて1回に限り認められ**、その額は看護師等の居住地から被災職員の療養地までの間の1往復に要した額で実際に被災職員が負担した額が支給されます。

(6) 移 送

ア 災害の発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中に他の病院、診療所等へ移送を必要とする場合の交通費、人夫賃及び宿泊料

イ 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費

ウ 独歩できない場合の介護付添に要する費用

エ 災害の発生場所、病院又は診療所等から自宅までの死体搬送の費用

オ その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの

なお、移送費についても、療養上必要、かつ、相当なものに限られるので、例えばバスで十分な症状であるのにタクシーを使用した場合、そのタクシー代は支給されません。

また、入・退院のための寝具、日用品等の運送費についても、「その他必要と認められる移送の費用」として支給されます。

6 長期療養者の調査

療養の開始後1年6ヶ月を経過した日において負傷又は疾病が治っていない者は、「療養の現状等に関する報告書」 様式集198ページ を所属・任命権者を通じて基金支部に提出しなければなりません。

この報告書の提出については、基金支部から任命権者・所属を通じて通知することになっています。

〔Ⅱ〕 治 ゆ（症状固定）

1 治 ゆ

災害補償制度では、次の場合「治ゆ」といいます。

(1) 完全に傷病が治った場合……完治

(2) **症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった場合**

(例えば**対症療法**だけを行っている状態) ……**症状固定**

2 治 ゆ 後

認定された傷病が治ゆした場合には、療養補償が終了し、その際、障害等級表 法令第52ページ に定める障害が残れば、障害補償が支給されます。

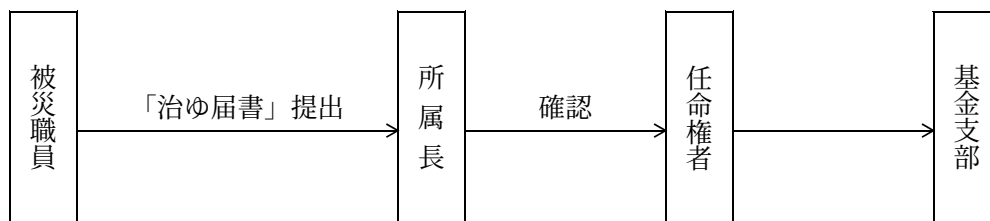
3 治 ゆ の 届

傷病が治ゆした場合には、速やかに「**治ゆ届書**」 様式集195ページ を所属長の確認を得て、任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

治ゆ年月日は、最後に医療機関にかかった日又は症状固定となった日を記入してください。

基金支部では、独自の調査に基づいて治ゆの認定を行う場合もあります。

以上のことを図示すると次のようになります。



各任命権者の公務災害事務担当者は、常に被災職員の療養状況を把握し、傷病が完治又は症状固定した場合には、必ず速やかに「**治ゆ届書**」を提出するよう被災職員を指導してください。

Ⅳ 平均給与額

療養補償及び介護補償以外の補償の額の算定には、平均給与額が必要です。

平均給与額の計算は、ケースに応じて6種類の計算方法があり、個々の事例に応じ、下図のように算定方法を組み合わせることとなります。

なお、事例的には、給与法令上その職員について決定されている基本的給与（給料等）の外に、時間外勤務手当等実績に基づいて支給される給与を受けている職員（下図のケース2）が最も多く、この職員の平均給与額を算定するには、原則計算、最低保障計算及び比較計算の3種類の計算を行う必要があります。

○平均給与額を算定するに当たって	123 ページ
○一般的な算定方法	125 ページ
○特殊な場合の算定方法	130 ページ
○補償を行うべき事由の生じた日における基本的給与を基礎とした算定方法	132 ページ
○その他の算定方法	133 ページ
○ケース2の平均給与額算定の記載例	136 ページ
○平均給与額の最低限度額及び最高限度額	138 ページ
○スライド率	139 ページ

平均給与額の算定方法の組み合わせ

算 定 方 法		ケース						
		1	2	3	4	5	6	7
(1) 原 則 計 算	125ページ	○	○	○	○			
(2) 最 低 保 障 計 算	127ページ		○		○		○	
(3) 控 除 計 算	128ページ			○	○	○	○	
(4) 過去3月間に支払われた給与がない場合等の計算	130ページ					○	○	
(5) 採用の日に災害を受けた場合の計算	131ページ							○
(6) 比 較 計 算	132ページ	○	○	○	○	○	○	○
(注) ① ○印は必ず行うべき平均給与額の算定方法 ② ケースの1から7までは、下記の各号を示す。 1. 給与の全部が基本的給与の場合 2. 給与の全部または一部が日額等で支払われている場合 3. 過去3月間、療養等のため勤務することができなかった日が含まれている場合 4. 2及び3が競合する場合 5. 採用の日の属する月に災害を受けた場合等 6. 2及び5が競合する場合 7. 採用の日に災害を受けた場合 なお、災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合には、(1)～(5)の計算で得られた額にスライド率を乗じる必要があります 139ページ。								

1 平均給与額を算定するに当たって

(1) 平均給与額

平均給与額は、被災職員の1日の給与の平均額を意味するものであり、災害補償の額は、療養補償及び介護補償を除きすべてこの平均給与額を算定の基礎として、これに一定の割合又は日数を乗ずることにより決められるものです。

この平均給与額の算定は、実質的には、被災職員の所属部局等においてなされるものであり、各団体の担当者は、その算定に当たっては、細心の注意を払う必要があります。

なお、平均給与額算定書の内容を基金支部で確認するため、**任命権者は次のような資料を平均給与額算定書に添付する必要があります。**

ア 給与支給明細書

算定書に記載されている各月給与の支給額が確認できる明細書の写

イ 出勤簿

算定書に記載されている勤務した日数及び控除日数を確認できる出勤簿等の写（出勤簿等がない場合は、これらの日数を証明する文書を提出する必要があります。）

(2) 平均給与額の算定の基礎となる給与の種類

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類としては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準じる手当を含む。）、へき地手当（これに準じる手当を含む。）、農林漁業改良普及手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当（臨時に支給されるもの及び寒冷地手当に相当するもの以外の3月を超える期間ごとに支給されるものを除く。）があります（**臨時的な給与である期末・勤勉手当は含まれません。**）。

なお、常勤的非常勤職員の場合の給与は、前記の給与に相当する給与とされています。

また、平成13年4月1日以降当分の間は、特例一時金をこれらの給与に含むこととされています。

(3) 平均給与額の算定方法

ア 算定方法の種類

平均給与額は、被災職員の平常時における給与、すなわち被災しなければ得られるであろう給与の額を算定の基礎とするため、原則として被災直前の給与の額をその算定の基礎としています。

しかし、採用日に災害を受け現実に支払われる給与がない場合や、災害発生の日以前に長期にわたり病気欠勤の期間があり、たとえ給与が支払われていても、平常時における給与として正当に評価できない場合などは、算定に当たり諸々の問題が生ずる場合が考えられます。

また、災害発生時点において算定した平均給与額が仮に妥当なものであったとしても、災害発生後長期間にわたり療養している場合や、その後、障害を残した場合等には、その間のベースアップ等の給与水準が反映されないものとする公平を欠くことになる場合も考えられます。

そこで、一般的な算定方法として①**原則計算**（法第2条4項本文）②**最低保障計算**（法第2条4項ただし書）③**控除計算**（法第2条6項）、特殊な場合の算定方法として④**過去3月間に支払われた給与がない場合等の計算**（規則第3条1項）⑤**採用の日に災害を受けた場合の計算**（規則第3条2項）、

補償を行うべき事由が生じた日における（給与改定を反映させる）算定方法として⑥比較計算（規則第3条3項）の6種類の算定方法が定められています。

なお、上記の計算方法によっても、なお公平を欠く場合等の算定方法等（以下「その他の計算方法」という。）として⑦災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（規則第3条4項）⑧職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（規則第3条5項）⑨最低保障額（規則第3条6項）等が定められています。

イ 算定に当たって特に注意すべき事項

「⑥比較計算（規則第3条3項）」については、全ての場合に実施する必要があり、平均給与額は、上記のいずれか一つの方法によればよいというわけではなく、個々の事例に応じ2つ以上の方法により決定されることが通例です。

算定方法の組合せ（その他の計算方法を除く。）を図示すれば、次のとおりとなります。

たとえば、給与法令上その職員について決定されている給与（基本的給与（給料、扶養手当、調整手当、特勤勤務手当等）の外に、時間外勤務手当及び宿日直手当等、日又は時間の実績に基づいて支給される給与を受けている職員の平均給与額を算定する際の組合せは、**図のケース2であり、原則計算、最低保障計算及び比較計算を行うこととなります。**

なお、算定された平均給与額に1円未満の端数が生じた場合には、これを1円に切り上げることとされています。なお、計算途中においては端数処理を行いません。

適用条項等	ケース	1	2	3	4	5	6	7
(1) 原則計算 (法第2条第4項本文)		○	○	○	○			
(2) 最低保障計算 (法第2条第4項ただし書)			○		○		○	
(3) 控除計算 (法第2条第6項)				○	○	○	○	
(4) 過去3月間に支払われた給与がない場合等の計算(規則第3条第1項)						○	○	
(5) 採用の日に災害を受けた場合の計算 (規則第3条第2項)								○
(6) 比較計算 (規則第3条第3項)		○	○	○	○	○	○	○

(注) ① ○印は必ず行うべき平均給与額の算定方法

② ケースの1から7までは、下記各号を示し、表側の適用条項は、それぞれケースに応ずる算定の法令根拠を示すものである。

- 1 給与の全部が基本的給与の場合
- 2 給与の全部又は一部が日額等で支払われている場合
- 3 過去3月間に療養等のため勤務することができなかった日が含まれている場合
- 4 2及び3が競合する場合
- 5 採用の日の属する月に災害を受けた場合等
- 6 2及び5が競合する場合
- 7 採用の日に災害を受けた場合

なお、災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合には、(1)～(5)の計算で得られた額にスライド率を乗じる計算（規則第3条第4項）を行います。

また、上記の各ケースによる平均給与額が、規則第3条第6項の最低保障額に満たない場合は、当該保障額を平均給与額とする。また、年金たる補償は法第2条第11項で、休業補償については同条第13項で年齢階層ごとの平均給与額の最低・最高限度額が定められている。

2 一般的な算定方法

(1) 原則計算(平均給与額算定書(A)欄)

平均給与額は、原則として、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去3月間（その期間内に職員となったものについては、その職員となった日までの間である。以下「過去3月間」という。）にその職員に対して支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た額（以下「平均日額」という。）となります。

過去3月間にその職員に対して支払われた給与の総額とは、その間の勤務について職員に支払われるべき給与の意味ですから、その間の給与が遡及して改定された場合には改定後の額により、また、時間外勤務手当、特殊勤務手当等のように給与支払の実務上、勤務した月の翌月に支払われる給与は、勤務した月に支払われた給与として取り扱います。

なお、寒冷地手当は、災害発生の日に寒冷地手当支給地域に在勤し、かつ、同日以前における直近の支給日に同手当を受けた場合に限り、条例等に定められた基準日から災害発生の日までの間において支給を受けた額（条例等の規定による返納額がある場合には、返納額を減じた額）を365で除して得た額に平均給与額の算定の基礎となる総日数を乗じて得た額を「給与の総額」に加え（実際は寒冷地手当の1/365を平均日額に加える。）、また、特殊勤務手当のうち、漁獲手当等の名称で支給される手当の額についても特例が設けられています。

特例一時金は、被災職員が特例一時金の支給を受けた場合であって、平均給与額の算定期間に条例等に定める特例一時金の基準期間があるときは、特例一時金を12で除して得た額に、平均給与額の基準期間内の月数を乗じて得た額を「給与の総額」に加えます。

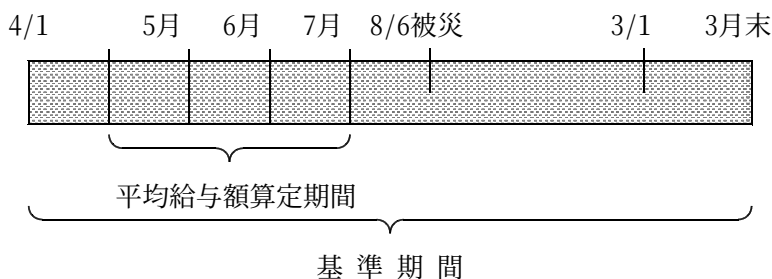
また、過去3月間の総日数とは、日曜日その他勤務を要しない日を含む暦日数のことであり、この過去3月間の途中で採用された職員については、その採用された日以降の暦日数になります。

特例一時金の考え方

- ・ 特例一時金の基準期間に無給期間のない職員

$$\text{特例一時金の月額相当分} \left(\frac{\text{特例一時金の額}}{12} \right) \times \text{平均給与額の算定期間内の基準期間の月の数}$$

(例)



特例一時金の月額相当分の3月分を平均給与額の算定の基礎となる給与に加える。

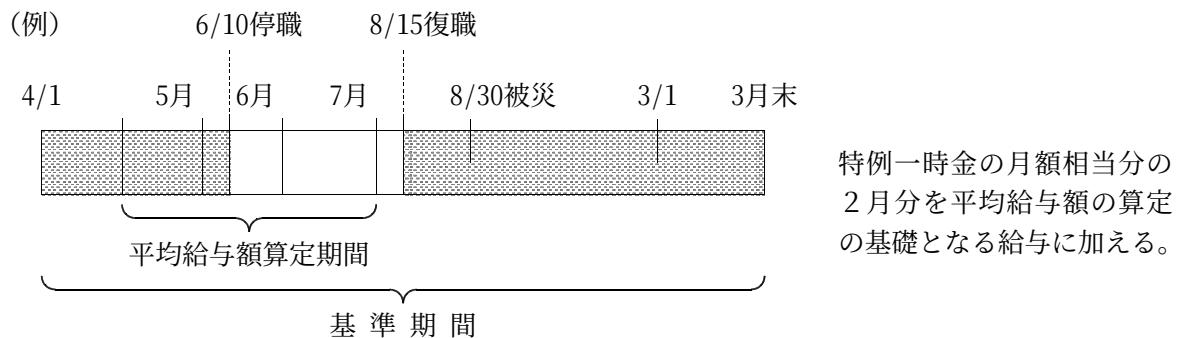
※・基準日：3月1日（例）

- ・  は有給であることを示す。

以上次例にて同じ

・特例一時金の基準期間に無給期間のある職員

$$\text{特例一時金の月額相当分} \left[\frac{\text{特例一時金の額}}{12 - \text{基準期間における無給期間の月の数}} \right] \times \text{平均給与額の算定期間内の基準期間の月の数} - \text{当該算定期間内の基準期間における無給期間の月の数}$$

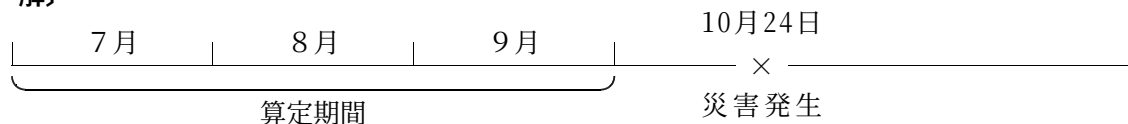


なお、特例一時金が支給されない場合（例：条例等に定める特例一時金の基準日の前に離職した場合又は特例一時金の基準日に無給休職職員等である場合）には、当然のことながら平均給与額の算定の基礎となる給与に加えられることはない。

○原則計算の算定例(1)

10月24日に災害を受けた場合

〔図 解〕



〔給与内訳〕

給 与 期 間		7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計
総 日 数		31日	31日	30日	92日
勤 務 した 日 数		24日	25日	24日	73日
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円
	調 整 手 当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円
	住 居 手 当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円
	通 勤 手 当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円
	時間外勤務手当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	特殊勤務手当	円	円	円	円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	338,280円	336,364円	342,112円	1,016,756円

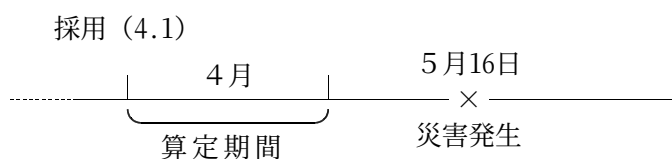
〔計算方法〕

$$\text{◎ 平均給与額} = \frac{7, 8, 9 \text{ 月の給与総額}}{7, 8, 9 \text{ 月の総日数}} = \frac{B}{A} = \frac{1,016,756 \text{ 円}}{92} = 11,051^{69} \text{ 円}$$

○原則計算の算定例(2)

4月1日に採用された者が、5月16日に災害を受けた場合

〔図 解〕



〔給与内訳〕

給 与 期 間		4月1日から 4月30日まで	計
総 日 数		30日	30日
勤 務 し た 日 数		25日	25日
給 与	給 料	129,800円	129,800円
	扶 養 手 当	0円	0円
	調 整 手 当	12,980円	12,980円
	住 居 手 当	7,000円	7,000円
	通 勤 手 当	12,000円	12,000円
	時間外勤務手当	円	円
	特殊勤務手当	円	円
	宿 日 直 手 当	円	円
		円	円
		円	円
計		161,780円	161,780円

〔計算方法〕

$$\text{◎ 平均給与額} = \frac{4 \text{ 月の給与}}{4 \text{ 月の総日数}} = \frac{161,780 \text{ 円}}{30} = 5,392^{66} \text{ 円}$$

(2) 最低保障計算 (平均給与額算定書 (B) 欄)

この計算は、過去3月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合の特例的な計算方法です。

この計算の趣旨は、給与が日給、時間給又は出来高給によって計算されている場合には、実際に勤務

した日数によって受ける給与の額が左右されるので、過去3月間において勤務できなかった日が多いときは、原則計算による平均給与額は著しく低くなって公正を欠くこととなる。そこで、このような場合を救済するために最低保障の規定が設けられているものです。

過去3月間において、給与の全部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た額の60%を最低保障額とし、給与の一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合には、その部分の給与の総額について前記の方法により計算した額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た額との合算額を最低保障額とし、これらの額が・の原則計算によって得た額より高額の場合には、これらの額が平均給与額となります。

この場合、勤務した日数には、過去3月間において現実に勤務した日だけではなく、有給休暇、職専免のように勤務はしないが、勤務した場合と同様に給与が支払われる日も含まれます。また、土曜日も1日として計算します。

(3) 控除計算(平均給与額算定書(C)欄、(C')欄)

この計算は、過去3月間に職員の責めに帰することのできない事由等によって勤務することができなかった日等がある場合の特例的な計算方法です。

この計算は、健康で通常の状態における給与水準を補償の水準とすることから、このような事情により勤務しなかった期間は、給与が通常に比べて減少しているか又は支払われていないため、この影響を平均給与額の計算に際して除外し、職員に不利にならないよう配慮したものです。

具体的には、過去3月間に次に掲げる日がある場合には、「その日数」及び「その間の給与」は、**控除して計算します**。ただし、控除事由がある場合でも、控除しないで計算した平均給与額が、控除して計算した平均給与額より高額となる場合は、その額が平均給与額となります。

ア 負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができなかった日（年次休暇等であっても療養のため勤務することができなかった日、及び親族の看護のため勤務することができなかった日を含む。）

イ 被災職員が出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前から出産後8週間以内において勤務しなかった日

ウ 介護のために承認を受けて勤務しなかった日

エ 地方公共団体の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかった日

オ 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかった日（組合休暇を与えられた期間を含む。）

カ 育児休業の承認を受けて勤務しなかった日

これらの場合には、ア～オの事実を証明する書類（出勤簿等）を添付する必要があります。

「その日数」には、勤務を要しない日、休日等を含み、1日の一部が控除事由に該当するとき（例えば、組合休暇で半日休になる場合）も、その日を全く勤務しなかったものとして控除することになります。

「その間の給与」は、原則として、控除事由に該当する日の属する月に支給されるべき当該給与の月額をその月の暦日数で除して得た額に当該月の勤務できなかった日数又は勤務しなかった日数を乗じて得た額、特例一時金の月額相当分をその月の暦日数で除して得た額に控除日数を乗じて得た額及び平均給与額の算定の基礎となる寒冷地手当の額を365で除して得た額に、控除日数を乗じて得た額

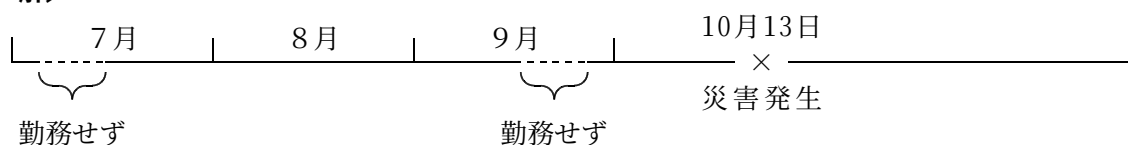
となります。

なお、例えば、控除すべき日に時間外勤務を行っていたような場合には、その日の時間外勤務手当も控除の対象となります。

○控除計算の算定例

10月13日に災害を受けたが、7月9日から7月13日までと9月19日から9月22日まで私傷病で休んでいた場合

〔図 解〕



〔給与内訳〕

給 与 期 間		7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計
総 日 数		31日	31日	30日	92日
勤 務 し た 日 数		24日	25日	24日	73日
控 除 日 数		5日	0日	4日	9日
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円
	調 整 手 当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円
	住 居 手 当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円
	通 勤 手 当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円
	時間外勤務手当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	特殊勤務手当	22,833円	22,833円	22,833円	68,499円
	宿 日 直 手 当	円	円	円	円
	日 額 特 勤	4,370円	5,750円	4,370円	14,490円
		円	円	円	円
計		365,483円	364,947円	369,315円	1,099,745円

〔計算方法〕

◎ 原則計算による額

$$1,099,745円 \div 92日 = 11,953 \frac{75}{92} 円 \cdots \cdots A$$

◎ 控除計算による額

(控除日数)

7月…5日 9月…4日 (勤務を要しない日を含む。)

(控除すべき給与)

{給料+扶養手当+調整手当+住居手当+通勤手当+特殊勤務手当}

÷ (暦日数) × (控除日数) で求める

7月分 $341,953円 \div 31日 \times 5日 = 55,153^{70}円 \cdots \cdots a$

9月分 $341,953円 \div 30日 \times 4日 = 45,593^{73}円 \cdots \cdots b$

$a + b = 100,747^{43}円$

(控除計算)

(給与総額－控除すべき給与) ÷ (総日数－控除日数) =

$(1,099,745円 - 100,747^{43}円) \div (92日 - 9日) = 998,997^{57}円 \div 83日 = 12,036^{11}円 \cdots \cdots B$

◎ 平均給与額 (A、Bの比較) $11,953^{75}円 < 12,036^{11}円 \cdots \cdots 12,036^{11}円$

3 特殊な場合の算定方法

(1) 過去3月間に支払われた給与がない場合の計算 (平均給与額算定書 (D) 欄)

過去3月間に支払われた給与がある場合には、これまで述べた計算方法により平均給与額を算定することができますが、過去3月間に全く給与を受けていない場合には、平均給与額を算定することは不可能となります。

また、たとえ支払われた給与があっても、前記2の(3)の控除計算による控除事由が過去3月間の全日数にわたる場合には、その額を基に平均給与額を算定すると著しく公正を欠くこととなる場合が考えられます。そこで、

ア 給与を受けない期間が過去3月間の全日数にわたる場合

イ 控除事由 (法第2条第6項各号) の存する期間が過去3月間の全日数にわたる場合

ウ 採用の日の属する月に災害を受けた場合には、

それぞれ、アについてはその期間経過後初めて給与を受けるに至った日、イについては控除事由のやんだ日、ウについては採用の日から、災害発生の日までの期間に支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して算出します。

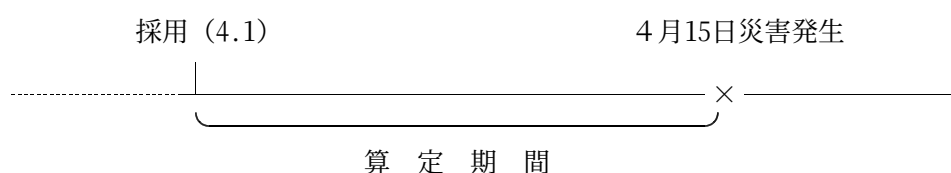
なお、この計算方法により平均給与額を算定する場合においても、法第2条第4項のただし書 (最低保障計算) 及び同条第6項 (控除計算) の規定が準用されます。

これらの場合には、ア～ウの事実を証明する書類 (出勤簿等) を添付する必要があります。

○過去3月間に支払われた給与がない場合等の算定例

4月1日に採用され、4月15日に災害を受けた場合

〔図 解〕



〔計算方法〕

◎ 採用の日から災害発生までに支払われた給与の総額（4月1日から4月15日までの給与総額）

$$\begin{aligned} & \begin{array}{c} \text{(給 料)} \\ (129,800 \times \frac{15-3}{30-5}) \end{array} + \begin{array}{c} \text{(扶養手当)} \\ (16,000 \times \frac{15-3}{30-5}) \end{array} + \begin{array}{c} \text{(調整手当)} \\ (14,580 \times \frac{15-3}{30-5}) \end{array} + \begin{array}{c} \text{(住居手当)} \\ (7,500 \times \frac{15-3}{30-5}) \end{array} \\ & + \begin{array}{c} \text{(通勤手当)} \\ (12,000 \times \frac{15-3}{30-5}) \end{array} + \begin{array}{c} \text{(時間外勤務手当)} \\ 4,790 \end{array} = 91,132 \end{aligned}$$

（注）この計算例の4月における勤務を要しない日の日数は5日であり、4月1日～4月15日における勤務を要しない日の日数は3日である。

◎ 平均給与額

$$\frac{\text{4月1日～4月15日までの給与総額}}{\text{4月1日～4月15日までの総日数}} = \frac{91,132\text{円}}{15\text{日}} = 6,075^{\frac{46}{100}}\text{円}$$

(2) 採用の日に災害を受けた場合の計算（平均給与額算定書（E）欄）

前記2～3(1)までの各計算方法は、いずれも現に支払われた給与の額を基礎として行うものでしたが、この計算は、現実には支払われると否とにかかわらず、災害発生の日において給与法令上その職員について決定されている基本的給与の額の合計額を30で除して得た額が平均給与額となります。その給与の種類及び額は、給料及び扶養手当の月額、給料及び扶養手当の月額に対する調整手当の月額、特勤手当（これに準ずる手当を含む。特殊勤務手当でないので注意すること）の月額並びにへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額又はこれらに相当する給与の月額です。

なお、職員が採用された日に災害を受ける例はめったになく、この計算方法が本来の場合に用いられることは現実にはほとんどありませんが、この計算方法は、次の「比較計算」において必ず用いられる関係から重要な意味をもっています。

○採用された日に災害を受けた場合の算定例

4月1日に採用され、同日に災害を受けた場合

〔図 解〕

採用 (4.1)

×
災害発生

〔計算方法〕

◎ 平均給与額

$$\begin{aligned} & (\text{基本的給与}) \div 30 = \{(\text{給料}) + (\text{扶養手当}) + (\text{調整手当}) + (\text{特勤手当}) + \\ & (\text{へき地手当}) + (\text{単身赴任手当})\} \div 30 = (105,500\text{円} + 0\text{円} + 10,550\text{円} + 0 + 0 + 0) \div 30 \\ & = 3,868^{\frac{33}{100}}\text{円} \end{aligned}$$

4 補償を行うべき事由の生じた日における基本的給与を基礎とした算定方法(比較計算(平均給与額算定書(F)欄))

前記2～3(2)までの平均給与額の計算は、災害発生の時点において行うものです。従って、これらの平均給与額は、災害発生当時に行う補償の基礎としては妥当なものといえます。しかし、例えば数年もの長期間にわたって療養を行った後に後遺障害を残して治癒したため障害補償の支給事由が生じた場合等においても、なお当初の平均給与額を基礎とする方法が用いられるとすれば、その間のベースアップ等による給与水準の変化等が反映されず、他との均衡上公正を欠くと認められる場合も生じます。

そこでこれらの不均衡を防止するために、**補償を行うべき事由の生じた日を採用の日とみなして規則第3条第2項の規定(前記の3の(2)の例)によって計算した額が、前記の2及び3の計算によって得た額よりも高額となる場合には、この額を平均給与額とすることとされています。**

なお、補償を行うべき事由の生じた日とは、補償の種類ごとに次に掲げる日です。

補 償 の 種 類	補償を行うべき事由の生じた日
休 業 補 償	療養のために勤務することができず、給与を受けない日
傷 病 補 償 年 金	療養開始後1年6か月を経過した日以後において治癒せず、かつ傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった日
障 害 補 償	負傷又は疾病がなお障害等級に該当することとなった日
遺 族 補 償	死亡した日
葬 祭 補 償	死亡した日

なお、常勤的非常勤職員で給与が日額で定められているものについての比較計算は、補償を行うべき事由の生じた日における給与の日額に25(地方自治法第4条の2の規定により、毎月の土曜日を休日としている地方公共団体にあっては21、第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体にあっては23)を乗じて得た額を30で除して得た額とします。

○比較計算の算定例

平成13年7月16日に被災し、約1年の療養を継続した後、平成14年6月26日に後遺障害を残して治癒した場合

〔図 解〕 4月 5月 6月 13.7.16 14.6.26 × } } 原則計算の算定期間 災害発生 治癒		
〔給与内訳〕	平成13年4、5、6月の給与総額	590,290円
	平成14年6月26日現在の基本的給与額	206,870円

〔計算方法〕

$$\text{◎ 原則計算} \quad \frac{4, 5, 6 \text{ 月の給与総額}}{4, 5, 6 \text{ 月の総日数}} = \frac{590,290 \text{ 円}}{91 \text{ 日}} = 6,486^{\frac{70}{100}} \text{ 円} \cdots \cdots \text{A}$$

◎ 規則第3条第3項による計算

$$\text{平成14年6月26日現在の基本的給与額} \div 30 = \frac{206,870 \text{ 円}}{30 \text{ 日}} = 6,895^{\frac{66}{100}} \text{ 円} \cdots \cdots \text{B}$$

$$\text{◎ 平均給与額 (A, B の比較)} \quad 6,486^{\frac{70}{100}} \text{ 円} < 6,895^{\frac{66}{100}} \text{ 円} \cdots \cdots 6,895^{\frac{66}{100}} \text{ 円}$$

5 災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算 (平均給与額算定書 (G) 欄)

年金たる補償の支給事由が発生した日が災害発生日の属する年度と同一である場合、その平均給与額は、災害発生日の属する年度の翌々年度以降、補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分ごとに毎年度総務省の告示により定められるスライド率（以下「年金スライド率」という。）を乗じた額に改定されます。

一方、災害発生後相当期間経過後に補償事由が生じた場合には、通常は災害発生時における平均給与額が補償事由発生日における比較計算による平均給与額より高くなることの方が多いので、災害発生日の属する年度から年金を受けている者に比べて、補償事由発生日までの間の年金スライド率が反映されないため、不均衡が生じます。

そこで、災害発生日を補償事由発生日とみなして前記2～4により計算した平均給与額に災害発生日の属する期間の区分に応じて総務大臣の定める率（年金スライド率と同じ率）を乗じて得た額と補償事由発生日における比較計算による額の高い方の額を平均給与額とすることとされています。

この計算を行うに当たっては次の点に留意する必要があります。

災害発生日を補償事由発生日とみなして計算する場合に、当該災害発生日が昭和60年4月1日前であるときは、同日において補償事由が生じたものとみなして計算します。

6 その他の算定方法

前記2～5の計算方法でもなお平均給与額が公正を欠く場合には、基金が総務大臣の承認を得て定める算定方法等によることとされており、現在定められている主たるものは次のとおりです。

(1) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算 (平均給与額算定書 (H) 欄)

職員が離職後に補償を行うべき事由が生じた場合には、現実には受ける給与がないので、比較計算が出来ないこととなります。

そこで、在職者との調整を図るため、在職者の比較計算に準じるものとして、その職員が離職時に占

めていた職に引き続き在職していたならば補償事由発生日において受けることとなる基本的給与の額（離職時の等級号給を固定し、かつ、離職後は扶養親族の異動がなかったものとする。）を基礎として比較計算の例により計算します。

この場合、調整手当についてのいわゆる異動保障並びに特地勤務手当、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び単身赴任手当については、離職当時支払われており、かつ、補償を行うべき事由の生じた日とその保障期間内にある場合に限り対象となります。

(2) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合（平均給与額算定書（I）欄）

当該災害発生日を補償事由発生日とみなして(1)により計算した額を補償事由発生日における比較計算による額として5の例により平均給与額を算出します。

(3) 最低保障額（平均給与額算定書（J）欄）

2～6(2)までの計算方法によって、得られた額が4,410円に満たない場合には、4,410円を平均給与額とします（年金たる補償を除く。）。

(4) 最低限度額及び最高限度額

ア 最低限度額及び最高限度額（平均給与額算定書（L）欄）

年金たる補償及び休業補償（療養開始後1年6月を経過した日以後分）については、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額が定められており、2～6により算出された被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する「**年齢階層**」に係る最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、当該最低限度額又は最高限度額を平均給与額とします。

なお「**年齢階層**」の年齢は、毎年基準日（4月1日）における満年齢です。

イ 年金たる補償の額の自動改定

年金たる補償の額は自動改定が行われます。その改定は年金たる補償を行うべき事由が生じた日（その日が昭和60年4月1日前であるときは、昭和60年4月1日）における平均給与額（法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額）に年金スライド率を乗じて得た額とアによる最低限度額及び最高限度額とを比較して、改定後の年金たる補償の平均給与額を決定して行いますが、この計算は基金支部で処理します。

ウ 昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置

施行日（昭和62年2月1日）の前日に年金を受ける権利を有していた者で施行日後も年金を受ける権利を有している者については、昭和62年1月31日現在のその者の平均給与額が以後最高限度額を超える場合であっても、なお以前の平均給与額が保障されます。

また、施行日の前日における平均給与額が当初最高限度額を下回っていて、その後、最高限度額を上回ることとなった場合も同様です。

ただし、最高限度額を上回る平均給与額が保障されている期間については、年金のスライドによる改定は行われません。

(5) 派遣された職員が派遣元の地方公共団体に復帰した場合における平均給与額の計算の特例

地方自治法第252条の17（同法第283条において特別区に適用し、及び第292条において地方公共団体

の組合に準用する場合を含む。)の規定に基づき派遣された職員が、派遣を受けた地方公共団体の事務に関して災害を受けた場合には、本来その補償責任は、派遣を受けた地方公共団体に存することとなりますが、その特殊性に鑑み、派遣元の地方公共団体に復帰した後に当該災害に関し補償を行うべき事由が生じた場合の平均給与額の計算については、次のとおり特例が設けられています。

ア 補償事由発生日が派遣をした地方公共団体に在職中である場合には、派遣を受けた地方公共団体から支払われた給与を基礎として法第2条第4項から7項までの規定により計算した平均給与額が、当該補償事由発生日において派遣をした地方公共団体から支払われる給与を基礎として規則第3条第2項の規定の例により計算して得た金額に満たない場合には、当該金額を平均給与額とするものです。

イ また、補償事由発生日が派遣をした地方公共団体を離職した後である場合には、派遣を受けた地方公共団体から支払われた給与を基礎として法第2条第4項から7項までの規定により計算した平均給与額が、当該補償事由発生日まで離職時に占めていた職に引き続き在職していたとするならば同日において派遣をした地方公共団体から受けることとなる給与を基礎として・の例により計算して得た金額に満たない場合には、当該金額を平均給与額とするものです。

(6) 派遣法による派遣の場合の平均給与額

派遣法（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律）による派遣職員が派遣先の業務又は通勤により被災した場合の平均給与額は、災害発生日からでなく、派遣の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額となります。

なお、派遣前3月間に職員となった者の原則計算、最低保障計算、控除計算及び給与を受けない期間が派遣前3月間の全日数にわたる場合等の平均給与額の計算について国内における場合に準じた計算方法の特例が設けられています。

7 ケース2の平均給与額算定書の記載例

この期間(日)の給与が対象になります。

平均給与額算定書2号紙

被災職員の氏名及び生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生	補償の種類	障害補償
1 平均給与額算定内訳			
[災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与]			
給与期間	13年4月1日から13年4月30日まで	13年5月1日から13年5月31日まで	13年6月1日から13年6月30日まで
計			
備考			
総日数	30日	31日	30日
勤務した日数	25日	26日	26日
控除日数	0日	0日	0日
給料	199,700円	199,700円	199,700円
扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円
調整手当	21,920円	21,920円	21,920円
住居手当	7,500円	7,500円	7,500円
通勤手当	9,960円	9,960円	9,960円
時間外手当	14,270円	15,870円	17,630円
宿日直手当			
計	272,850円	274,450円	276,210円
(A)法第2条第4項本文による金額(原則計算)			
寒冷地手当			
寒冷地手当に関する条例(当該条例により委任された規則その他の規程を含む。)に定める基準日から災害発生の日までの間に支給された寒冷地手当の額			
(給与総額) (総日数) 823,510円 ÷ 91 = 9,049円 56銭(ロ)			
(イ) + (ロ) = 9,049円 56銭			
(B)法第2条第4項ただし書による金額(最低保障計算)			
(日、時間又は出来高払制による定められた給与の総額) (勤務した日数) 47,770円 ÷ 76 × 60/100 = 377円 13銭(ハ)			
(その他の給与の総額) (総日数) 775,740円 ÷ 91 = 8,524円 61銭(ニ)			
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 8,901円 74銭(ロ)			
(C)法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)			
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)			
{ 365 ÷ } × - = 円 銭(ホ)			
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭(ヘ)			
(ホ) + (ヘ) = 円 銭(ト)			
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (総日数) (控除日数) 円 銭 = 円 銭			
(C)法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算)			
(日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(被災日に支払われたものを除く)) (勤務した日数) (被災日を除く))			
円 ÷ × 60/100 = 円 銭(チ)			
(寒冷地手当の額) (総日数) (その月の給与の総額) (総日数) (控除日数) 円 銭 = 円 銭(リ)			
(チ) + (リ) = 円 銭			

○給与が改定があった場合には、改定後の額を記入してください。
○「給与」には、この欄に掲げているもののほか、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、農林漁業改良普及手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信制教育手当、産業教育手当、寒冷地手当なども含まれます。

補償事由発生日は、132ページ

給与改定があった場合には、改定後の額を記入してください。

給料と扶養手当に対する調整手当ですので、管理職手当に対するものや、加算額は含まれません。

補償事由発生日(右側②の欄)の属する年度(4月1日~翌3月31日)の4月1日現在の被災職員の年齢です。

上記の年齢の属する最低限度額および最高限度額です。次ページに掲げています。

62.1.31以前に補償事由が発生していれば「有」にを記入してください。

最低保障額で、基金が総務大臣の承認を得て定め、現在4,120円です。

年金たる補償の場合に適用されます。

(D)規則第3条第1項による金額(給与総額) (総日数) = 円 銭	① 災害発生の日(平成13年7月15日)における基本的給与の月額行政職給料表4級3号給給料199,700円扶養手当19,500円調整手当21,920円特地勤務手当又はへき地勤務手当-円計241,120円	② 補償事由発生日(平成14年6月26日)における基本的給与の月額行政職給料表4級4号給給料202,900円扶養手当24,000円調整手当22,690円特地勤務手当又はへき地勤務手当-円計249,590円
(E)規則第3条第2項による金額(基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭		
(F)規則第3条第3項による金額(比較計算)(基本的給与の月額②) 249,590円 ÷ 30 = 8,319円 66銭		
(G)規則第3条第4項による金額	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額(基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ)	
(ヌ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ル)	(ル) 円 銭 × (総務大臣が定める率) = 円 銭	
(H)離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額(基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭		
(I)離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額(基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)	
(ヲ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ワ)	(ワ) 円 銭 × (総務大臣が定める率) = 円 銭	
(J)(H)(I)以外の金額 円 銭		
(K)規則第3条第6項による金額	4,250円	
(L)法第2条第1項又は第13項による金額	法第2条第1項又は第13項の基準日における年齢 歳	
最高限度額 6,164円	最低限度額 13,442円	昭和6年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 ☐ 有 ☐ 無
2 平均給与額	9,050円 (A)による金額	
*平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。		
平成14年2月24日		
所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇-〇		
所属部局の名称 〇〇市〇〇町		
長の職・氏名 〇〇部長〇〇〇〇		
公印		

(A)、(B)、(F)、(K)の各欄の額を比較し、いちばん高い額を記入してください。ただし、年金たる補償の場合には(L)欄の最低限度額、最高限度額と比較し、それを下回り、又は超える場合には、最低限度額又は最高限度額を記入してください。この場合、(K)欄は記入不要です。

8 最低保障額

適用年月日	S60.4.1 H3.9.30	H3.10.1 H7.7.31	H7.8.1 H8.3.31	H8.4.1 H9.3.31	H9.4.1 H10.3.31	H10.4.1 H11.3.31	H11.4.1 H12.3.31	H12.4.1 H13.3.31	H13.4.1 H14.3.31	H14.4.1 H15.3.31	H15.4.1 H16.3.31	H16.4.1 H17.3.31	H17.4.1
最低保障額	3,210円	3,960円	4,180円	4,260円	4,330円	4,380円	4,410円	4,350円	4,270円	4,250円	4,120円	4,140円	4,160円

今後の総務省告示については、担当者が「官報」等で確認し、記載して下さい。

9 最高最低限度額早見表

(単位：円)

支給すべき補償の属する期間 年齢階層	S62.4.1～ S63.3.31		S63.4.1～ H元.3.31		H元.4.1～ H2.3.31		H2.4.1～ H3.3.31		H3.4.1～ H3.9.30		H3.10.1～ H4.3.31		H4.4.1～ H5.3.31	
	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高
20歳未満	3,210	10,123	3,210	10,290	3,265	10,621	3,356	11,082	3,553	11,688	3,960	11,688	3,960	12,229
20歳以上25歳未満	3,878	10,123	4,014	10,290	4,091	10,621	4,217	11,082	4,408	11,688	4,408	11,688	4,730	12,229
25歳以上30歳未満	4,619	10,568	4,672	10,720	4,782	11,022	4,975	11,540	5,235	11,920	5,235	11,920	5,540	12,748
30歳以上35歳未満	5,258	12,952	5,277	13,009	5,403	13,269	5,598	14,005	5,829	14,732	5,829	14,732	6,153	15,404
35歳以上40歳未満	5,696	14,806	5,740	15,082	5,884	15,512	6,044	16,154	6,267	16,863	6,267	16,863	6,577	17,857
40歳以上45歳未満	5,903	16,549	5,926	16,886	6,117	17,363	6,296	17,832	6,598	18,706	6,598	18,706	6,916	19,670
45歳以上50歳未満	5,590	18,046	5,719	18,360	5,965	18,897	6,212	19,610	6,530	20,896	6,530	20,896	6,936	21,847
50歳以上55歳未満	5,054	18,750	5,202	19,133	5,365	19,631	5,622	20,684	5,916	21,984	5,916	21,984	6,327	22,715
55歳以上60歳未満	4,246	17,269	4,359	17,553	4,507	18,304	4,683	19,226	4,887	20,063	4,887	20,063	5,295	21,410
60歳以上65歳未満	3,319	14,823	3,303	15,932	3,392	16,590	3,510	16,727	3,570	17,466	3,960	17,466	3,960	18,079
65歳以上70歳未満	3,210	10,123	3,210	10,290	3,210	10,621	3,210	11,082	3,210	11,688	3,960	11,688	3,960	12,229
70歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

支給すべき補償の属する期間 年齢階層	H5.4.1～ H6.3.31		H6.4.1～ H7.3.31		H7.4.1～ H7.7.31		H7.8.1～ H8.3.31		H8.4.1～ H9.3.31		H9.4.1～ H10.3.31		H10.4.1～ H11.3.31	
	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高
20歳未満	4,027	12,786	4,143	12,786	4,233	12,828	4,233	12,828	4,328	13,050	4,330	13,269	4,380	13,452
20歳以上25歳未満	4,971	12,786	5,123	12,786	5,188	12,828	5,188	12,828	5,375	13,050	5,375	13,269	5,413	13,452
25歳以上30歳未満	5,907	13,180	6,096	13,368	6,153	13,368	6,153	13,368	6,274	13,468	6,313	13,642	6,346	13,687
30歳以上35歳未満	6,494	15,977	6,695	16,135	6,798	16,135	6,798	16,135	7,003	16,299	7,024	16,478	7,107	16,847
35歳以上40歳未満	6,922	18,178	7,114	18,271	7,216	18,271	7,216	18,271	7,374	18,730	7,407	19,105	7,577	19,339
40歳以上45歳未満	7,283	20,034	7,369	20,669	7,369	20,669	7,369	20,669	7,522	21,111	7,523	21,297	7,731	21,503
45歳以上50歳未満	7,362	22,426	7,461	22,556	7,544	22,568	7,544	22,568	7,631	22,781	7,631	22,909	7,828	23,003
50歳以上55歳未満	6,754	23,196	7,034	23,646	7,153	23,872	7,153	23,872	7,335	24,322	7,409	24,572	7,597	24,901
55歳以上60歳未満	5,693	22,239	5,959	22,577	6,189	22,746	6,189	22,746	6,402	23,340	6,502	23,581	6,662	23,709
60歳以上65歳未満	4,125	18,459	4,156	18,797	4,223	18,797	4,223	18,797	4,476	19,354	4,609	20,821	4,708	20,821
65歳以上70歳未満	3,960	12,786	3,960	12,786	3,960	12,828	4,180	14,491	4,260	14,757	4,330	16,137	4,380	16,137
70歳以上	—	—	—	—	—	—	4,180	12,828	4,260	13,050	4,330	13,269	4,380	13,452

支給すべき補償の属する期間 年齢階層	H11.4.1～ H12.3.31		H12.4.1～ H13.3.31		H13.4.1～ H14.3.31		H14.4.1～ H15.3.31		H15.4.1～ H16.3.31		H16.4.1～ H17.3.31		H17.4.1～	
	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高
20歳未満	4,472	13,686	4,460	13,407	4,337	13,361	4,250	13,408	4,231	13,246	4,243	13,158	4,313	13,301
20歳以上25歳未満	5,437	13,686	5,390	13,407	5,347	13,361	5,316	13,408	5,118	13,246	5,065	13,158	5,150	13,301
25歳以上30歳未満	6,395	13,984	6,274	13,839	6,216	13,405	6,164	13,442	6,028	13,246	5,954	13,158	5,979	13,367
30歳以上35歳未満	7,230	17,089	7,096	17,058	7,057	16,845	6,869	16,585	6,735	16,177	6,664	16,212	6,701	16,562
35歳以上40歳未満	7,646	19,440	7,497	19,583	7,473	19,349	7,350	19,380	7,267	19,158	7,140	19,035	7,193	19,553
40歳以上45歳未満	7,811	21,666	7,562	21,747	7,517	21,686	7,325	21,668	7,322	21,289	7,262	21,484	7,309	21,926
45歳以上50歳未満	7,743	23,013	7,528	22,872	7,423	22,836	7,257	22,681	7,184	22,484	7,067	22,600	7,164	23,184
50歳以上55歳未満	7,573	24,806	7,272	24,841	7,205	24,544	7,047	24,388	6,801	23,787	6,439	23,769	6,622	23,609
55歳以上60歳未満	6,844	13,896	6,599	24,250	6,632	24,168	6,411	23,467	6,233	23,376	6,026	23,392	6,127	23,607
60歳以上65歳未満	4,636	19,764	4,565	20,207	4,537	20,826	4,413	19,687	4,379	20,698	4,323	21,025	4,370	20,648
65歳以上70歳未満	4,410	15,510	4,350	14,487	4,270	15,283	4,250	14,875	4,120	15,241	4,140	16,299	4,160	14,366
70歳以上	4,410	13,686	4,350	13,407	4,270	13,361	4,250	13,408	4,120	13,246	4,140	13,158	4,160	13,301

注1 この早見表は、法第2条第11項（平成3年3月31日までは同条第9項）及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額をまとめたものである。

2 休業補償に係る最低限度額及び最高限度額は平成4年4月1日以後に療養開始後1年6月以上経過して支給事由が発生した休業補償に係る平均給与額について適用する。

10 スライド率早見表

支給すべき年金の属する期間 年金たる補償を支給すべき 事由が生じた日の属する期間の区分	S62.4.1～ H2.3.31	H2.4.1～ H3.3.31	H3.4.1～ H4.3.31	H4.4.1～ H5.3.31	H5.4.1～ H6.3.31	H6.4.1～ H7.3.31	H7.4.1～ H8.3.31	H8.4.1～ H9.3.31	H9.4.1～ H10.3.31
昭和60年6月30日以前	1.08	1.17	1.21	1.26	1.31	1.34	1.36	1.39	1.42
昭和60年7月1日から昭和61年3月31日まで	1.02	1.10	1.15	1.19	1.23	1.26	1.29	1.31	1.34
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	---	1.08	1.12	1.17	1.21	1.24	1.26	1.28	1.31
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	---	1.06	1.10	1.15	1.19	1.21	1.24	1.26	1.29
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	---	1.03	1.08	1.12	1.16	1.18	1.21	1.23	1.25
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	---	---	1.04	1.08	1.12	1.15	1.17	1.19	1.21
平成2年4月1日から平成3年3月31日まで	---	---	---	1.04	1.07	1.10	1.12	1.14	1.17
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	---	---	---	---	1.04	1.06	1.08	1.10	1.12
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	---	---	---	---	---	1.02	1.04	1.06	1.09
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	---	---	---	---	---	---	1.02	1.04	1.06
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	---	---	---	---	---	---	---	1.02	1.04
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	---	---	---	---	---	---	---	---	1.02

支給すべき年金の属する期間 年金たる補償を支給すべき 事由が生じた日の属する期間の区分	H10.4.1～ H11.3.31	H11.4.1～ H12.3.31	H12.4.1～ H13.3.31	H13.4.1～ H14.3.31	H14.4.1～ H15.3.31	H15.4.1～ H16.3.31	H16.4.1～ H17.3.31	H17.4.1～
昭和60年6月30日以前	1.44	1.47	1.49	1.51	1.51	1.48	1.46	1.46
昭和60年7月1日から昭和61年3月31日まで	1.37	1.39	1.41	1.43	1.43	1.40	1.38	1.38
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	1.34	1.36	1.38	1.39	1.39	1.37	1.35	1.35
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	1.31	1.34	1.36	1.37	1.37	1.34	1.33	1.33
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	1.28	1.30	1.32	1.34	1.34	1.31	1.30	1.29
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	1.24	1.26	1.28	1.29	1.29	1.27	1.25	1.25
平成2年4月1日から平成3年3月31日まで	1.19	1.21	1.23	1.24	1.24	1.22	1.20	1.20
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	1.15	1.17	1.18	1.20	1.20	1.17	1.16	1.16
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	1.11	1.13	1.13	1.16	1.16	1.13	1.12	1.12
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	1.08	1.10	1.12	1.13	1.13	1.11	1.09	1.09
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	1.06	1.08	1.08	1.11	1.11	1.08	1.07	1.07
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	1.04	1.06	1.07	1.09	1.09	1.06	1.05	1.05
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	1.02	1.04	1.05	1.06	1.07	1.04	1.03	1.03
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	---	1.02	1.03	1.04	1.04	1.02	1.01	1.01
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	---	---	1.01	1.02	1.02	1.00	0.99	0.99
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	---	---	---	1.01	1.01	0.99	0.98	0.98
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	---	---	---	---	1.00	0.98	0.97	0.97
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	---	---	---	---	---	0.98	0.97	0.97
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	---	---	---	---	---	---	0.99	0.99
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	---	---	---	---	---	---	---	1.00

注1 この早見表は、法第2条第9項（平成3年3月31日までは則附第4条の9）及び則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率をまとめたものである。

2 則第3条第4項の計算を行う際にこの早見表を使う場合には、表中「支給すべき年金」とあるのは「補償事由発生日」と、「年金たる補償を支給すべき事由が生じた日」とあるのは「災害発生の日」と読み替える。

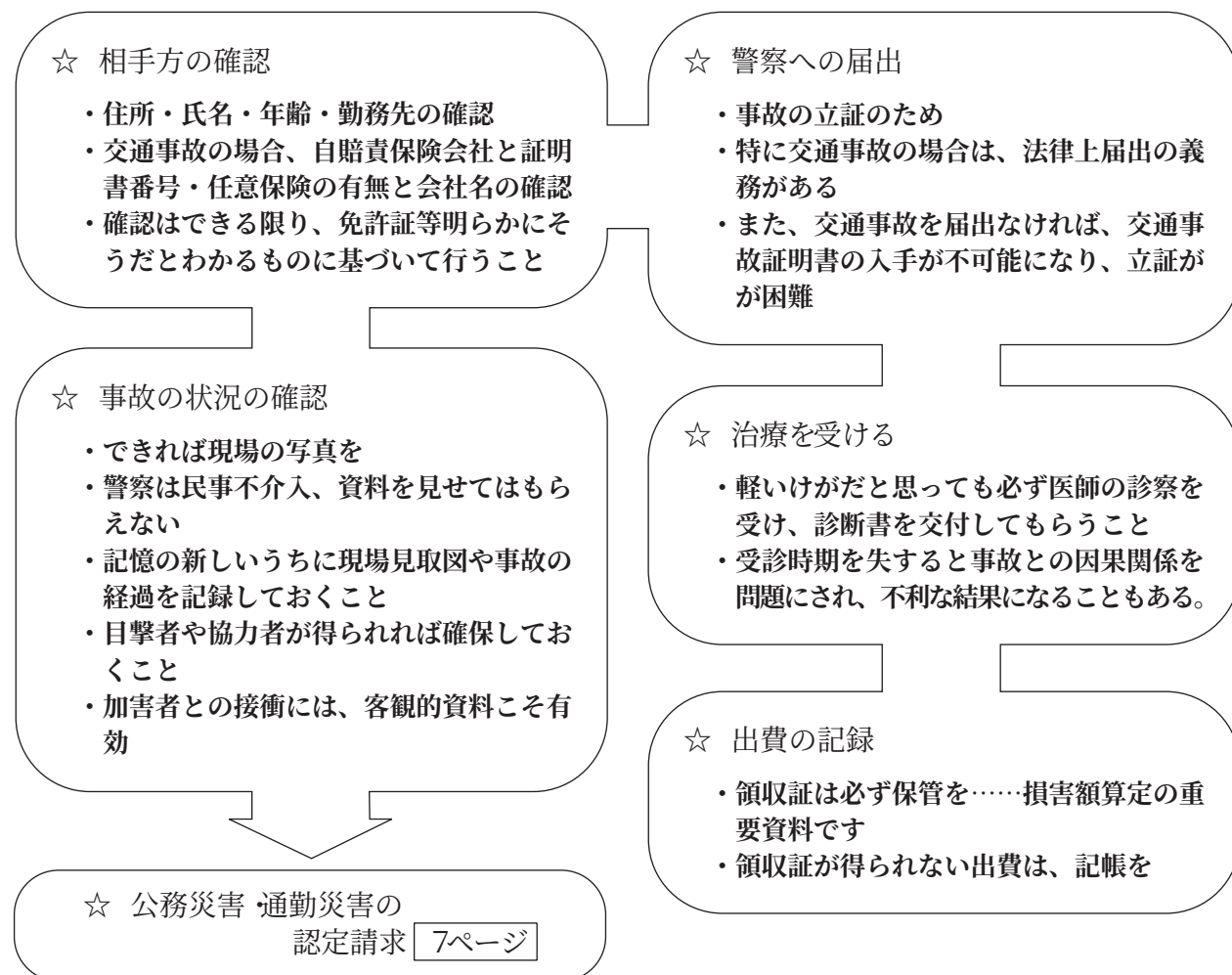
V 交通事故・校内暴力事件等の取扱い (第三者加害行為事案)

加害者のある公務災害・通勤災害については、その取扱いが複雑です。

次の事項に十分留意して、処理に誤りのないようにしてください。

○事故発生——被災職員・所属長は何をすべきか	143 ページ
○治療費は誰が負担するか	143 ページ
○第三者加害行為事案とは	145 ページ
○加害者に請求できる損害賠償と基金の補償との関係 ...	147 ページ
○〈必読〉自動車損害賠償責任保険等の利用 — 交通事故の場合 —	149 ページ
○求償（加害者への支払請求）	157 ページ
○同僚加害の場合の取扱い	157 ページ
○示談	157 ページ

1 事故発生—被災職員・所属長は何をすべきか



以上、事故が発生し、さしあたりとるべき措置（損害賠償や災害補償の請求に関連して）を示しました。

これらの事項は、いうまでもなく被災職員が行わなければならないことですが、認定請求や補償請求が所属長を経由し、所属長がこれに対して調査や証明をする必要があることを考えると、**所属長（公務災害事務担当者）が積極的に被災職員を援助することが必要です**。被災職員等と十分な情報交換を行い被災職員に十分な損害賠償や災害補償がなされるよう配慮してください。

2 治療費は誰が負担するか

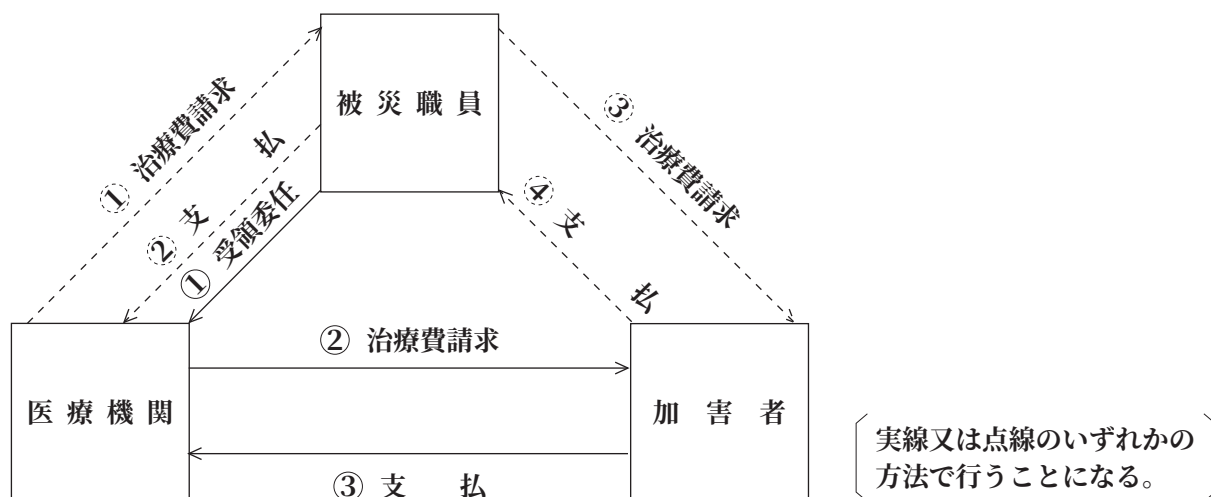
(1) 方 法

当面の措置が済むと、その次のポイントは治療費を誰が負担するのか、その取扱いを検討し、加害者や医療機関に連絡するなどの手続きが必要です。

加害者のある場合は、民事上の損害賠償と災害補償は重複して支払われないため、次の2つの治療費の支払方法のいずれにするかを決定する必要があります。

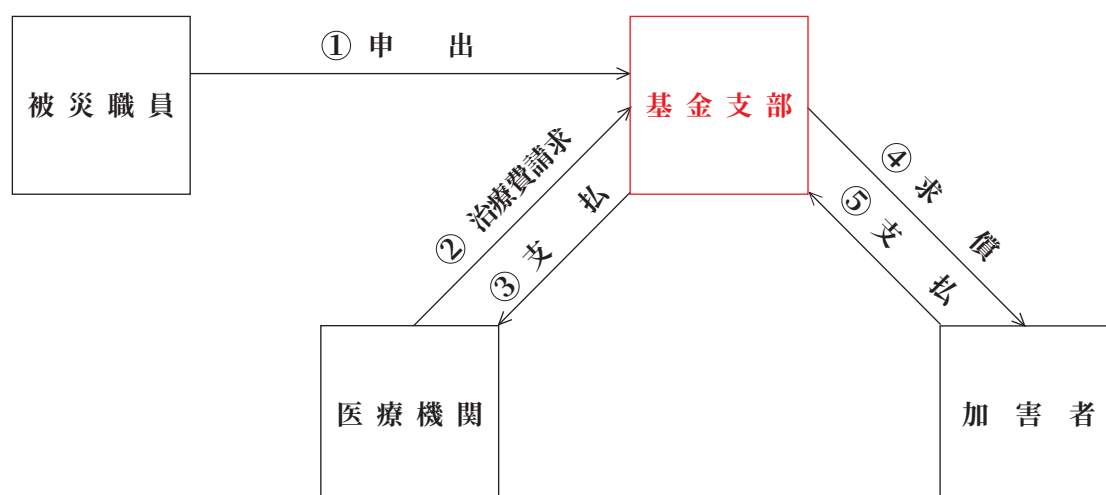
ア 賠償先行＝原則（犬咬み、公妨事案等職員に過失がない場合）

加害者本人や保険会社（自賠償保険、任意保険）に支払ってもらう方法で、通常はこの方法が原則となります。



イ 補償先行＝例外

どうしても賠償先行ができない場合で、被災職員の申出に基づき、基金が支払う方法です。補償先行を行うと、基金は加害者に損害賠償（治療費）の支払い請求をすることになるので、加害者は損害賠償責任を免れるということにはなりません。



2) 補償先行を行う場合とその手続き

第三者行為届がありますので、相手方への連絡なども必要になります。

また、賠償先行できない理由を確認するための書類の提出を依頼することがあります。（相手方資力調査、誓約書等）

(3) 補償先行の決定とその後の手続き

基金は(2)により提出された書類を審査のうえ補償先行の決定を行いますが、過失割合等について、加害者又は保険会社と交渉したうえで補償先行の妥当性を判断する場合があります。

通常の補償先行の決定は、公務災害・通勤災害の認定にあわせて行いますので、**認定通知書を受け取れば次の手続きを行ってください。**

ア 指定医療機関へ……療養の給付請求書及び公務災害等療養費請求書 **様式集199ページ** を直ちに提出してください **103ページ**。

イ 上記以外の医療機関へ……療養補償請求書 **様式集202ページ** を直ちに提出してください。

以上の手続きが完了すれば、基金は医療機関へ治療費を支払います。

(4) 求 償

補償先行を実施すると、基金はその価額の限度において、被災職員に代わって加害者に対する損害賠償請求権を取得し、それに基づき加害者又は保険会社に支払いの請求をしますが、これを求償といいます。

留意事項

求償は、基金が損害賠償義務者に対して、直接行うことになりますが、それに先立って損害額を確定したり、損害賠償義務者の収入や資産状況を把握する必要があります。

そのため、**任命権者や所属長は次のことに留意しておいてください。**

ア 被災職員の療養状況や勤務状況を把握し、治ゆしていれば、損害額を確定するのに必要ですので、治ゆ届書を提出するよう指導してください **119ページ**。

イ 損害賠償義務者が示談交渉に応じなかったり、求償に応じる資力の有無が不明な場合には、折衝や収入及び資産の調査などをお願いすることになります。

3 第三者加害行為事案とは

ちょっと遡って、この章で取り扱う「第三者加害行為事案」とは、補償の原因である災害が第三者の不法行為によって生じた場合をいい、「**交通事故**」、「**公務執行妨害事故**」、「**校内暴力事故**」及び「**飼犬による咬傷事故**」などが典型的です。

(1) 第三者になる者

直接の加害者だけが第三者（＝損害賠償義務者）ではありません。

第三者とは「事故の結果生じた損害について、民法その他の法律の定めるところに従い、その損害を賠償する責任を負う者」です。第三者になると考えられるのは次の者などです。

- 事故の直接の加害者（民法第709条）
- 業務中の従業員の加害行為における使用者（民法第715条）
- 自動車の運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）
- 工事の注文主（民法第716条）
- 責任無能力者の監督者（民法第714条）
- 土地工作物の占有・所有者（民法第717条）
- 動物占有者（犬の飼主等。民法第718条）
- 被災職員の属する以外の地方公共団体（国家賠償法第1条、第2条）

(2) 第三者加害行為事案にならないもの

ア 野球のデッドボールや柔道訓練中に負傷した場合

スポーツはそのものに危険が内在し、当事者もそれを承知のうえで行っているため、相手に故意や重大な過失が認められなければ、正当行為として是認され、第三者加害行為事案になりません。

イ 被災職員の車が前の車に追突して負傷した場合

被災職員の一方的過失により生じた災害で、相手が無過失の場合は第三者加害行為事案になりません。

ただし、センターラインオーバーなど被災職員の過失が大きくても、**相手方にも小さいながら過失がある（前方不注視等）場合には、第三者加害行為事案になります。**

責任能力

責任能力とは、その行為が道徳的に悪いということのほかに、損害賠償の問題に及ぶことを理解する知能であるとされ、一般的には12歳を超えればこの知能は備わるものと考えられます。

4 加害者に請求できる損害賠償と基金の補償との関係

(1) 損害賠償と災害補償との対応関係の概要を図示すると次のようになります。

	損 害 賠 償	災 害 補 償
傷 害	治療関係費 医療関係へ支払う治療費、診断書料、看護料、通院費、入院室料等	療 養 補 償 111ページ
	休業損害 その災害による療養のために現実に収入を得られない場合、その得られなかった収入相当額	休 業 補 償
	傷病についての慰謝料 傷病により精神的苦痛を受けたことに対する賠償	
後 遺 障 害	後遺症による逸失利益 後遺症により失われた労働能力に対する賠償	障 害 補 償 一 時 金 障 害 補 償 年 金 障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金
	後遺症による慰謝料 後遺症により精神的苦痛を受けたことに対する賠償	
死 亡	死亡による逸失利益 生きていたならば得られたであろうはずの収入	遺 族 補 償 一 時 金 遺 族 補 償 年 金 遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金
	死亡による慰謝料 死亡により精神的苦痛（本人及び遺族）を受けたことに対する賠償	
	葬 儀 費 葬儀に要した費用	葬 祭 補 償
そ の 他	物的損害 自動車の修理費、衣服の補償費等	

(2) 損害賠償と災害補償との調整関係

(1)のとおり、両者の内容は似かよったところがあります。そこで、これを調整するため、法第59条で次のように定められており、**同内容（(1)の図の ）の損害賠償と災害補償は、一方が支給されれば他方は支給されないことになります。**

ア 損害賠償が支払われると、その限度で基金は災害補償を免れる（**免責**といいます）。

イ 災害補償が行われると、その限度で加害者に対する損害賠償請求権が被災職員から基金に移転する。

基金が免責される補償の範囲は

補償の受給権者が第三者から受けた損害賠償額のうち、補償と同一事由（(1)の図で で示す部分）による損害に対する損害賠償の額の範囲内で、なおかつ、災害発生の日から起算して3年経過する日までに支給すべき補償の額を限度としています。

ただし、基金が支給する福祉事業については、損害賠償との調整は行いません。

(3) 損害賠償と災害補償の相違

両者の決定的な違いは、災害補償には慰謝料がないことと、損害額（補償額）の査定方法等が異なることです（(1)の図で のない部分）。

つまり、

ア 災害補償が身体的損害の填補だけを目的としているのに対し、損害賠償は精神的損害や物的損害も対象となります。

イ 災害補償における補償額が法令等に基づく算定方法により算出されるのに対し、損害賠償は現実に被った損害の全てを対象として損害額が査定され、かつ、被害者に過失があれば、その度合いに応じて賠償額が相殺（**過失相殺**といいます。）されます。

ウ 損害賠償では故意、過失、権利侵害等の要件が必要であるほか、時効期間等が異なります。

過失相殺について

交通事故の場合、その原因が一方的に加害者側にあるとされるのは極めて稀なことであり、被害者側（職員側）にも何割かの過失があったものと認められる場合が普通です。

過失相殺とは、被害者側の過失を斟酌したうえで、請求できる損害額を決定することであり、その基礎となる過失割合については、判例等の積重ねにより、おおよその基準が定型化されています。

→ 155ページ

(4) 賠償先行を原則とした理由

治療費等の支払いについては、以下の理由により、**原則として賠償先行**によるよう加害者等と交渉するようにお願いします。

ア 基金が補償しても、最終的に損害を填補する義務を負うのは加害者であることから、初めから加害者に支払わせるほうが、損害の填補が迅速に行われるからです。

つまり補償先行では、そのための事務処理に時間を要するために、賠償先行に比べて迅速性に欠け、必ずしも被災職員に利益をもたらせることにはなりません。

イ (3)で示したように、災害補償では支給されない慰謝料等の損害についても、損害賠償であれば請求できるという利点があるからです。

ウ 賠償額の査定方法と補償額の算定方法が根本的に異なるため、損害賠償と災害補償を受けていると、示談の内容（求償・免責関係）が非常に複雑になることが考えられるからです。

5 **（必読）自動車損害賠償責任保険等の利用—交通事故の場合—**

(1) 自賠責の利用

第三者による災害の原因が交通事故の場合には、治療費等の損害を填補するために、加害自動車が入入している自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「**自賠責**」といいます。）を利用することができます。

この制度の目的は交通事故における損害賠償を確実に保障し、迅速に被害者の保護を図ることにあり、自動車を運行する場合には必ず加入しなければならないため、俗に**強制保険**といわれています。そのため、損害の填補については、第一次的には自賠責で支払われ、その保険金額（＝最高限度額）を超える部分については、任意保険や加害者側から支払われることになります。

なお、物損など自賠責の対象とならない損害については、任意保険又は加害者から支払われることになりますので、注意してください。

(2) 自賠責の特徴

ア 自賠責には支払いの最高限度額が定められているため、損害をすべて補填することはできません（以下のとおり）。

- 損害額＜最高限度額 のとき→支払額は、実際の損害額
- 損害額＞最高限度額 のとき→支払額は、最高限度額

イ 複数の死傷者があるときは、それぞれの者に最高限度額まで支払われます。

ウ 複数の加害自動車があるときは、それぞれの保険によって支払われます。

1台当たりの最高限度額×加害自動車の数＝最高限度額

エ 運転者等は無過失等を立証しなければ、賠償責任を免れません。

オ 被害者が単なる同乗者の場合でも、自賠責を利用できます（ただし、運行補助者、保有者等は、自己の自動車の自賠責を利用できません。）。

カ 損害額については、過失相殺されません。→ 148ページ

(3) 自賠償の支払内容（平成9年4月1日以後の事故に適用。それ以前については、「(6)自賠償の変遷」を参照）

ア 傷害の場合 **最高限度額＝120万円**

損 害 の 内 容		支 払 わ れ る 額	備 考
救 助 捜 索 費		社会通念上必要かつ妥当な実費	被害者を救助または捜査するための費用など
治 療 関 係 費	応 急 手 当 等	緊急欠くことのできない必要かつ妥当な実費	
	護 送 費	事故発生場所から治療のために医療機関まで護送するために必要な費用の実費	
	診 察 料	必要かつ妥当な実費	初診料、再診料、往診料
	入 院 料	治療のために必要かつ妥当な実費	
	投 薬 料 手 術 料 処 置 料 } 等	治療のために必要かつ妥当な実費	注射料、検査料等が含まれます
	通 院 費 転 院 費 退 院 料 } 等	社会通念上必要かつ妥当な実費	
	看 護 料	看 護 師 料	有資格看護師の料金（食費を含む）
		付 添 婦 料	見習い看護師または正規の免許を有する派出婦会の派出婦の場合は、それぞれ定められた料金（食費を含む）
		近 親 者 その他の者 の 看 護 料	入院看護をした場合は1日につき 4,000円 、立証資料等により1日につき 4,000円 を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費
	諸 雑 費		社会通念上必要かつ妥当な実費 入院中の場合は1日につき 1,100円 （立証資料等により 1,100円 を超える場合は社会通念上必要かつ妥当な実費）
	温 泉 療 養 費		療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料等
	柔 道 整 復 費 等		医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所等において療養する場合に限ります
	義 肢 等 の 費 用		医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限ります
	診 断 書 料 等		後遺障害診断書、医師の意見書、要看護証明書、被害者側の印鑑証明書、戸籍謄本のための費用等
休 業 損 害		1日につき 5,500円 （立証資料等により1日につき 5,500円 を超えることが明らかな場合は、1日につき 18,000円 を限度とした実額）	休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内で認められます
慰 謝 料		一日につき 4,100円	慰謝料の対象となる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内で認められます

イ 後遺障害による損害 最高限度額＝次の表のとおり

後遺障害についての保険金額は、その後遺障害の等級に応じて、原則として次の表に掲げる最高限度額が支払われます。

なお保険金額の内訳は、次の算式により算出される**逸失利益分**と**慰謝料分**となります。

逸失利益の算出

$$\frac{\text{年収} \times \text{労働能力喪失率}}{\parallel} \times \frac{\text{新ホフマン係数（後遺障害確定時の年齢による）}}{\parallel}$$

（次の表のとおり）

152 ページ

障害等級	労働能力喪失率	最高限度額	左の額のうち慰謝料
1	100/100	3,000万円	1,050万円
2	100/100	2,590	918
3	100/100	2,219	797
4	92/100	1,889	687
5	79/100	1,574	580
6	67/100	1,296	484
7	56/100	1,051	399

障害等級	労働能力喪失率	最高限度額	左の額のうち慰謝料
8	45/100	819万円	317万円
9	35/100	616	241
10	27/100	461	184
11	20/100	331	134
12	14/100	224	92
13	9/100	139	57
14	5/100	75	32

ウ 死亡による損害 最高限度額＝3,000万円

損害項目		金 額	備 考
葬 儀 費		定額60万円 (立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は社会通念上必要かつ妥当な実費)	
逸 失 利 益		$\frac{(\text{収入額} - \text{生活費}) \times \text{死亡時の年齢に対応する新ホフマン係数}}{(\text{注})}$ 152 ページ	
慰 謝 料	死亡した本人の分	350万円	
	遺族の分	請求権者が1名の場合 500万円 請求権者が2名の場合 600万円 請求権者が3名以上の場合 700万円 被害者に被扶養者のあるときは 200万円を加算	請求権者は被害者の父母（養父母を含む） 被害者の配偶者 被害者の子

（注）生活費の立証が困難な場合、被害者に被扶養者があるときは収入額から35%を、被扶養者がいないときは収入額から50%を生活費として控除します。

エ 死亡に至るまでの傷害による損害 最高限度額＝120万円

内容は、「ア傷害の場合」と同じです。

オ 減 額

次のような場合には、保険金額（損害賠償額）が一定の割合で減額されますが、過失相殺
148ページ は行われません。

ア 被害者に重大な過失のある場合

イ 受傷と死亡との間及び受傷と後遺障害との間の因果関係の認定が困難な場合

ウ 被害者と保有者との関係が、夫婦又は同一生計に属する親子若しくは兄弟姉妹である場合（この場合、慰謝料について減額が行われます。）

〔参 考〕

就労可能年数と新ホフマン係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表 (2) 18歳以上の者に適用する表

年 令	幼児・学生 無 職 者		有 職 者		年 令	就労 可能 年数	係 数	年 令	就労 可能 年数	係 数	年 令	就労 可能 年数	係 数	年 令	就労 可能 年数	係 数
	就労 可能 年数	係 数	就労 可能 年数	係 数	才	年		才	年		才	年		才	年	
0	49	16.419	67	29.022	18	49	24.416	38	29	17.629	58	11	8.590	78	4	3.564
1	49	16.716	66	28.793	19	48	24.126	39	28	17.221	59	11	8.590	79	4	3.564
2	49	17.024	65	28.560	20	47	23.832	40	27	16.804	60	10	7.945	80	4	3.564
3	49	17.344	64	28.325	21	46	23.534	41	26	16.379	61	10	7.945	81	4	3.564
4	49	17.678	63	28.087	22	45	23.231	42	25	15.944	62	9	7.278	82	3	2.731
5	49	18.025	62	27.846	23	44	22.923	43	24	15.500	63	9	7.278	83	3	2.731
6	49	18.387	61	27.602	24	43	22.611	44	23	15.045	64	9	7.278	84	3	2.731
7	49	18.765	60	27.355	25	42	22.293	45	22	14.580	65	8	6.589	85	3	2.731
8	49	19.160	59	27.105	26	41	21.970	46	21	14.104	66	8	6.589	86	3	2.731
9	49	19.574	58	26.852	27	40	21.643	47	20	13.616	67	8	6.589	87	3	2.731
10	49	20.006	57	26.595	28	39	21.309	48	19	13.116	68	7	5.874	88	2	1.861
11	49	20.461	56	26.335	29	38	20.970	49	18	12.603	69	7	5.874	89	2	1.861
12	49	20.938	55	26.072	30	37	20.625	50	17	12.077	70	6	5.134	90	2	1.861
13	49	21.442	54	25.806	31	36	20.275	51	16	11.536	71	6	5.134	91	2	1.861
14	49	21.971	53	25.535	32	35	19.917	52	15	10.981	72	6	5.134	92	2	1.861
15	49	22.530	52	25.261	33	34	19.554	53	14	10.409	73	6	5.134	93	2	1.861
16	49	23.123	51	24.984	34	33	19.183	54	13	9.821	74	5	4.364	94	2	1.861
17	49	23.750	50	24.702	35	32	18.806	55	12	9.215	75	5	4.364	95	2	1.861
					36	31	18.421	56	12	9.215	76	5	4.364	96	2	1.861
					37	30	18.029	57	11	8.590	77	4	3.564	97～	1	0.952

(4) 自賠償への請求

加害者からでも	被害者からでも	請求できます。
加害者請求	被害者請求	

請求方法は、①本請求、②仮渡金請求、③内払金請求の各方法があります。いずれにせよ加害自動車の加入する保険会社へ手続きをすることになります。

なお、請求権の時効は、次のとおりです。

ア 被害者請求……事故日から **2年**（後遺障害は症状固定日から **2年**）

イ 加害者請求……被害者に対する支払日から **2年**

(5) 加害自動車が不明のときや無保険車による事故のとき

本来ならば自賠償から保険金が給付されるような場合には、政府が損害を填補します（自動車損害賠償保障事業）が、公務又は通勤災害の場合は、基金が補償することとなっていますので、それと同一の損害額については政府からの填補は受けられません。

政府から保障を受けようとする場合は、自賠償を扱っている国内系保険会社か農協を通じて請求することができます。

(6) 自賠償の変遷

ア 保険金額の変遷

事 項		実施年月日										
		31. 2. 1	35. 9. 1	39. 2. 1	41. 7. 1	42. 8. 1	44.11. 1	48.12. 1	50. 7. 1	53. 7. 1	60. 4.15	H3. 4. 1
死 亡	死 亡	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
	死亡に至るまでの傷害	30	50	100	150	300	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
傷 害	重 傷	10	10	30	50	50	50	80	100	120	120	120
	軽 傷	3	3									
後 遺 障 害		級		万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
		1		100	150	300	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
		2		87	131	266	444	888	1,332	1,776	2,186	2,590
		3		75	113	235	392	784	1,175	1,567	1,898	2,219
		4		64	96	206	343	684	1,030	1,373	1,637	1,889
		5		53	80	177	295	590	884	1,179	1,383	1,574
		6		43	64	150	250	500	750	1,000	1,154	1,296
		7		33	50	125	209	418	627	836	949	1,051
		8		26	39	101	168	336	504	672	750	819
		9		19	29	78	131	261	392	522	572	616
		10		13	20	60	101	201	302	403	434	461
		11		9	13	45	75	149	224	299	316	331
		12		5	7	31	52	104	157	209	217	224
		13				20	34	67	101	134	137	139
		14				11	19	37	56	75	75	75

イ 査定要綱の変遷

事故発生日		56年5月1日～ 58年5月31日	58年6月1日～ 61年7月31日	61年8月1日～ 3年3月31日	3年4月1日～ 4年7月31日	4年8月1日～ 6年5月31日	6年6月1日～ 9年4月30日	9年5月1日～
看護料(定額)		看護師実費 近親者等3,000円	看護師実費 近親者等3,200円	看護師実費 近親者等3,300円	看護師実費 近親者等3,600円	看護師実費 近親者等3,700円	看護師実費 近親者等4,000円	看護師実費 近親者等4,000円
諸雑費(入院中)		定額 600円	定額 600円	定額 700円	定額 700円	定額 800円	定額1,000円	定額1,100円
文書料		実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費
休業損害	定額	3,400円	3,700円	4,000円	4,300円	4,900円	5,200円	5,500円
	上限額	11,000円	13,000円	13,000円	16,000円	18,000円	18,000円	18,000円
慰謝料	傷害	(1日) 3,200円	(1日) 3,400円	(1日) 3,600円	(1日) 3,700円	(1日) 4,000円	(1日) 4,100円	(1日) 4,100円
	胎児死産・ 流産	25万円	25万円	25万円	25万円	25万円	25万円	25万円
	後遺障害	30万円～800万円	32万円～850万円	32万円～900万円	32万円～950万円	32万円～ 1,050万円	32万円～ 1,050万円	32万円～ 1,050万円
	死亡	本人	250万円	250万円	250万円	300万円	350万円	350万円
		遺族	1名 350万円 2名 450万円 3名以上550万円	1名 400万円 2名 500万円 3名以上600万円	1名 450万円 2名 550万円 3名以上650万円	1名 450万円 2名 550万円 3名以上650万円	1名 500万円 2名 600万円 3名以上700万円	1名 500万円 2名 600万円 3名以上700万円
葬儀費	定額	40万円	45万円	50万円	50万円	55万円	55万円	60万円
	上限額	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費

(7) 任意保険について

自賠責によりすべての損害が填補できない場合や、加害者が任意保険に加入していれば任意保険からの給付が受けられます（もちろん、任意保険に加入していなければ、損害賠償義務者本人に自賠責の最高限度額を超えた部分の損害賠償を請求することになります。）。

任意保険には、次のような種類があります。

対人賠償保険	他人を死傷させた場合、相手に支払う損害賠償金のうち、強制保険で支払われる額を超える部分
搭乗者傷害保険	搭乗者（運転者を含む）が自動車の運行に起因する事故によって死傷した場合に支払われます。
車両保険	保険契約した自動車自体の損傷にかかる損害に対して支払われます。
対物賠償保険	他人の財物を損壊した場合の損害賠償

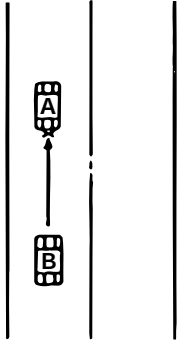
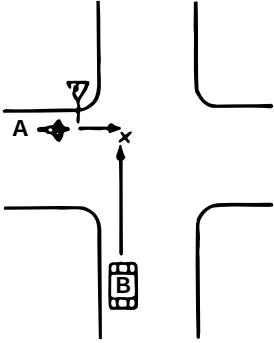
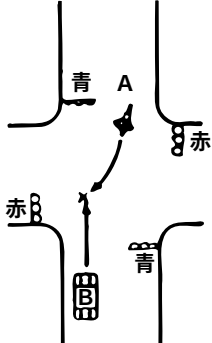
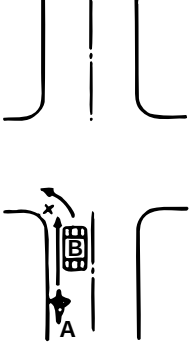
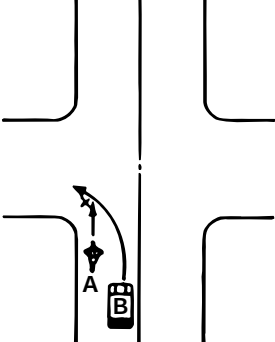
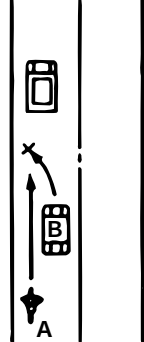
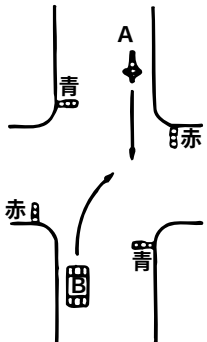
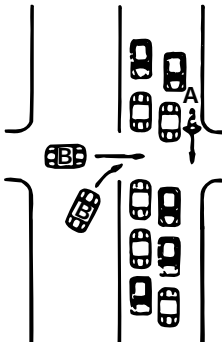
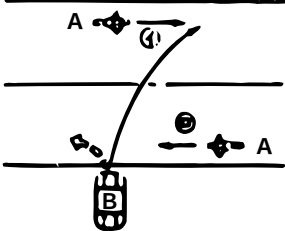
任意保険は、加害者が災害発生から所定の日数以内に保険会社に通告しなければ適用されない場合があるので、注意を要します。

(8) 交通事故の過失割合

交通事故の過失割合については、判例等の積み重ねにより、定型化されてきています。次に具体例を示しますが、これらは、

あくまでも一般例で実際には、その事故に付帯する諸条件を勘案して、当事者同士が交渉する必要があります。

① 歩行者…青信号で横断開始 車 両…赤信号で横断歩道通過 歩行者：車両 = 0：100	② 通常の道路における横断 歩行者：車両 = 20：80	③ A車黄信号、B車赤信号で進入 衝突 A車：B車 = 20：80
④ 同幅員交差点 Aが左方車 A、Bとも減速せず A：B = 40：60	⑤ A車が広路進行 A車：B車 = 20：80 A車が優先道路進行 A車：B車 = 10：90	⑥ B車一時停止義務違反 A、B同程度の速度 A車：B車 = 20：80
⑦ 交差点の右折車と直進車の衝突 A、Bともに青信号で進入 A車：B車 = 20：80	⑧ B車がセンターラインオーバー A車：B車 = 0：100	⑨ 同幅員交差点単車Aが左方車 A、Bともに減速せず A車：B車 = 30：70

⑩ A車が理由なく急ブレーキをかけたため追突 A : B = 30 : 70 	⑪ 単車Aの一時停止義務違反 (A、B同速度) A : B = 65 : 35 	⑫ 単車A右折、B車直進 A : B = 70 : 30 
⑬ 直進単車Aと先行左折B車の衝突 A : B = 20 : 80 	⑭ 直進単車A車と追越左折B車衝突 A : B = 10 : 90 	⑮ B車割込み A : B = 20 : 80 
⑯ 直進単車Aと右折B車の衝突 A : B = 15 : 85 	⑰ 渋滞中の車両間の事故で、単車の走行路が狭い場合 A : B = 30 : 70 	⑱ 直進単車と路外進入B車の衝突 A : B = 10 : 90 

6 求 償（加害者への支払請求）

補償先行により、基金が補償を実施すると、基金は被災職員に代わって加害者に対する損害賠償請求権を取得し、それに基づき損害賠償義務者に対して支払いの請求を行うことになり、このことを**求償**と言います。

留意事項 145ページ

7 同僚加害の場合の取扱い

同僚職員の職務行為が原因で災害が発生した場合は、第三者加害行為事案として取り扱い、原則として、基金が補償先行します 144ページ が、同僚職員に対する求償は行いません。

交通事故の場合の取扱い

同僚職員又は使用者が保有する加害自動車加入している自賠責から損害賠償を受けること（＝賠償先行）が原則です。

もちろん、**基金が補償先行すれば、自賠責に対しては求償することになります。**

8 示 談

示談とは、当該事故に関する法律上の和解にあたり、一般的には損害賠償や慰謝料等の金額や支払方法について、当事者間の話し合いにより解決することをいいます。裁判等によって損害賠償を請求すると、手続きが面倒であったり、解決までに長期間を要することがあるため、示談によって解決するのが一般的です。

なお、所属長は積極的に被災職員を指導するとともに、場合によっては示談の立会人になることも考えられます。

そこで、示談を行おうとする場合の重要なポイントは次のとおりです。

(1) 交渉相手を選ぶ

誰が損害賠償責任を負うかを確認します。

「3 第三者加害行為事案」とは 145ページ で述べたとおり、直接の加害者以外にも損害賠償義務者がいる場合があるので、これらの者の収入・資産状況を調べ、支払能力のある者を選び話しを進める必要があります。

代理人との交渉

代理権のない者との示談や代理権の範囲を超えた示談は効力がなく、示談内容の履行を拒否されます。代理人と交渉する場合には、代理権の有無やその範囲を委任状で必ず確認することが大切です。

また、いわゆる示談屋との交渉は避けることが賢明です。

(2) 請求額の根拠を明確にする

互いに譲り合うことが示談の精神です。相手方の納得を得やすくし、交渉をスムーズに進めるために必要なことは次のとおりです。

- ① 領収書等の客観的な資料をできる限り用意し、請求の根拠を明確にすることによって、請求金額を算出しておくこと。
- ② 妥当と思えないような法外な請求をしないこと。
- ③ 判例等の法的な根拠を明確にして請求すること。

(3) 示談の時期を選ぶ

できるだけ迅速な示談解決が望ましいと考えられますが、損害の程度について十分な見通しが立っていない時期の示談は、その後の出費を請求できなくなるなど、被害者が不利になりがちです。

そのため傷病が治ゆ（病状固定）し、損害額を確定させてから示談を行うのが最も適切です。

(4) 後遺症や再発による損害も負担させる

災害と相当因果関係のある損害は、すべて相手方が賠償する責任があります。

したがって、後遺症や再発についても、その範囲内で賠償してもらえるようにしておくことが必要です。

(5) 基金の求償権を害するような示談をしない

「治療費は基金が支払うので、加害者には請求しない。」というような示談内容は、基金の損害賠償請求権の行使を不当に妨害するものですから、**絶対にしないでください。**

賠償金の内訳を明確に

損害賠償と災害補償は「4 加害者に請求できる損害賠償と基金の補償との関係」147ページで述べたとおり、内容が異なります。基金が迅速に補償を実施し、求償・免責事務をスムーズに行えるよう、賠償金の内訳（治療費、傷害の慰謝料、後遺障害の逸失利益及び慰謝料など）を明確にすることが重要です。

(6) 必ず示談書を作成する

口約束による示談も無効ではありませんが、トラブルのもとになります。そこで、示談内容を書面化して明確にすることが必要です。

なお基金が補償先行している場合には、示談書の案文の写しを必ず基金に提出し、**基金の承認を受け**た後に、**正式示談を締結する**ようにしてください。

示談書に必ず明記する内容

最も重要な示談金額はむろんのこと、次の事項も必ず明記してください。

- ① 当事者名 ② 事故の日時、場所 ③ 事故の状況 ④ 示談の内容（賠償金の内訳を明確にすること） ⑤ 賠償金の支払方法及び時期 ⑥ 後遺症・再発の取扱い ⑦ 基金の補償先行がある場合の取扱い ⑧ 作成年月日

※交通事故の場合は、加害車両等の登録番号を明記することも必要です。

(7) 示談後は、速やかに基金に示談書を提出する

示談書例を次に示しますが、示談書には特に様式はありません。

示 談 書

事故当事者	被害者（甲）住所・氏名	×××××
		×× ××
	加害者（乙）住所・氏名	〇〇〇〇〇
		〇〇 〇〇
	使用者（丙）氏名・住所	△△△△△
		△△ △△

1. 事 故 の 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前10時30分頃
2. 事 故 の 場 所 〇〇市××区〇〇町△△番地先路上
3. 車両の登録番号 甲の車両 ×× ×××
- 乙の車両 〇〇 〇〇〇
4. 事 故 の 概 況 上記の日時、場所において、信号待ちのために停車していた甲の車両に、東進してきた乙の運転する車両が追突し甲が負傷したもの。

上記の交通事故による人身損害および車両損害については、当事者協議の結果、下記の条件をもって一切円満示談解決することを約しました。よって今後本件に関しては、如何なる事情が生じて、双方裁判上または裁判外において、一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

記

- 1 乙および丙は、甲に対し既払分（休業補償費内払15万円）のほか金175万円を支払う。ただし、このうち治療費については、乙および丙が直接病院に支払う。
内訳 治療費40万円、休業補償費10万円、慰謝料30万円、障害補償費75万円（内逸失利益43万円、慰謝料32万円）、通院費1万円、諸雑費9万円、甲の車両修理費10万円
- 2 乙の車両の修理費は乙および丙が負担する。
- 3 **甲にかかる治療費につき、1以外のものの請求が、地方公務員災害補償基金より、乙または丙に対しあったときは、乙および丙は無条件にこれに応ずる。**
- 4 将来甲の負傷が再発した場合、医師の診断により、明らかにこの事故によるものと認められるときは乙および丙において、一切責任をもつものとする。
- 5 その他不測の事態が生じた場合は協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

平成 年 月 日

被害者（甲）住所・氏名	×××××
	×× ××
	印
加害者（乙）住所・氏名	〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇
	印
使用者（丙）氏名・住所	△△△△△
	△△ △△
	印

VI 不 服 審 査 制 度

支部長の行う公務災害・通勤災害の認定、補償の決定に不服があるときに提起できる行政上の争訟制度です。

1 制度の概要

災害補償制度では職員等の権利利益の救済と行政運営の適正化を図るため、支部長が行った補償に関する決定に係る不服申立てについての審査機構として審査会制度を設けています。

なお、審査会は処分庁である支部長の上級行政庁ではないので、審査請求の却下若しくは棄却又は取消の裁決のいずれかをなし得るだけであり、審査した処分を取消したうえ、自ら新たな決定をすることはできないことになっています。

2 審査請求の対象となる処分

支部長が行った補償に関する決定に不服がある場合です。事実行為や福祉事業の決定に対する不服は、対象とはなりません（なお、福祉事業の決定に対しては、支部長に不服の申出を行うことができます。）。

補償に関する決定とは、「公務外又は通勤災害非該当の認定」「補償請求に対する不支給決定」などであり、審査請求ができることが決定文書に示されています。

3 審査機関（法第51条、第52条）

基金の審査会制度は二審構造となっており、まず支部審査会に審査請求を行い、その裁決に不服があれば、本部審査会に再審査請求を行うことになります。

審査庁の名称等は次のとおりです。

- (1) 地方公務員災害補償基金徳島県支部審査会（〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県職員厚生課内）
- (2) 地方公務員災害補償基金審査会（〒100-6026 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビル26階）

審査請求前置主義（法第56条）

支部長が行った処分の取消しの訴えについては、その処分についての再審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

また、支部審査会の裁決を経た後でなければ再審査請求をすることはできません。

なお、審査請求後3箇月を経過しても支部審査会による決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとし、審査会に対して再審査請求をすることができます（法第51条）。

不服申立て中の処分の取消しの訴えは原則として再審査請求後3箇月を経過しても審査会による裁決がないときに限り提起することができます。

4 審査請求の期限（行政不服審査法第14条）

審査請求は、認定通知書や補償決定通知書を交付されて「処分があったことを知った日」の翌日から起算して**60日以内**に、

再審査請求は、支部審査会の裁決書が届いた日の翌日から起算し**30日以内**にしなければなりません。

処分があったことを知った日

処分の対象者（認定等の請求者）が認定通知書等の受領を拒絶した場合でも、それを提示されたときに知ったものとされます。

5 審査請求の方法（行政不服審査法第9条、第15条、第17条）

審査請求は次の事項を記載し、署名押印した正副2通の書面（様式はありません）を審査会に提出しなければなりません。処分庁を経由して行うこともできます。

なお、口頭による審査請求は認められません。

- ① 審査請求人の氏名、年齢及び住所
- ② 審査請求に係る処分
- ③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- ④ 審査請求の趣旨及び理由
- ⑤ 処分庁（支部長）の教示の有無及びその内容
- ⑥ 審査請求の年月日

書面審査の原則

審査会の審理は、審査請求人と処分庁から提出された書面等により、審査会が職権で行うこととされており、口頭審理は予定されていないため、非公開となっています。

ただし、審査請求人等が口頭で意見を述べる機会を希望する場合は、その旨を書面で申し出ることができます。

VII 参 考 資 料

○質疑応答集	166 ページ
--------------	---------

(質疑応答集)

過去に任命権者等からの質問が多かった事項について、以下に掲載します。事務処理上疑問を感じたとき、電話照会する前に、まず、このページを参照してください。

1 認定事務について

Q 市に身分を残したまま、財団法人へ派遣された職員が、派遣先の業務中に負傷した場合、地方公務員災害補償法は適用されますか？

A 適用されません。

地方公務員災害補償法は**公務上**の災害に対して補償されます。派遣先の業務が公務でなければ同法は適用されませんので、派遣先において労災保険等に参加する必要があります。

P 3～4
2 対象となる職員

Q 常勤的非常勤職員については、基金の補償の対象となりますが、次のような場合は、どうなりますか？

平成13年4月から任期2年で常勤職員と同等の勤務時間で勤務している嘱託職員が、平成14年2月に被災した。同職員は4月から2月まで毎月18日以上勤務している。

A 常勤的非常勤職員の要件は、常勤職員と同等以上の勤務時間で月18日以上勤務した月が12か月を超えた者であり、本件は10か月あまりしか勤務しておらず、該当しない。

なお、同職員が3月以降も18日以上勤務し、平成14年7月に被災した場合は、常勤的非常勤職員に該当する。

P 3～4
2 対象となる職員

Q 町教育長のような特別職も基金の補償の対象となりますか？

A 常勤職員であれば、特別職も対象となります。

P 3～4
2 対象となる職員

Q 公務災害認定請求書を作成する際、どんなところに気をつければよいですか？

A 手引 7ページ～97ページ を参照して作成してください。

(1)共済組合員証の番号、(2)請求年月日、(3)所属部局の証明、(4)任命権者の意見、がよく漏れています。(2)の日付は①請求年月日、②所属部局長の証明年月日、③任命権者の意見欄年月日の順です。よく前後していますので、気をつけてください。

また、災害発生状況は、手引 ページのように詳しく記載してください。②**通常業務**、⑧**どうして**、⑩**どうしたのか**、などが記載されていないことが多いので、注意してください。

P 7～97
認定請求手続

Q 公務災害認定請求書の添付資料を作成する際、どんなところに気をつければよいですか？

A 手引 10 ページ を参照して作成してください。

なお、次の添付資料が不足していたり、記載内容に不備があることが多いので、注意してください。

1 通常の事案の場合

(1) 災害発生日と初診日が異なる場合、災害発生から認定請求までに1か月以上経過している場合は、必ずその理由を請求書中で説明してください。

(2) 診断書は、初診の医療機関のものを必ず添付してください。診断書が写しの場合は、必ず所属長又は任命権者の原本証明をしてください。

(3) 現場見取図には、必ず被災職員・現認者の位置を○印で、また、災害発生場所を朱書きの×印で、記入してください。現認者の位置が抜けていることが多いです。

(4) 勤務所外での災害の場合、必ず次の資料を添付してください。

ア 旅行命令簿、業務日誌、公用車使用簿等

イ 経路図(勤務所、当日勤務していた場所、災害発生場所を記入してください。)

(5) 時間外勤務の場合は、時間外勤務命令簿等を添付してください。

2 針刺し事案の場合

(1) 血液検査結果は、陽性(+)・陰性(-)の別を明らかにしてください。数値のみの記載の場合判断できないため、説明を加えてください。(データ添付)

(2) 被災職員の血液検査は必ず受傷日に行ってください。検査が後日になった場合は、その理由を説明してください。

2 補償事務について

Q 受診した医療機関等に、基金への治療費の請求用紙を提出したいのですが、どの様式で渡せばよいですか？

A 1 県内の徳島県医師会所属医療機関（歯科医を除く。）、国公立病院等の場合

療養の給付請求書 186 ページ

公務災害等療養費請求書 187 ページ

2 歯科医、県外の医療機関の場合

療養補償請求書 190・191（医療機関用）ページ

3 調剤薬局の場合

療養補償請求書 190・192（調剤薬局用）ページ

4 接骨院の場合

療養補償請求書 190 ページ

なお、2～4の場合、「補償費用の受領委任」欄にも記入・押印して医療機関等へ渡してください。

Q 当初、共済組合員証を使用して治療を受けた場合、公務災害に認定された後はどうすればよいですか？

A 医療機関等に公務災害であった旨説明し、可能であれば、初診時に遡って共済扱いから公務災害扱いに切り替えてもらってください（自己負担分を医療機関から返還してもらってください。）。

医療機関等において上記切り替えができない場合は、可能な時期から公務災害扱いに切り替えてもらい、それまでの自己負担分については、必ず領収書を添えて、療養補償請求書 190・191 ページ（調剤薬局 190・192 ページ）により基金へ請求してください。

P110～111

2 認定後の治療費等の支払
手続

Q 治療費の自己負担分について、基金へ療養補償請求をしたいのですが、領収書を紛失してしまいました。請求できませんか？

A 療養補償請求には、必ず領収書（原本）を添付していただいています。領収書がない場合は、費用負担の確認ができませんので、療養費を原則支払えません。

P110～111

イ その他の場合

Q 診断書を2通取ったが、文書料は支払われますか？

A 原則は1通のみ対象ですが、診断名が異なるときは、2通とも文書料を支払います。

P111

文 書 料

Q 後遺障害の診断の時の治療費や診断書料はどうなりますか？

A 医療機関に通院した最後の日に治癒（症状固定）となり、その時に後遺障害の診断書を取った場合には、治療費とあわせて診断書料を支払います。

なお、治癒日以降に後遺障害診断書を取った場合には、治療費については支払うことができません。

Q 公務療養中、コルセット等の補装具を装着し、その費用を支払いました。福祉事業の補装具申請書で基金へ請求すればよいのでしょうか？

A 療養中の補装具装着に関する費用は、福祉事業ではなく、療養補償となりますので、補装具装着証明書、領収書を添えて、療養補償請求書 **190 ページ** により請求してください。

P111
3 補装具費

Q 医療機関で治療を受けているが、痛みが取れないので、接骨院あるいは鍼灸院へ通いたいですが、どうしたらよいですか？

A 「療養の範囲について」の実施については、次のように定められています。(通達集 **303 ページ**)

Q 主治医から症状固定だといわれました。治ゆ届書を提出しなければなりませんが、まだときどき痛むので通院したいと思っています。治ゆ（症状固定）後の治療費はどうなるのですか？

A 治ゆ（症状固定）日以降、公務災害としての療養補償は行われませんので、一般の私傷病と同様に共済組合員証を使って治療を受けて下さい。

P119
治 ゆ

Q 現在、公務災害で療養中ですが、この度退職することになりました。退職後も補償は受けられますか？ また、何か提出しなければならない書類はありますか？

A 退職後も補償は継続して受けられます。
また、退職時に特に提出していただくものではありませんが、治ゆ（症状固定）した場合は、忘れずに治ゆ届書を退職時の所属を經由して提出してください。

3 第三者加害行為事案について

Q 自動車で通勤していて、出会い頭に自動車と衝突し、負傷しました。通勤災害の認定請求をしようと思いますが、病院への支払はどうすればよいのでしょうか？

A 第三者の行為により被災した場合は、原則として、加害者が補償することになります。自動車事故において、加害者が自賠責保険に加入していれば、治療費については、120万円までは全額自賠責保険から支払われます。加害者本人または加害者加入の保険会社（自賠責保険、任意保険）に病院へ支払ってもらってください。

P144

P144
賠償先行

Q 通勤途上、自動車事故で負傷し（相手方過失80%）、治療費総額が200万円になりそうです。病院への支払はどうすればよいのでしょうか？

A 治療費が120万円を超え、被災職員にも過失がある場合は、本人負担が生じるため（このケースでは $200万円 \times 20/100 = 40万円$ は本人負担）、基金が補償先行し、後ほど相手方の保険会社等に対して請求（求償）することになります。

Q 公務出張中、自動車事故で負傷し、治療費総額は40万円かかりました。病院への支払はどうすればよいのでしょうか？

A 治療費については、自賠責保険で120万円までは過失割合に関係なく全額支払われます。自賠責保険には、加害者、被害者どちらからでも請求できますので、相手方に支払ってもらうか、被災職員から相手方の自賠責保険に請求し、病院へ支払ってもらうこともできます。

Q 信号待ちの停車車両に追突して負傷しました。相手方のある交通事故なので第三者加害事案として取り扱うべきでしょうか？

A 被災職員にセンターラインオーバー、追突、信号無視などの一方的な過失があり、相手方の自賠責保険が支払われない場合は、第三者加害事案ではなく、通常事案として取り扱います。

VIII 認定・補償の請求様式

様 式 一 覧

補償・福祉事業等の種類				請求書・申請書・報告書・添付書類		ページ									
認	定			公務災害認定請求書		173									
				通勤災害認定請求書		175									
				現認書・事実証明書		177									
				現場見取図		178									
				第三者行為災害届書		179									
				念交通事故証明書入手不能理由書		181									
				確約書		182									
				事故発生状況報告書		183									
				職員災害調書		184									
						185									
療	養	補	償	療養の給付請求書		186									
				公務災害等療養費請求書		187									
				診療費請求内訳書(入院用)		188									
				診療費請求内訳書(入院外用)		189									
				療養補償請求書		190									
				調剤費請求明細(薬局用)		192									
				上級室・個室使用証明書		193									
				通院・移送費明細書		194									
				看護証明書		195									
				治ゆ届書		196									
歯科補綴等見積書		197													
療養の現状等に関する報告書		199													
休	業	補	償	休	業	補	償	請求書	201						
業	援	護	金	業	援	護	金	申請書	201						
傷	病	補	償	年	金										
傷	病	特	別	支	給	金	傷	病	特	別	支	給	金	申請書	203
傷	病	特	別	給	付	金	傷	病	特	別	給	付	金	申請書	203
障	害	障害補償年金	請求書	204											
		障害特別支給金	申請書	204											
		障害特別援護金	申請書	204											
		障害特別給付金	申請書	204											
	補	障害補償一時金	請求書	205											
		障害特別支給金	申請書	205											
		障害特別援護金	申請書	205											
		障害特別給付金	申請書	205											
共通				残存障害診断書(別紙1、別紙2)	206										
介護補償				介護補償請求書	209										
遺	族	遺族補償年金	請求書	212											
		遺族特別支給金	申請書	212											
		遺族特別援護金	申請書	212											
		遺族特別給付金	申請書	212											
	補	遺族補償一時金	請求書	214											
		遺族特別支給金	申請書	214											
		遺族特別援護金	申請書	214											
		遺族特別給付金	申請書	214											
葬祭補償				葬祭補償請求書	217										
その 他 の 福 祉 事 業	外科後処置 アフターケア	福祉事業〔外科後処置 アフターケア〕申請書	218												
	補装具	福祉事業(補装具)申請書	221												
	在宅介護を行う介護人の派遣	福祉事業〔在宅介護を行う 介護人の派遣〕申請書	222												
	奨学援護金	福祉事業(奨学援護金)申請書	223												
	就労保育援護金	福祉事業(就労保育援護金)申請書	224												
未	支	給	の	補	償	未	支	給	の	補	償	請求書	225		
未	支	給	の	福	祉	未	支	給	の	福	祉	事業申請書	225		
平均給与額				平均給与額算定書	226										

注) 様式一覧にない請求書・申請書等の様式は、基金支部までお問い合わせください。

公務災害認定請求書

		*認定 番号		
地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		請求年月日 平成 年 月 日 (千 一)		
下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		請求者の住所		
		氏 ふりがな 名 (印)		
		被災職員との続柄		
1 被災 職員 に 関 する 事 項	所属団体名	所属部局・課・係名（電話 ）		
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号		第	号
	氏 ふりがな 名	年 月 日	☐ 男 ☐ 女	生（ 歳）
	職 名	☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤		
	災害発生の日時 平成 年 月 日（ 曜日）午 前後 時 分ごろ			
	災害発生の場所			
	傷 病 名			
傷病の部位及びその程度				

*受 理	平成 年 月 日	* 認 定	平成 年 月 日
*通 知	平成 年 月 日		☐ 公 務 上 ☐ 公 務 外

- [注意事項]
- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 「2災害発生の状況」又は「5任命権者の意見」の欄の記入にあたって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 4 「5任命権者の意見」の欄中 には、下記の1種類の区分番号を記入すること。
- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舍指導員等 06 船員 07 タイピスト・キーパンチャー
08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員 11 養護学校教員 12 養護学校教員以外の教育公務員
13 警察官 14 消防吏員 15 清掃業務員 16 その他の職員
- 5 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

2 災 害 発 生 の 状 況	
	*3 所属部長の証明
4 添付する資料名	☐ 診断書 ☐ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 通勤届 の写 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☐ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健 康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☐ その他
*5 任命権者の意見	平成 年 月 日 任命権者の職・氏名 印

通勤災害認定請求書

		*認定 番号		
地方公務員災害補償基金 徳島県 支部長殿		請求年月日 平成 年 月 日 (千 一)		
下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。		請求者の住所		
		氏 ふりがな 名 (印)		
		被災職員との続柄		
1 被災 職員 に 関 する 事 項	所属団体名	所属部局・課・係名 (電話)		
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号		第	号
	氏 ふりがな 名	年 月 日	☐ 男 ☐ 女	生 (歳)
	職 名	☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤		
	災害発生の日時 平成 年 月 日 (曜日) 午 前後 時 分ごろ			
	災害発生の場所			
	傷 病 名			
傷病の部位及びその程度				

*受 理	平成 年 月 日	* 認 定	平成 年 月 日
*通 知	平成 年 月 日		☐ 該 当 ☐ 非 該 当

〔注意事項〕

1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。

2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。

3 「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい（公務の性質を有するものを除く。）、職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。

ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。

したがって、「2 災害発生状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。

2 災 害 発 生 の 状 況 等	(1) 災害発生の日勤務開始(予定)時刻又は勤務終了の時刻		午 前後	時	分ごろ
	(2) 災害発生の日に住居を離れた時刻		午 前後	時	分ごろ
	(3) 災害発生の日勤務場所を離れた時刻		午 前後	時	分ごろ
	(4) 災害発生状況				
*3 所属部長の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 所属部局の { 所在地 名 称 長の職・氏名 印				
4 添付する資料名	☐ 診断書 ☐ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 通勤届の写 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☐ 出勤簿の写 ☐ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☐ その他				
*5 任命権者の意見	平成 年 月 日 任命権者の職・氏名 印				

- 4 「2 災害発生状況等」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 5 「2 災害発生状況等」の(1)の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始(予定)時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、(2)の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3)の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。
- 6 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

現 実 認 証 明 書

被災職員の職・氏名	
災 害 発 生 の 日 時	平成 年 月 日 () 午前 時 分頃 午後
災 害 発 生 の 場 所	
災 害 発 生 の 状 況 等	
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 所 属 職・氏名 (印)	

〔注意事項〕

1. 現認書は、災害の目撃者が目撃したままの状況を目撃者の立場から記入すること。
2. 災害の目撃者がいない場合は、災害発生状況報告を最初に受けた者が「事実証明書」として作成すること。

この場合も証明者が聴取したままを証明者の立場から記入すること。

現 場 見 取 図

(説明)
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏 名 印

(注) 原則として被災者本人が記入してください。

第三者行為災害届 (この届は認定請求書 に添付して下さい)

1. 被災職員の職・氏名
2. 加害者の住所・氏名
3. 加害者の所属する事業所または加害者が責任無能力の場合は監督義務者の
名称または氏名
所在地または住所
事業内容または職業
代 表 者(役職)
4. 事故の原因と被害の状況
5. 加害者側から受けた損害賠償の内容、金額および受領年月日
6. 示談の内容またはその話し合いの状況
7. 公務災害補償請求の有無
 - ア 加害者に対し、損害賠償を請求 $\left\{ \begin{array}{l} \text{します。} \\ \text{しました。} \end{array} \right\}$
 - イ 公務災害補償の給付を要望します。
理由：

8. 加害者が運転していた車輛の

種 類	登録番号 (車輛番号)	車体番号
保有者の住所・氏名		
自動車損害賠償責任保険証明書番号	第	号
保険契約者名		
保険契約期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
保険会社名		

9. 加害者（または使用者監督義務者）の自動車保険（任意保険）加入の有無

対 人	保険金額	保険会社名
有		
対 物	保険金額	保険会社名

地方公務員災害補償法施行規則第4条の規定によりお届けします。

平成 年 月 日

地方公務員災害補償基金徳島県支部長殿

所 属

氏 名

⑩

所
属
長
の
証
明

上記の記載内容は事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

所属長の職 氏名

⑩

念

書

平成 年 月 日 に
において の不法行為により の被っ
た被害に関し、地方公務員災害補償法による補償を受けた場合
は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を同法第59条
第1項の規定によって基金が補償の価額の限度において取得行
使し、かつ、賠償金を受領することに異議のないことをここに
書面をもって申し立てます。

なお、あわせて下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 加害者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職に
その内容を申し出ること。
- 2 加害者側に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者側から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金
額(評価額)を漏れなく、かつ遅滞なく貴職に届け出ること。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

地方公務員災害補償基金

徳 島 県 支 部 長 殿

交通事故証明書入手不能理由書

当事者	被害者	住所				
		氏名	(歳)			
	加害者	住所				
		氏名	(歳)			
加害自動車	車両番号		自賠責保険 証明番号			
	車体番号		契約保険会社名			
	保険契約者の 住所・氏名					
事故発生日時		平成 年 月 日 時 分 ごろ				
事故発生場所						
事故発生の状況						
交通事故証明書 入手不能理由						
上記理由により、交通事故証明書が入手不能ですが、上記事故は事実には相違ありません。						
平成 年 月 日						
所 属 長 印						

確 約 書

当事者	職員	住所	
		氏名	
	加害者	住所	
		氏名	
事故発生日時		平成 年 月 日（ ） 時 分 ごろ	
事故発生状況			

上記事故について、加害者である 〇〇〇〇 の不法行為により、 〇〇〇〇 の被った災害に関し、その加害の範囲において債務を認め、誠実に履行することを確約します。

なお、地方公務員災害補償基金徳島県支部が、地方公務員災害補償法第59条の規定により、貴支部がその補償の価額の限度において、補償を受けたもの（職員）が（加害者）に有する損害賠償請求権を取得したときは、貴支部の請求により、誠実に履行することを確約します。

平成 年 月 日

加 害 者 住 所

氏 名 _____ 印 _____
(生年月日)

連帯保証人 住 所

氏 名 _____ 印 _____
(生年月日)

事故発生状況報告書

保険証明書 番 号		第 号		当 事 者	甲(加害運転者)		氏 名 (電話)		
自動車の番号					乙(被 害 者)		氏 名 (電話)		
天 候		晴・曇・雨・雪・霧		交 通 状 況		混 雑・普 通・閑 散		明 暗	
道 路 状 況		舗装 { してある 歩道(両・片) { あ る { してない、 { な い、 直線・カーブ 平坦・坂 見通し { 良 い 積 雪・凍 結 { 悪 い							
信号又は標識		信号 { あ る 駐・停車禁止 { されている { な い、 { されていない、 その他標識							
速 度		甲車両 km/h(制限速度 km/h)、乙車両 km/h(制限速度 km/h)							
事故現場に於ける自動車と被害者との状況を图示して下さい。		事故発生状況略図(道路幅をmで記入して下さい。) 自 車  相手車  進行方向  信 号  一時停止  人 間  自 転 車  オートバイ 							
上記図の説明を書いて下さい。									

別紙交通事故証明書に補足して上記のとおりご報告申し上げます。

平成 年 月 日

報告者 甲との関係()
乙との関係()

印

職 員 災 害 調 書

1 被 災 職 員 の 職 ・ 氏 名		
2 災 害 発 生 の 際 従 事 し て い た 業 務 内 容		
3 被 災 職 員 の 通 常 の 勤 務 状 況 お よ び 職 務 内 容 （ 具 体 的 に ）		
4 被 災 傷 病 名 お よ び そ の 程 度		
5 被 災 職 員 の 健 康 状 態	(1) 既 往 症	
	(2) 定 期 健 康 診 断 の 結 果	
	(3) 最 近 の 健 康 状 態	
	(4) 体 質 そ の 他	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

任命権者又は
所属長

公
印

(注) 市町村においては、任命権者（市町村長）が証明するようにしてください。

様式第5号

療養の給付請求書

		*認定 番号			
地方公務員災害補償基金			支部長殿		
請求年月日 平成 年 月 日					
下記の指定医療機関等における療養の 給付を請求します。			請求者の住所		
			 氏 ふりがな 名 (印)		
1 被災 職員 に 関 する 事 項	所属団体名		所属部局名		
	氏 名		職 名 ☐ 常 勤		
	年 月 日生 (歳)		☐ 常勤的非常勤 負傷又は 発病の 平成 年 月 日		
2 療養を受けようとする 指定医療機関等	(新)	所在地			
		名 称			
	(旧)	所在地			
		名 称			
*受 理	平成 年 月 日		*通 知	平成 年 月 日	
* ☐ 支 給 決定 ☐ 不支給	平成 年 月 日				

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「2 療養を受けようとする指定医療機関等」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関等の所在地及び名称を記入し、現在療養を受けている指定医療機関等を変更しようとする場合には、新旧の指定医療機関等の所在地及び名称を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

公務災害等療養費請求書

認定番号			請求回数	第 回 (年 月 分)	
受付番号			請求年月日	平成 年 月 日	
被災職員 に関する 事項	所属団体名		所属部局		
	氏 名		TEL		
			職 名 ☐ 常 勤 ☐ 非常勤		
	年 月 日生 (歳)		負 傷 又 は 発病の年月日	昭和 年 月 日 平成	
診 療 費	内訳は、別添診療報酬明細書のとおり				円
調 剤 費	内訳は、別添診療報酬明細書のとおり				円
看 護 料	☐ 看護師 平成 年 月 日から 日間 ☐ 付添婦 平成 年 月 日まで ☐ その他				円
上記以外 の診療費					円
合 計					円
振 込 銀 行 名	銀行 支店		口座番号		
預 金 種 別	☐ 普 通 預 金 ☐ 当 座 預 金		口座名義人 (フリガナ)		
備 考					
上記のとおり請求します。 平成 年 月 日 (医療機関名) 印 地方公務員災害補償基金徳島県支部長 殿					

(注) 受付番号欄には記入しないでください。

病院等 の名称	
------------	--

地方公務員災害補償基金徳島県支部		①新継再別 1 初 診 3 転医始診 5 雇 続 7 再 発 ②転帰事由 1 治癒 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡	
③生年月日 明治大正昭和平成 1 3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23 25 27 29 31 元号 年 月 日 1～9年は右へ→ 1～9月は右へ→ 1～9日は右へ→ ④傷病年月日 年 月 日 1～9年は右へ→ 1～9月は右へ→ 1～9日は右へ→ ⑤療養期間 年 月 日 — 年 月 日 1～9年は右へ→ 1～9月は右へ→ 1～9日は右へ→ 1～9年は右へ→ 1～9月は右へ→ 1～9日は右へ→ ⑥実診療日数 日 ⑦合計額 ①-③ ④-⑥ 百万 千 円			
氏 名 (歳)		傷病の部位 及 び 傷 病 名	
所 属 名		傷病の経過	
所 在 地 都道府県 市区市			
診 療 内 容		点 数 (点)	
①初診 時間外・休日・深夜			
③指導			
④在宅			
②投 ②1 内服 単位 ②2 屯服 単位 ②3 外用 単位 ②4 調剤 日 ②5 麻毒 日 ②7 調査 日			
③0 ③1 皮下筋肉内 回 ③2 静 脈 内 回 ③3 そ の 他 回			
④0 処置 回 薬 剤			
⑤0 手術・麻酔 回 薬 剤			
⑥0 検査 回 薬 剤			
⑦0 画像診断 回 薬 剤			
⑧0 その他 薬 剤			
⑨0 入院 入院年月日 年 月 日 病 診 衣 ⑨0 入院料 円× 日間 円× 日間 円× 日間 ⑨1 入院時医学管理料 円× 日間 円× 日間 円× 日間 円× 日間 ⑨2 特定入院料・その他			
小 計		点 ① 円	

診 療 内 容	金 額	摘 要	
① 初 診	円		
⑧0 その他	円		
小 計	円		
⑨7 基準		備 考	
食 事	円× 日間 円× 日間 円× 日間		
	食 事 療 養		日 円
	摘 要		

第 回 (同一傷病について)

病院等の名称

地方公務員災害補償基金徳島県支部		①新継再別 1 初 診 3 転居始診 5 継 続 7 再 発 ②転帰事由 1 治癒 3 継続 5 転居 7 中止 9 死亡						
③生年月日 1 明治 3 大正 5 昭和 17 平成 年 月 日 1～9年は右へ→ 1～9月は右へ→ 1～9日は右へ→		④傷病年月日 年 月 日 1～9年は右へ→ 1～9月は右へ→ 1～9日は右へ→						
⑤療養期間 年 月 日 - 年 月 日 1～9年は右へ→ 1～9月は右へ→ 1～9日は右へ→		⑥実診療日数 日						
⑦合計額 ①-⑥ 百 千 円								
氏 名	(歳)		傷病の部位及び傷病名					
所 属 名			傷病の経過					
所 在 地	都道府県	郡市区市						
診 療 内 容		点 数(点)	診 療 内 容	金 額	摘 要			
⑪初診	時間外・休日・深夜		⑪初診	円				
⑫再診	外来管理加算	× 回	⑫再診(1～5回)	円				
	時間外	× 回	⑫再診(6回～)	円				
	休日	× 回	⑬指導	円				
	深夜	× 回	⑭その他	円				
⑬指導			小 計	円		摘 要		
⑭在宅	往 診	回						
	夜 間	回						
	緊急・深夜	回						
	在宅患者訪問診療							
	その他	回						
⑮投薬	⑰内服薬剤調剤	× 単位回						
	⑱屯服薬剤	単位回						
	⑲外用薬剤調剤	× 単位回						
	⑳処方	× 回						
	㉑麻毒	回						
	㉒調基							
	⑳注射	㉓皮下筋肉内				回		
㉔静脈内		回						
㉕その他		回						
㉖処置	薬剤	回						
㉗手術	薬剤	回						
㉘検査	薬剤	回						
㉙画像診断	薬剤	回						
㉚その他	処方せん	回						
	薬剤	回						
小 計	点	①	円					

診療費請求内訳書(入院外用)

療養補償請求書

		認定番号			
		請求回数	第	回	(年 月 日)
地方公務員災害補償基金 支部長 殿		請求年月日 平成 年 月 日			
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所			
		ふ り が な 氏 名 (印)			
1 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を に委任します。 委任者の氏名 (印)				
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の { 住 所 医療機関等の名称 氏 名 (代表者名) (印)				
2 被災職員の事項	所属団体名		所属部局名 (電話番号)		
	氏 名 年 月 日生 (歳)		職 名 ☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤 負 傷 又 は 平 成 年 月 日 発病の年月日		
3 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり			円	
4 調剤費	内訳は「*11 診療費請求明細」欄記載のとおり			円	
5 看護料	☐ 訪問看護 内訳は「*12訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり			円	
	平成 年 月 日から 日間 { 看護師の資格 } 平成 年 月 日まで ☐ 有 ☐ 無			円	
6 移送費	☐ 交通費 から まで キロメートル ☐ 片道 ☐ 往復 回			円	
	☐ その他の移送費			円	
7 上記以外の療養費				円	
8 療養補償請求金額 (3~7の合計額)				円	

9 送金希望の場合	振 込 み	振込先金融機関名		預金名義者名	法人機関又は役職の名称(個人名義の場合は記入不要です。) (フリガナ) 氏 名
		銀行	支店		
		口座番号			
	送金小切手	銀行		支店	
	そ の 他				

*受理 平成 年 月 日	*通知 平成 年 月 日	*支払 平成 年 月 日	*決定金額 円
-----------------	-----------------	-----------------	------------

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「認定番号」の欄は、第1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局または訪問看護を行った訪問看護事業者療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて自筆による署名をすることができる。

*10 診療費請求明細				(職員氏名)										
傷病名	ア イ ウ			診療開始日	ア平成 年 月 日 イ平成 年 月 日 ウ平成 年 月 日		診療期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
初診	時間外・休日・深夜 回 点				診療実日数		日							
再診	再診 回 外来診療料 × 回 継続管理加算 × 回 外来管理加算 × 回 時間外 × 回 休日 × 回 深夜 × 回			傷病の経過										
指導				転	平成 年 月 日									
在宅	往診 回 深夜・緊急 回 在宅患者訪問診察 回 その他 回 薬 回			帰	治	ゆ	継	続	転	医	中	止	死	亡
投薬	内服 { 薬剤 単位 調剤 × 回 屯服 { 薬剤 単位 調剤 × 回 外用 { 薬剤 単位 調剤 × 回 処方 回 麻毒 回 調基 回			摘 要										
注射	皮下筋肉内 回 静脈の 回 その他 回													
処置	薬 剤 回 回													
手術・麻酔	薬 剤 回 回													
検査	薬 剤 回 回													
画像診断	薬 剤 回 回													
その他														
入院	入院年月日	平成 年 月 日												
	病・診・衣	入院基本料・加算 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間												
院	特定入院料・その他													
診療報酬点数表により計算できるもの				合計点数 1点単価		円								
診療報酬点数により計算できないもの				診断書料・入院室料差額等		円								
診療費請求合計額						円								
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)														
平成 年 月 日				診療機関の		所在地 名称 医師の氏名		⑩						

– 192 –

上級室・個室使用証明書

				認定番号	
所 属 団 体			所 属 部 局		
被災職員氏名	(年 月 日生)		災 害 発 生 年 月 日	平成 年 月 日	
傷 病 名					
入 院 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			日間	
上級室等を必要とした期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			日間	
上級室等を必要とした理由 (○印をつけてください。)	ア 療養上他の患者から隔離しなければ適切な診療を行うことができなかった。 イ 傷病の状態から隔離しなければ他の患者の療養を著しく妨げるおそれがあった。 ウ 普通室が満床であり、かつ緊急入院させる必要があった。 エ その他（具体的に記入してください。）				
呼 称 (上級室・個室)		収 容 人 員		1日当たりの室料差額	
上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 医療機関の { 所 在 地 名 称 担 当 医 師 (印)					

通院・移送費明細書

所 属											認 定 番 号										
氏 名											傷 病 名										
医 師 の 証 明	通 院 日 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	通院日数 日			
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
		所 見																			
上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 医療機関の { 所在地 名 称 担当医師 印																					
明 細	方 法	区 間								距 離	日 数	片道料金	請 求 額								
	列 車	—								km	日	円	円								
	バ ス	—																			
	タクシー	—																			
	そ の 他	—																			
	合 計																				
上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 所属機関の { 所在地 名 称 長の職・氏名 公 印																					

- (注) 1. 医師の所見欄は、列車・バス等通常の交通機関を利用できず、タクシーの利用を必要としたときのみ記載するものとし、その理由及び期間を詳細に記載してもらうこと。
2. 通勤手当が支給される場合は、通勤手当と重複する区間は請求できません。

看 護 証 明 書

所 属		認 定 番 号	第 一 号
氏 名		傷 病 名	
入 院 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		日間
付添看護を必要とした期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		日間
看護人の種別	1 正看護師 2 准看護師 3 看護補助者 4 被災職員との続柄 家族 ()		
家族の場合看護師等が得られなかった理由			
付添看護を必要とした理由 (病状等をできるだけ詳細に記載して下さい。)			
基準看護の有無	有 無		
備 考			
上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 医療機関の { 所在地 名 称 担当医師			

(注) 基準看護が実施されている病院で更に付添看護を必要とする場合は、その理由を詳細に備考欄に記載して下さい。

治 ゆ 届 書

届出年月日 平成 年 月 日

1. 所属団体、所属所名 _____

2. 職氏名 _____ (印)

3. 認定番号、認定年月日 _____ 年 月 日

4. 被災年月日、傷病名 _____ 年 月 日 _____

5. 治ゆ年月日 _____ 年 月 日

任命権者又は
所属所長確認欄

上記のとおり治ゆしたことを確認する。

平成 年 月 日

任命権者（所属所長）

(印)

(この欄は被災職員、任命権者等において記入しないこと)

治 ゆ 認 定 に つ い て (伺 い)

上記治ゆ届について、治ゆ認定を行ってよろしいか。

決 裁	事 務 長	事務次長	補償係長	係 員	担 当 者	補償記録簿整理
回 議						

(注) 1. この届書は、公務による傷病が治ゆした後に速やかに提出してください。

2. 治ゆとは、完全治ゆのほか、その症状が固定しもはや医療効果が期待できなくなった状態を含みます。

3. 治ゆ後身体に障害が残ったときは、当該障害の程度に応じ補償が行われます。

歯科補綴等見積書

認定番号

所 属

氏 名

傷 病 名

上記の者に対する補綴等の見積りは、次のとおりです。

歯冠修復の方法 欠損補綴				
使用材料				
1歯当たりの単価				
補綴を必要とする歯	歯			
上記の者に使用する材料及びこれを使用する理由				
歯冠修復の方法 欠損補綴				
使用材料				
1歯当たりの単価				
補綴を必要とする歯	歯			
上記の者に使用する材料及びこれを使用する理由				

歯冠修復の方法 欠損補綴				
使用材料				
1歯当たりの単価				
補綴を必要とする歯				
上記の者に使用する材料及びこれを使用する理由				
歯冠修復の方法 欠損補綴				
使用材料				
1歯当たりの単価				
補綴を必要とする歯				
上記の者に使用する材料及びこれを使用する理由				

- (注) 1. 使用材料は貴院で使用するすべての仕上げ材料を記入してください。
2. 上記見積書ご記入の際、不明な点があれば下記まで連絡してください。

☎(088) 621-2045

地方公務員災害補償基金徳島県支部

(徳島県企画総務部職員厚生課内)

平成 年 月 日

所在地

名称

歯科医師名

⑩

療養の現状等に関する報告書

*認定
番号

—

地方公務員災害補償基金

支部長殿

療養の現状等について下記のとおり報告します。

平成 年 月 日

請求者の住所

氏 ふりがな 名 ⑩

所属団体名・所属部局名

1 負傷又は発病の年月日	昭和 平成 年 月 日
2 療養開始の年月日	昭和 平成 年 月 日
3 傷 病 名	
4 療 養 の 経 過	
5 日 常 生 活 の 概 要	

〔注意事項〕 1 報告者は、*印の欄には記入しないこと。
2 「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

*

6 医 師 の 証 明

(1) 傷病の種類（傷病名・傷病の部位等）

(2) 傷病の経過及び治療方法の概要

(3) 傷病の現状

(4) 傷病の今後の見込み

（報告者の氏名）

.....については上記のとおりであると認めます。

平 成 年 月 日

医療機関の { 所在地
 { 名 称
 { 医師の氏名

㊟

休業補償請求書

休業援護金申請書

		認定番号	
		請求回数	第 回
地方公務員災害補償基金 支部長殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日 平成 年 月 日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏 名 (印)	
1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名	
	氏名	職 名 ☐ 常 勤 ☐ 常勤の非常勤	
	年 月 日生（ 歳）	負傷又は発病の年月日 平成 年 月 日	
2 請求日数等	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで のうち 日 { 全部休業した日数 日 一部休業した日数 日 (全部休業した日に支払われた給与の額 円) (一部休業した日に支払われた給与の額 円)		
*3 所属部局の長の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 所属部局の { 所在地 名称 長 氏名 (印)		
4 休業補償	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} \times \frac{60}{100} - \text{円} = \text{円}$	(請求日数) 日 $\text{円} \times \text{円} = \text{円(A)}$
	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} - \text{円} = \text{円(ア)}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ)
		(ア)又は(イ)のうちいずれか低い額 $\text{円} \times \frac{60}{100} = \text{円}$	(請求日数) 日 $\text{円} \times \text{円} = \text{円(B)}$
	請求金額	(A)+(B) 円	
5 休業援護金	全部休業した日についての計算	① 休業補償を受ける場合 (平均給与額) $\text{円} \times \frac{20}{100} = \text{円}$	(請求日数) 日 $\text{円} \times \text{円} = \text{円(C)}$
		② 休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} \times \frac{80}{100} - \text{円} = \text{円}$	(請求日数) 日 $\text{円} \times \text{円} = \text{円(D)}$
	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} - \text{円} = \text{円(ウ)}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ)
		(ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額 $\text{円} \times \frac{20}{100} = \text{円}$	(請求日数) 日 $\text{円} \times \text{円} = \text{円(E)}$
	請求金額	(C)+(D)+(E) 円	
6 旧国民年金法の受給関係	☐ 被保険者であった。 ☐ 被保険者ではなかった。		
*7 医師の証明	傷 病 名		
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで のうち 日	現在の状態 平成 年 月 日 ☐ 治ゆ ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 転医 ☐ 継続中	
	上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 医療機関の { 所在地 名称 医師の氏名 (印)		

8 送金希望の場合	振込み	振込先 金融機関名	銀行	支店	*受	理	平成	年	月	日
		□普通預金	□当座預金	* 決定 金額	休 業 補 償	法第30条の制限	□有	□無		
						円				
					口座番号		休 業 援 護 金	円		
	預金名義者		合 計		円					
	送 金 小切手	受 取 先 金融機関名		銀行	支店	*通	知	平成	年	月
	その他				*支	払	平成	年	月	日

〔注意事項〕

- 1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「2 請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 3 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、「平均給与額算定書（2号紙）」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。
- 4 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「総務大臣が定める額（イ）」の項には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 5 「6 旧国民年金法の受給関係」の欄には、休業補償を受けようとする者について記入すること。なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所名等を記載した書類を添付すること。
- 6 「*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。
- 7 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第2回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 8 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

傷病特別支給金
傷病特別給付金 申請書

		認定番号			
地方公務員災害補償基金		支部長 殿		請求年月日 平成 年 月 日	
下記の（傷病特別支給金） （傷病特別給付金）の支給を申請します。		請求者の住所			
		ふりがな 氏 名			
1 被災職員に関する事項	所属団体名		所属部局名		
	氏名 年 月 日生（ 歳）		職 名 ☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤		
2 傷 病 等 級		第 級 号			
3 傷病特別支給金申請金額		円			
4 傷病特別給付金 申請金額の計算	(平均給与額) (日数) (特殊公務災害及び国際緊急 援助活動特例災害の場合) (1 + 割増率) (A) { 円 × × (1 + $\frac{\quad}{100}$) } × $\frac{20}{100}$ = 円				
	(B) 1,500,000 円 × $\frac{\text{(日数)}}{365}$ = 円				
	(C) ((平均給与額) (傷病補償年金の金額) 円 × 365 × $\frac{80}{100}$) - 円 = 円				
5 傷病特別給付金申請金額		円			

8 送金希望の場合	振 込 み	振込先 金融機関名	銀行 支店	* 受 理	平成 年 月 日	
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		* 傷 病 等 級	第 級 号	
		口座番号		* 決定金額	規定第29条 の12の制限	☐ 有 ☐ 無
		預金名義者			特別支給金	円
	送金小切手	受取先 金融機関名	銀行 支店		特別給付金	円
				* 通 知	平成 年 月 日	
	そ の 他			* 特別支給金 の 支 払	平成 年 月 日	
				* 特別給付金 支 給 開 始 年 月	平成 年 月	

- 〔注意事項〕
- 1 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の「割増率」は、傷病等級第1級の場合は $\frac{40}{100}$ 、第2級の場合は $\frac{45}{100}$ 、第3級の場合は $\frac{50}{100}$ であること。なお、常勤的非常勤職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによる。
- 3 「5 傷病特別給付金申請金額」の欄には、「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の（A）の金額（（A）の金額が（B）の金額を超える場合には、（B）の金額）を記入すること。ただし、当該金額が（C）の金額に満たない場合には、（C）の金額を記入すること。
- 4 「申請者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

障害補償年金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1号紙

地方公務員災害補償基金		支部長 殿	請求(申請)年月日 平成 年 月 日		
下記の障害補償年金 (障害特別支給金 障害特別援護金 障害特別給付金) を請求(申請)します。		請求(申請)者の住所 ふ り が な 氏 名 (印)			
1 被災職員に関する事項	所属団体名		所属部局名		
	氏名 年 月 日生 (歳)		職 名 ☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤		
	負 傷 又 は 平成 年 月 日 発病の年月日		治ゆ年月日 平成 年 月 日		
2 障害の部位及びその程度					
3 既存障害とその程度					
4 障 害 等 級		第 級 号			
5 傷 害 補 償 年 金 請 求 金 額		(平均給与額) 円 × (日数) = 円			
6 旧国民年金法の受給関係		☐ 被保険者であった。 ☐ 被保険者ではなかった。			
7 障害特別支給金 申請金額等 障害特別援護金		障害特別支給金 円 障害特別援護金 円 傷病特別支給金の受給の有無 ☐ 有 ☐ 無			
8 障 害 特 別 給 付 金 申 請 金 額 の 計 算		(平均給与額) 円 × (日数) × $\frac{20}{100}$ = 円			
		(B) 1,500,000 円 × $\frac{(日数)}{365}$ = 円			
9 障害特別給付金申請金額		円			
10 送金希望の場合	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	* 年 金 決 定 年 額	法第30条の制限 ☐ 有 ☐ 無	
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		* 特別支給金 決定金額	
		口座番号		* 特別援護金 決定金額	
		預金名義者		* 特別給付金 決定金額	
	送金小切手	受 取 先 金融機関名	銀行 支店	* 通 知	平成 年 月 日
	そ の 他			* 年金証書の番号	第 号
	* 受 理	平成 年 月 日	* 年 特別給付金支払開始年月	平成 年 月	
* 障害等級	第 級 号	* 特別支給金 特別援護金 の支払	平成 年 月 日		

- [注意事項]
- 1 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 3 「7 障害特別支給金 申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」の項は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。
- 4 「8 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、常勤的非常勤職員にあっては別に定めるところによること。
- 5 「9 障害特別給付金申請金額」の欄には、「8 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。
- 6 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 7 この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所名等を記載した書類を添付すること。
- 8 この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
- 9 「請求(申請)者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

障害補償一時金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1 号 紙

		認定 番号				
地方公務員災害補償基金		支部長 殿		請求(申請)年月日 平成 年 月 日		
下記の障害補償一時金 を請求(申請)します。		(障害特別支給金) (障害特別援護金) (障害特別給付金)		請求(申請)者 の住所		
				ふ り が な 氏 名		
1 被災 職員に 関する 事項	所属団体名		所属部局名			
	氏名 年 月 日生 (歳)		職 名 ☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤			
	負 傷 又 は 発病の年月日 平成 年 月 日		治ゆ年月日 平成 年 月 日			
2 障害の部位及びその程度						
3 既存障害とその程度						
4 障 害 等 級		第 級 号				
5 傷害補償一時金請求金額		(平均給与額) (日数(ア)) (平均給与額) (日数(イ)) 円 × + (円 ×) = 円				
6 障害特別支給金 障害特別援護金 申請金額等		障害特別支給金 障害特別援護金 円 円		傷病特別支給金 の受給の有無 ☐ 有 ☐ 無		
7 障 害 特 別 給 付 金 申 請 金 額 の 計 算		(平均給与額) (日数(ア)) (平均給与額) (日数(イ)) (A) { 円 × + (円 ×) } × $\frac{20}{100}$ = 円				
		(日数(ア)) (B) 1,500,000 円 × $\frac{\quad}{365}$ = 円				
8 障害特別給付金申請金額		円				
9 送金希望 の場合	振 込 先 金融機関名	銀行 支店		* 決 定 金 額	一時金	法第30条の制限 ☐ 有 ☐ 無
		□普通預金 □当座預金				円
		口座番号			特別支給金	円
	送金小切手	受 取 先 金融機関名	銀行 支店	特別援護金	円	
				特別給付金	円	
	そ の 他			合 計	円	
* 受 理		平成 年 月 日		* 通 知 平成 年 月 日		
* 障害等級		第 級 号		* 支 払 平成 年 月 日		

- [注意事項]
- 1 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 3 「5 障害補償一時金請求金額」の欄の「(日数(ア))」の項には、障害等級に応ずる法別表に掲げる日数を、「(日数(イ))」の項には、障害等級に応ずる令第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。
- 4 「6 障害特別支給金 申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。
- 5 「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「(日数(ア))」の項及び「(日数(イ))」の項には、3の例により記入すること。なお、常勤的非常勤職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。
- 6 「8 障害特別給付金申請金額」の欄には、「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。
- 7 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平成金給与額についての算定内訳を記入すること。
- 8 この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
- 9 「請求(申請)者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

残 存 障 害 診 断 書

												認定番号				
氏 名						男・女		生年月日		年 月 日 (歳)						
被 災 日			年 月 日			治ゆ又は症状固定日			年 月 日 治ゆ 症状固定							
入院期間			年 月 日から () 日間			通院期間		年 月 日から () 日間		実治療日数 () 日						
傷 病 名		(初診時の症状および経過)							既存障害		(部位・程度・状況等)					
残 存 障 害 の 内 容																
主訴又は自覚症状																
他覚症状及び検査結果																
種類		残 存 障 害 の 程 度 お よ び 内 容														
眼 球 の 障 害		視 力		調 節 機 能		視 野 狭 窄 (8方向)										
		裸眼	矯正	近点・遠点・屈折力等		調節力		上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	
		左					() D									
		右					() D									
		眼動・球運動障害	1 複視の有無 イ 正面視にて複視を生ずる ロ 左右上下視にて複視を生ずる			2 注の視広野さ		左右両眼								
眼瞼の害		※眼瞼・まつ毛の欠損、運動障害														
聴 耳 力 介 障 の 害 欠 と 損		オーディオメーター検査成績				語音明瞭度検査		人声聴力検査成績								
		左	$\frac{a() + 2b() + 2c() + d()}{6} = () \text{db}$				最良明瞭度 %		大 声 話声語	不能・接耳・可能	$() \text{cm}$ にて 可 能					
		右	$\frac{a() + 2b() + 2c() + d()}{6} = () \text{db}$				最良明瞭度 %		大 声 話声語	不能・接耳・可能	$() \text{cm}$ にて 可 能					
		※耳鳴の有無及びその程度						※耳介の欠損程度								
鼻 障 の 害		※鼻軟骨の欠損程度				※鼻の機能障害(鼻呼吸・嗅覚等について)										
		全部・大部分・一部分														
言語機能の障害		※ 1 発声機能の完全喪失 2 中枢性失語症…〔運動性・感覚性・その他()〕 3 発音機能障害…発音不能語音 (口唇音・歯舌音・口蓋音・喉頭音) 4 その他…						外 歯 牙 の 欠 損 状 況 又 は		(醜 状 痕 の 部 位 、 長 さ 、 大 き さ 、 醜 状 度 等 歯 牙 欠 損 の 歯 列 程 度 、 補 て つ の 方 法 等)						
その他機能の障害		※ 1 流動食以外は摂取できない 2 粥食程度なら摂取できる 3 ある程度固形食は摂取できるが、これに制限があつてそしゃくが充分でないもの														

種 類	残 存 障 害 の 程 度 お よ び 内 容												
精神・神経・胸腹部臓器 (生殖器・泌尿器)の障害	(障害の内容、就労能力等に及ぼす支障の程度)												
切断・知覚等の障害	(障害の程度を図示又は説明して下さい)												
脊柱の変形及び運動障害 (奇形)	※部位…頸椎・胸椎・腰椎 ※原因…骨折・固定術・ 筋肉拘縮・ その他 ()		前 屈	度	後 屈	度	コルセット用 装	有(一時的・恒久的)・無					
			左 屈		右 屈		コルセット の 種 類						
			左回旋		右回旋		そ の 他						
下肢の短縮	左下肢長 cm		短縮の原因				体幹骨 長管骨 の変形		※部位 イ.裸体となってわかる程度 ロ.レントゲン写真でわかる程度				
	右下肢長 cm												
上・下肢の機能障害 (手指・足指を含む)	関 節 部 位	運 動 種 類	自 動		他 動		関 節 部 位	運 動 種 類	自 動		他 動		
			左	右	左	右			左	右	左	右	
			度	度	度	度			度	度	度	度	
	備 考												
予 後 所 見	(機能回復の見込み、その他参考所見)												
上記のとおり診断いたします。 所 在 地 名 称 年 月 日 医師氏名 (印)													

記入上のご注意

- 1 該当事項に○印をつけ必要事項をご記入下さい。
- 2 ※印欄は自・他覚症状欄又は人体図等空欄を利用し図示又は説明して下さい。
- 3 聴力障害・視野障害についてはオージオグラム・視野表を添付して下さい。

残存障害診断書(精神・神経の障害)

					認定番号			
氏 名				男・女	生年月日	年 月 日 (歳)		
被 災 日		年 月 日		治ゆ又は症状固定日		年 月 日 治ゆ 症状固定		
入院期間		年 月 日から () 日間		通院期間		年 月 日から 実治療日数 () 日		
傷 病 名		(初診時の症状および経過)				既存障害		(部位・程度・状況等)
神 経 の 障 害								
症 状 及 び 部 位 程 度								
精 神 の 障 害								
程 度 頻 度 及 び 等 び		[痴呆・情意の障害・幻覚・妄想・発作性意識障害・人格変化・その他()]						
知 能 検 査		検査名				記憶障害 [有・無/程度 ()] 情動障害 [有・無/程度 ()] 失見当識 [有・無/程度 ()] 知能低下 [有・無/程度 ()] 判断力障害 [有・無/程度 ()] 計算力障害 [有・無/程度 ()] その他 ()		
		結果及び評価						
言の語障 機能害		1 発声機能の完全喪失 2 中枢性失語症…[運動性・感覚性・その他()] 3 発音機能障害…発音不能語音 (口唇音・歯舌音・口蓋音・咽頭音) 4 その他				てんかん		原因…[外傷・その他()] 程度及び頻度 服薬 有無
そ の 他 の 事 項								
日 常 生 活 範 囲		1 病床に限定 2 食事、用便等、短時間の離床は可能 3 通院、自宅周辺等の歩行は可能 4 その他()		労 働 力		1 現職復帰は可能 2 軽易な雑役務等は可能 3 全く不可能 4 その他()		
今 見 後 込 の み								
上記のとおり診断いたします。 所 在 地 名 称 年 月 日 医師氏名 (印)								

(注) 該当事項に○印をつけ必要事項をご記入下さい。

介護補償請求書

認定番号	
☐ 新規	☐ 継続

地方公務員災害補償基金		支部長 殿		請求年月日 平成 年 月 日	
下記の介護補償を請求します。				請求者の住所	
				氏 名	
1 被関災する職員に	所属団体名		所属部局名		
	氏 名		職 名 ☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤		
	年 月 日生 (歳)		負 傷 又 は 発病の年月日 平成 年 月 日		
2	傷病等級又は障害等級	☐ 傷病等級 (第 級 号) ☐ 障害等級 (第 級 号)	3 年金証書の番号		第 号
4	介護を要する状態の常時又は随時の別		☐ 常時介護を要する状態 ☐ 随時介護を要する状態		
5 請求金額等	請求対象年月		介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無		介護費用として支出した額
	平成 年 月		☐ ある ☐ ない		円
	平成 年 月		☐ ある ☐ ない		円
	平成 年 月		☐ ある ☐ ない		円
	介護補償請求金額 (請求月額合計)				円
6	介護を受けた場所		☐ 居宅 ☐ 病院・施設等 (名称: 入院・入所期間 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日))		
7 介した者に従事	氏 名		請求者との続柄又は関係		請求者が介護を受けた期間
					平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
					平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
					平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

8 送金希望の場合	振 込 み	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	* 受 理	平成 年 月 日
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		* 決定金額	円
		口座番号			
	送金小切手	預金名義者		* 通 知	平成 年 月 日
		受 取 先 金融機関名	銀行 支店	* 支 払	平成 年 月 日
		そ の 他			

〔注意事項〕裏面参照。

〔注意事項〕

- 1 請求者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「5 請求金額等」の欄の「請求対象年月」、「介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無」、「介護費用として支出した額」、「請求月額」の項には、一の月ごとに記入すること。なお、当該欄が不足する場合には、別葉にしても差し支えないこと。
- 3 「7 介護に従事した者」の欄には、介護費用を支出せずに受けた日がある場合に当該介護を行った者について記入すること。なお、当該欄が不足する場合には別葉にしても差し支えないこと。
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（ただし、第2回目以後の請求において介護を要する状態の常時又は随時の別に変更がない場合には、省略することができるものであること。）
 - (2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類（ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日があり当該介護を行う者が前回の請求における介護補償請求書に記載された者と変更がない場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が58,750円（随時介護を要する状態にあるときは29,380円。）であるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができるものであること。）
 - (3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用としての一の月に支出した額を証明することができる書類（ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が58,750円（随時介護を要する状態にあるときは、29,380円。）であるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができるものであること。）
- 5 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

介 護 証 明 書						
1 被 災 職 員 名						
2 介護を行った期間	年	月	日	～	年	月 日
	年	月	日	～	年	月 日
	年	月	日	～	年	月 日
	年	月	日	～	年	月 日
	年	月	日	～	年	月 日
上記被災職員について上記のとおり介護したことを証明します。 平成 年 月 日 介護を行った者の住所 氏名 (印) 被災職員との 続柄又は関係						

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1 号 紙

		認定 番号					
地方公務員災害補償基金 支部長 殿				請求(申請)年月日 平成 年 月 日			
下記の遺族補償年金 (遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金) を請求(申請)します。				請求者(申請)者 (代表者)の住所			
				ふ り が な 氏 名			
				死亡職員との続柄			
1 死亡職員に 関する事項	所属団体名			所属部局名			
	氏名 年 月 日生 (歳)			職 名 ☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤			
	負 傷 又 は 発病の年月日 平成 年 月 日			死 亡 平 成 年 月 日			
2 請 求 の 事 由		☐ 職員の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であった子の出生 ☐ 先順位者の所在不明					
3 請求者及び 遺族補償年 金を受ける ことができ る遺族	氏 名	生年月日	年齢	住 所	死亡職員との続柄	備 考	
4 既に遺族補 償年金を受 けている者	氏 名	生年月日	年齢	住 所	死亡職員との続柄	備 考	
5 遺族補償 年金請求金 額の計算	〔令第9条の場合〕 (平均給与額)(乗すべき数)(平均給与額) { 円 × + (円 × 12) } × $\frac{1}{(受給権者の数)}$ = 円						
6 遺族補償 年金請求金額	☐ 受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合				円		
7 国民年金法・厚生年金保 険法等の受給関係	☐ の被保険者であった。 ☐ 被保険者ではなかった。						
8 遺族特別支給金 申請金額 遺族特別援護金 の計算	遺族特別支給金 $3,000,000円 \times \frac{1}{(受給権者の数)} =$ 円			遺族特別援護金 $円 \times \frac{1}{(受給権者の数)} =$ 円			
9 遺族特別給付金 申請金額の計算	〔令第9条の場合〕 (平均給与額)(乗すべき数)(平均給与額) (A){ 円 × + (円 × 12) } × $\frac{20}{100} \times \frac{1}{(受給権者の数)} =$ 円						
	(乗すべき数) (B) $1,500,000円 \times \frac{1}{365} \times \frac{1}{(受給権者の数)} =$ 円						
10 遺族特別支給金 申請金額 遺族特別援護金 遺族特別給付金	☐ 受給権者が1人の場合又は代表 者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合			遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金	円 円 円		
11 送金希望の 場合	振 込 み	振込先 金融機関名	銀行	支店	*年金決定年額	☐ 受給権者が1 人の場合又は 代表者を選任 しない場合	円
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金			*特別支給金 決定金額	☐ 代表者を選任 した場合	円
					*特別援護金 決定金額		円
		口座番号				*特別給付金 決定年額	円
	預金名義者				*通 知	平成 年 月 日	
	送金小切手	受取先 金融機関名	銀行	支店	*年金証書の番号	第 号	
そ の 他				*年金・特別給付金 支給開始年月	平成 年 月		
* 受 理	平成 年 月 日			* 特別支給金・ 特別援護金の支払	平成 年 月 日		

〔注意事項〕 参照のこと。

〔注意事項〕

- 1 請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊦、その者が代表者であるときは㊤、その者が規則第29条に定める障害の状態であるときは㊢、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊣と明記すること。
- 3 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。
- 4 「6 遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5 遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。
- 5 「7 国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係」の欄には、死亡職員又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）、若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「□……の被保険者であった。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。
なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由により次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
(4) 厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）
(5) 厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）
(6) 国民年金法の寡婦年金
- 6 「9 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、常勤の非常勤職員にあつては別に定めるところによること。
- 7 「10 遺族特別支給金 申請金額」の欄の遺族特別支給金の額の項、遺族特別援護金の額の項及び遺族特別給付金の額の項には、遺族特別給付金
代表者を選任した場合には、「8 遺族特別支給金 申請金額の計算」の欄及び「9 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの額（遺族特別給付金の額については（A）の額又は（A）の額が（B）の額を超える場合は（B）の額）に受給権者の数を乗じて得た額を記入すること。
- 8 「平均給与額算定所（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 9 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。
(1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し
(2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
(3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
(4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
(5) 請求者が妻1人で、規則第29条に定める障害の状態にあるとき（55歳以上の場合を除く。）は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類
(6) 請求者（前号を除く。）又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第29条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
(7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
(8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類
(9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることのできる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類
- 10 この申請書には、申請者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることのできる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、9の(9)に掲げる書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
- 11 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

遺族補償一時金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1 号 紙

		認定 番号			
地方公務員災害補償基金 支部長 殿		請求(申請)年月日 平成 年 月 日			
下記の遺族補償一時金 (遺族特別支給金) (遺族特別援護金) (遺族特別給付金) を請求(申請)します。		請求(申請)者 の 住 所 ふ り が な 氏 名 (印) 死亡職員との 続柄又は関係			
1 死亡 職員に 関する 事項	所属団体名		所属部局名		
	氏名 年 月 日生 (歳)		職 名 ☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤		
	負 傷 又 は 平成 年 月 日 発病の年月日		死 亡 平成 年 月 日 年月日		
2 遺族補償一時金(遺族特別給付金)請求(申請)額の計算					
遺族補償年金(遺族特別給付金)が支給されていた場合					
年金の受給権者で あった者の氏名		年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計	
		第 号	円	円	
		第 号	円	円	
		第 号	円	円	
計			円	円	
支給月の属 する年度	総務大臣が 定める率(A)	遺族補償年金		遺族特別給付金	
		支給された年金額(B)	(B)×(A)	支給された給付金額(C)	(C)×(A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			円(D)		円(E)
遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合					
支給年月日		支給された前払一時金 の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F)×(G)	
年 月 日		円		円(H)	
支給された遺族補償年金等の合計 (D)+(H) 円(I)					
受給権者(支給を受ける者)の氏名		生 年 月 日		死亡職員との続柄又は関係	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

〔注意事項〕 別紙参照。

(遺族補償一時金の額) (平均給与額) (乗すべき数(ア)) (I) $\left(\text{円} \times \text{—} \text{円} \right) \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})} = \text{円}$			
(遺族特別給付金の額) (a) (平均給与額) (乗すべき数(ア)) (E) $\left(\text{円} \times \text{—} \times \frac{20}{100} \text{—} \text{円} \right) \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})} = \text{円}$			
(b) (乗すべき数(イ)) (E) $\left(1,500,000 \text{円} \times \frac{\text{—}}{365} \text{—} \text{円} \right) \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})} = \text{円}$			
3 遺族補償一時金の請求金額	円		
4 遺族特別支給金 申請金額 遺族特別援護金	<table border="1"> <tr> <td>遺族特別支給金(総額) $\text{円} \times \frac{1}{\text{—}} = \text{円}$ (受給権者の数)</td> <td>遺族特別援護金(総額) $\text{円} \times \frac{1}{\text{—}} = \text{円}$ (受給権者の数)</td> </tr> </table>	遺族特別支給金(総額) $\text{円} \times \frac{1}{\text{—}} = \text{円}$ (受給権者の数)	遺族特別援護金(総額) $\text{円} \times \frac{1}{\text{—}} = \text{円}$ (受給権者の数)
遺族特別支給金(総額) $\text{円} \times \frac{1}{\text{—}} = \text{円}$ (受給権者の数)	遺族特別援護金(総額) $\text{円} \times \frac{1}{\text{—}} = \text{円}$ (受給権者の数)		
5 遺族特別給付金の申請金額	円		

6 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行	支店	*決定金額	一時金	円
		☐ 普通預金	☐ 当座預金			特別支給金	円
		口座番号				特別援護金	円
		預金名義者				特別給付金	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行	支店		合計	円
	その他						
*受理		平成 年 月 日			*通知		平成 年 月 日
					*支払		平成 年 月 日

遺族補償一時金請求書

〔注意事項〕

- 1 請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の項には、すべての受給権者について記入すること。
- 3 「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合」の項には、この請求（申請）書提出前に当該補償（遺族特別給付金の支給）の事由となった職員の死亡に係る遺族補償年金（遺族特別給付金）の支給が行われていた場合にのみ記入すること。
- 4 「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「総務大臣が定める率（A）」又は「総務大臣が定める率（G）」の項には、法第36条第2項の規定により総務大臣が定める率を記入すること。
- 5 「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族補償一時金の額）」及び「（遺族特別給付金の額）」の欄の「（乗ずべき数（ア））」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第2条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数又は令附則第2条の2に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「（乗ずべき数（イ））」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第2条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、それぞれ記入すること。
- 6 「4 遺族特別支給金 申請金額」の欄の「遺族特別支給金」及び「遺族特別援護金」の項中「（総額）」の箇所には、規程第29条の7第2項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するもの及び規程第29条の9第2項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するものをそれぞれ記入すること。
- 7 「5 遺族特別給付金申請金額」の欄には、「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「（遺族特別給付金の額）」の欄の（a）の金額（（a）の金額が（b）の金額を超える場合には（b）の金額）を記入すること。
- 8 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 9 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について、公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているとき又は遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。
 - (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調査その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者と死亡職員との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書
 - (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (4) 職員の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類
 - (5) 請求者が死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹であるときは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (6) 請求者が配偶者並びに死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹以外の者で、主として死亡職員の収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (7) 請求者が、死亡職員の遺言又はその任命権者に対する予告による特に指定された者であるときは、これを証明する書類
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類
- 10 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

葬 祭 補 償 請 求 書

1 号 紙

		認定 番号		
地方公務員災害補償基金 支部長 殿		請求年月日 平成 年 月 日		
下記の葬祭補償を請求します。		請求者の住所		
		ふりがな 氏 名 (印)		
		死亡職員との 続柄又は関係		
1 死関 亡す 職る 員事 に項	所属団体名		所属部局名	
	氏 名 年 月 日生(歳)		職 名 ☐ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤	
	負 傷 又 は 発病の年月日 平成 年 月 日		死 亡 年月日 平成 年 月 日	
2 葬金 祭額 補の 償計 請求	(A) (平均給与額) 円 + 円 × 30 = 円			
	(B) (平均給与額) 円 × 60 = 円			
	(C) (A)、(B)のうち高い金額 ☐ (A) ☐ (B)			
3 葬祭補償請求金額		円		

4 送金希望の場合	振 込 み	振 込 先 金融機関名	銀 行 支店	* 受 理	平成 年 月 日
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金			* 決定金額 円
		口 座 番 号		* 通 知	
		預金名義者			* 支 払
	送金小切手	受 取 先 金融機関名	銀 行 支店	平成 年 月 日	
	そ の 他				

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
ただし、この請求書と同時に遺族補償の請求書を併せて提出する場合は、記入する必要はないこと。
- 3 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

福祉事業〔外科後処置〕申請書

☐ 新規	☐ 継続（	回目）
認定番号		

地方公務員災害補償基金		支部長 殿	請求年月日 平成 年 月 日	
下記の福祉事業（外科後処置）を受けたいので申請します。			請求者の住所 氏 名 年 月 日生（ 歳）	
被 関 災 する 職 員 事 に 項	1	所属団体名	所属部局名（電話番号）	
		負 傷 又 は 発病の年月日 年 月 日	治ゆ年月日 年 月 日	
		傷 病 名 及 び 障 害 の 部 位	障害等級 第 級	
2 外科後処置等を必要とする理由 別添「診断書」のとおり				
3 費用 の 受 領 委 任	この申請書による外科後処置等の費用の受領を に委任します。 委任者の氏名			
	上記委任に基づき、この申請書による外科後処置等の費用の支払を請求します。 受任者の { 住 所 医療機関等の名称 氏 名（代 表 者）			
4	診 療 費	内訳は「*13 医師の証明」欄記載のとおり		円
5	調 剤 費	内訳は「*14 薬剤師の証明」欄記載のとおり		円
6	看 護 料	☐ 訪問看護 内訳は「*15 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円
		年 月 日から 日間 { 看護師の資格 年 月 日まで ☐ 有 ☐ 無 }	円	
7	移 送 費	☐ 交通費 から まで キロメートル ☐ 片道 ☐ 往復 回		円
		☐ その他の移送費		
8	上記以外の療養費			円
9	日 当 (外科後処置に限る)	年 月 日から 日間 年 月 日まで		円
10	申 請 金 額			円
11	外科後処置等を受けようとする医療機関		所在地 名 称	

12 送金希望の場合	振 込 み	振込先金融機関名		預金名義者名	法人機関又は役職の名称 (個人名義の場合は記入不要。)
		銀行	支店		
		口座番号			(フリガナ) 氏 名
	☐ 普通預金 ☐ 当座預金				
	送金小切手	銀行	支店		
そ の 他					

*所属部局の受付 年 月 日	*任命権者の受付 年 月 日	*基金支部の受理 年 月 日
----------------	----------------	----------------

*通 知 年 月 日 ☐ 支 給 ☐ 不支給	*決定金額 円	*支 払 年 月 日
---	---------	------------

〔注意事項〕 別紙参照。

*13 医師の証明			(職員氏名)		
診 療 時 の 症 状					
診 療 期 間			年	月	日から
			年	月	日まで
			日間	診療実日数	日
診 療 費 の 内 訳					金額(円)
初 診					
再 診					
在 宅					
投 薬	内 屯 外 調 処 麻 調	服 服 用 剤 方 毒 基			
注 射	皮 下 筋 肉 内 静 脈 の 他				
処 置					
手術・麻酔					
検 査					
画 像 診 断					
そ の 他					
入 院	入 院 期 間		年	月	日から
			年	月	日まで
			日間		
	病・診・衣		入院基本料・加算		
		特定入院料・その他			
食 事	基 準				
診療費の合計					円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 診療機関の { 所 在 地 名 称 医師の氏名 ⑩					

* 14 薬剤師の証明			(職員氏名)					
処方せんを交付 した診療機関の			名 称					
			所 在 地					
担 当 医 名			1. 3. 2. 4.					
調 剤 期 間			平成 年 月 日から 年 月 日まで 日間 調剤実日数 日					
医師 番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
			医薬品名・規格・用量・ 剤型・用法	単 位 薬剤料		調剤料	薬剤料	加算料
	.	.		点		点	点	点
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
処 方 せ ん 受 付 回 数				回	摘 要			
調剤基本料 (点)			時間外加算等 (点)		指導料 (点)		合 計 点 数 点	
							合 計 金 額 円	
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 薬局の { 所 在 地 名 称 薬剤師の氏名								

⑩

福祉事業（補装具）申請書

				*認定番号			
地方公務員災害補償基金				支部長 殿		申請年月日 年 月 日	
下記の福祉事業（補装具の□支給 □修理 □再支給）を受けたいので申請します。				申請者の住所 ----- ふりがな氏名 ----- (印) 年 月 日生（ 歳）			
1 被 関 災 す 職 る 員 事 に 項	所属団体名			所属部局名			
	負傷又は発病の年月日 年 月 日			治癒年月日 年 月 日			
	傷病名及び障害の部位			傷病等級又は障害等級	等 級 第 級		
					決定日 年 月 日 (年金証書の番号 第 号)		
2 補と装 具を理 由要等	理 由						
	種 別						
	個 数	個		個			
	単 価	円		円			
	金 額	円		円			
3 装着又は修理年月日		年 月 日					
4 補装具の費用の支給申請額		円					
5 希望する製作修理業者		所在地 名 称					
6 採型指導	義肢採型指導料		円		採型指導年月日 年 月 日		
	採型指導を受けたい医療期間		所在地 名 称				
7 旅 行 費 の 申 請		□ 有 □ 無					
8 送金希望の場合	□振込み 振込先金融機関名 銀行 支店		預金の種類 □ 普通預金 □ 当座預金		□送金小切手 受取先金融機関名 銀行 支店		
	預金名義者名		口座番号		□その他		
*所属部局の受付 年 月 日			*任命権者の受付 年 月 日			*基金支部の受理 年 月 日	
*通知 年 月 日 □支給 □不支給			*決定金額 円			*支払 年 月 日	

〔注意事項〕 裏面参照。

福祉事業(在宅介護を行う介護人の派遣)申請書

		認定 番号	
地方公務員災害補償基金 支部長 殿 下記の福祉事業（在宅介護を行う介護人の派遣）を受けたいので申請します。		申請年月日 年 月 日 申請者の住所 ふ り が な 氏 名 ⑩ 年 月 日生（ 歳）	
被災職員に関する事項	1 所属団体名	所属部局名	
	傷病名	負傷又は発病の年月日 年 月 日	
	申請を受けている年金の種類 ☐ 傷病補償年金（第 級） ☐ 障害補償年金（第 級）	年金証書の番号 第 号	
	居宅において介護を開始した年月日 年 月 日		
2	派遣開始希望年月日又は最初に供与を受けた年月日	平成 年 月 日	
3 費用の支給申請	供与を受けた日時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分（ ☐ 3時間、 ☐ 6時間、 ☐ 9時間） 平成 年 月 日 時 分～ 時 分（ ☐ 3時間、 ☐ 6時間、 ☐ 9時間） 平成 年 月 日 時 分～ 時 分（ ☐ 3時間、 ☐ 6時間、 ☐ 9時間）		
	費用総額（A） 円		
	うち自己負担額（賃金相当額の10分の3に相当する額）（B） 円		
	申請金額（A－B） 円		

4 送金希望の場合	振 込 み	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	*所属部局の受付 平成 年 月 日
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		*任命権者の受付 平成 年 月 日
		口 座 番 号		*基金支部の受理 平成 年 月 日
		預金名義者		平成 年 月 日 *通 知 ☐ 支給 ☐ 不支給
	送金小切手	受 取 先 金融機関名	銀行 支店	*決定金額 円
	そ の 他			*支 払 平成 年 月 日

〔注意事項〕

- 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「3 費用の支給申請」の欄は、介護人の派遣に必要な費用の支給を受けようとする場合にのみ記入すること。なお、当該欄が不足する場合には別葉にしても差し支えないこと。
- 介護人の派遣に必要な費用の支給を申請する場合には、申請金額に係る領収書及び明細書を添付すること。
- 「申請者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

福祉事業（奨学援護金）申請書

		認定 番号			
地方公務員災害補償基金		支部長 殿		申請年月日 平成 年 月 日	
下記の奨学援護金の支給を申請します。		申請者の住所			
		ふ り が な 氏 名 ㊞			
1 申請者に関する事項	☐ 傷病補償年金	(傷病等級 第 級)	年金証書の番号	第 号	年金支給開始年月 平成 年 月
	☐ 障害補償年金	(障害等級 第 級)	年金証書の番号	第 号	年金支給開始年月 平成 年 月
	☐ 遺族補償年金		年金証書の番号	第 号	年金支給開始年月 平成 年 月
2 在学者等に関する事項	氏 名				
	生 年 月 日		年 月 日生		年 月 日生
	住 所				
	申請者との続柄				
	学 校 等 の 名 称				
	学 年		第 学年	第 学年	第 学年
	学校等の所在地				
	備 考				
* 3 承認・不承認		☐ 承認 ☐ 不承認	☐ 承認 ☐ 不承認	☐ 承認 ☐ 不承認	
* 4 支給開始年月		年 月	年 月	年 月	
* 5 支 給 月 額		円	円	円	

6 送金希望の場合	振 込 み	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	* 受 理	平成 年 月 日
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		* 承 認	平成 年 月 日
		口座番号			
		預金名義者			* 通 知
	送金小切手	受 取 先 金融機関名	銀行 支店	* 承認金額	円
	そ の 他				

〔注意事項〕 裏面参照。

福祉事業（就労保育援護金）申請書

		認定 番号		
地方公務員災害補償基金 支部長 殿		申請年月日 平成 年 月 日		
下記の就労保育援護金の支給を申請します。		申請者の住所		
		氏 名 (印)		
1 申請 する 事項	☐ 傷病補償年金 (傷病等級 第 級)	年金証書の番号 第 号	年金支給開始年月 平成 年 月	
	☐ 障害補償年金 (障害等級 第 級)	年金証書の番号 第 号	年金支給開始年月 平成 年 月	
	☐ 遺族補償年金	年金証書の番号 第 号	年金支給開始年月 平成 年 月	
2 就労 に 関 する 事項	氏 名			
	生 年 月 日		年 月 日生	
	住 所			
	申請者との続柄又は関係			
	就労している会社等の名称・所在地			
3 保 育 児 に 関 する 事項	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)	年 月 日生(歳)	年 月 日生(歳)
	住 所			
	申請者との続柄			
	保育所等の名称			
	保育所等の所在地			
	備 考			
4 就労のため未就学の子等を保育所等に預けなければならない事情				
* 5 承認・不承認		☐ 承認 ☐ 不承認	☐ 承認 ☐ 不承認	☐ 承認 ☐ 不承認
* 6 支給開始年月		年 月	年 月	年 月

7 送 金 希 望 の 場 合	振 込 金	振込先金融機関名	銀行 支店	* 受 理	平成 年 月 日
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金			* 承認
		口座番号		* 通知	
	預金名義者		* 承認金額		円
	送金小切手	受取先金融機関名			銀行 支店
	そ の 他				

〔注意事項〕

- 1 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前に既に基金支部に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
 - (1) 就労していることを証明する書類
 - (2) 未就学の子を保育所等に預け、又は未就学の子が保育所等に預けられていることを証明する書類
 - (3) 規程第29条の2第1項各号に掲げる場合に並び、次に掲げる者が生計を同じくしていることを認めることのできる書類
 - ア 遺族補償年金の受給権者である未就学の児童と就労している者（規程第29条の2第1項第1号）
 - イ 遺族補償年金の受給権者と未就学の子（同項第2号）
 - ウ 障害補償年金の受給権者と未就学の子（同項第3号）
 - エ 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者と未就学の子及び就労している者（同項第4号）
- 3 「年金証書の番号」の項は、この申請書を年金たる補償の請求書と同時に提出する場合は、記入する必要はないこと。
- 4 新たに保育児となった者がある場合は、この申請書により申請すること。この場合、「備考」の項に、その理由等を記入すること。
- 5 「申請者の氏名」の項は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

未支給の補償請求書
未支給の福祉事業申請書

認定 番号	
----------	--

地方公務員災害補償基金		支部長 殿	請求年月日 平成 年 月 日	
下記の未支給の補償（福祉事業）の支給を 請求（申請）します。			請求（申請）者の住所	
			ふ り が な	
			氏 名 ⑩	
			死亡した受給 権者との続柄	
1 死亡した 受給権者	氏 名			
	死亡年月日	平成 年 月 日		
2 未支給の 補 償	種 類	（年金たる補償のときは 第 号） 年金証書の番号		
	請 求 金 額	円		
3 未支給の 福祉事業	種 類			
	申 請 金 額	円		

4 送金希望の 場合	振 込 み	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	*受 理	平成 年 月 日	
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金			*決定金額	補 償 円
		口 座 番 号		福祉事業 円		
	送金小切手	預金名義者		*通 知	平成 年 月 日	
		受 取 先 金融機関名	銀行 支店		*支 払	平成 年 月 日
		そ の 他				

〔注意事項〕

- この請求（申請）者は、未支給の補償及び福祉事業を請求（申請）する場合に用いること。
- 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡を証明する書類又はその写
 - 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
 - 請求者と死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
 - 請求者が受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - 請求者が、婚姻の届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
 - 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類
- この申請書には、3の(1)、3の(2)のイ、ロ、ハ、3の(3)及び3の(4)に掲げる書類に相当する書類を添付すること。ただし、補償又は福祉事業の請求又は申請のため、この申請書の提出前に既に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
- 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

平均給与額算定書

2 号 紙

被災職員の氏名 及び生年月日		年 月 日生	補償の種類	
-------------------	--	--------	-------	--

1 平均給与額算定内訳					
災害発生の日属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与					
給 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	計	備 考
総 日 数	日	日	日	日	
勤務した日数	日	日	日	日	
控 除 日 数	日	日	日	日	
給 与	給 料	円	円	円	円
	扶 養 手 当	円	円	円	円
	調 整 手 当	円	円	円	円
	住 居 手 当	円	円	円	円
	通 勤 手 当	円	円	円	円
	時間外勤務手当	円	円	円	円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	円	円	円	円

(A) 法第2条第4項本文による金額

(給与総額) (総日数) 円 ÷ = 円 銭 (イ)

寒冷地手当
〔寒冷地手当に関する条例(当該条例により委任された規則その他の規程を含む。)に定める基準日から災害発生の日までの間に支給された寒冷地手当の額〕
円 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)

(イ) + (ロ) = 円 銭

(B) 法第2条第4項ただし書による金額

(日、時間又は出来高払制に) (勤務した日数)
よって定められた給与の総額 円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (ハ)

(その他の給与の総額) (総日数) 円 ÷ = 円 銭 (ニ)

(ロ) + (ハ) + (ニ) = 円 銭

(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)

(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)

$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} + \frac{\text{その月の総日数}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{その月の総日数} - \text{減額された給与の額} = \text{円 銭 (ホ)}$

(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)

(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)

(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)

$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{給与総額} - \text{ト} = \text{円 銭}$

(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭

(C)' 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)

(日、時間又は出来高払制によって定められた) (勤務した日数)
給与の総額 (控除日に支払われたものを除く) (控除日を除く)

円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)

(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)

$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{その他の給与の総額} - \text{ホ} = \text{円 銭}$

(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭 (リ)

(チ) + (リ) = 円 銭

〔注意事項〕別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円	÷	= 円 銭
①災害発生の日(平成 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 調 整 手 当 円 特地勤務手当又は へき地勤務手当 円 計 円		②補償事由発生日(平成 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 調 整 手 当 円 特地勤務手当又は へき地勤務手当 円 計 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		
円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		
円 ÷ 30 = 円 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ) (ヌ)及び(A)(B)(C)(C)'(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ル) (ル) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭		
規則第3条第5項による金額	(H)離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I)離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ) (ヲ)及び(A)(B)(C)(C)'(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ワ) (ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭	
	(J)(H)(I)以外の金額 円 銭	
	(K) 規則第3条第6項による金額 円	
	(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳	
最高限度額 円	最低限度額 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 ☐ 有 ☐ 無
2 平均給与額 円 () による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 所属部局の { 所在地 名称 長の職・氏名		
印		

平均給与額算定書

〔注意事項（２号紙）〕

- 1 請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「控除日数」には、１日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。
 - (1) 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
 - (2) 出産予定日の６週間前（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）から出産後８週間以内において勤務しなかった場合
 - (3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合
 - (4) 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合
 - (5) 地方公共団体の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合
 - (6) 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合
 - (7) 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合
 - (8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合
- 4 「給与」の欄中「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 （Ａ）欄の「寒冷地手当」には、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、同日以前の直近の支給日に支給を受けた場合に限り記入すること。
- 6 ①欄及び②欄の「調整手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する調整手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する調整手当の額は含まないこと。
- 7 給与が日額で定められている常勤的非常勤職員の場合の①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に次に掲げる区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
 - (1) 土曜日を休日としている地方公共団体 21
 - (2) 第２土曜日及び第４土曜日を休日としている地方公共団体 23
 - (3) (1)及び(2)以外の地方公共団体 25
- 8 （Ｇ）欄及び（Ｉ）欄の「（総務大臣が定める率）」は、規則第３条第４項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。

なお、（Ｇ）欄及び（Ｉ）欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年４月１日前であるときは、同日における基本的給与の月額となること。
- 9 （Ｋ）欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- 10 （Ｌ）欄は、年金たる補償及び休業補償（療養を開始して１年６月を経過している場合に限る。）を請求する場合に記入すること。
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第３条に規定する派遣職員にあっては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去３月間の給与」欄には、派遣等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去３月間の給与を、（Ａ）欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第５条第２項の規定による平均給与額等を定める省令（以下「省令」という。）第１条第１項の規定による金額を（Ｊ）欄には省令第１条第３項による金額のうち最も高い金額を、（Ｋ）欄には省令第２条の規定による金額を、（Ｌ）欄には省令第４条又は第５条の規定による金額を記入し、省令第１条第３項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。

公務災害防止事業について

公務災害防止啓発ビデオ貸出要領

1 目 的

腰痛、公務による精神疾患及び脳血管・心血管疾患の発症を防止するため、啓発ビデオを任命権者における安全衛生の研修会等での積極的な利用を周知し、活用することをもって公務災害の防止を図る。

2 ビデオ貸出し方法

- (1) 県・市町村・一部事務組合の任命権者から、ビデオの借り受けの希望がある場合に、貸し出しを行うものとする。
- (2) 借り受けを希望する任命権者は、別紙借受書を提出する。
- (3) 借り受けについては、次の貸し出し条件を遵守する。

3 貸し出し条件

- (1) 任命権者が実施する研修等以外には利用しないこと。
また、著作権法に触れる行為はしないこと。
- (2) 借り受け期間を遵守すること。
- (3) 任命権者において毀損等があった場合は、実費により弁償すること。
- (4) 借り受け期間は、原則1週間程度を限度にすること。
- (5) 借り受け期間中であっても、基金から返却を求められた場合は、これに応じること。
- (6) 借り受け期間中に生じた一切の責任は借受者において負うこと。
- (7) 郵送等による借り受け・返却も認めるが、返却に当たっては、破損等に十分注意すること。

4 連 絡 先

地方公務員災害補償基金徳島県支部（企画総務部職員厚生課年金公災担当）

電話 088-621-2045

- ・市町村課 088-621-2081
- ・教育委員会福利課 088-621-3178
- ・警察本部厚生課 088-622-3101

5 貸し出しビデオ名

- ・検診で要注意といわれたアナタに！（27分）
- ・死の四重奏 一肥満・高血圧・糖尿病・高脂血症－（25分）
- ・働く人の腰痛予防（18分）
- ・働く人のメンタルヘルス 2巻セット（各15分）
- ・メンタルヘルス・ケアの進め方 3巻セット（1、2巻は20分、3巻は30分）
- ・新メンタルヘルス ー大切な心の健康ー（24分）
- ・新メンタルヘルス ー部下の異変に気づいたらー（24分）

平成 年 月 日

借 受 書

地方公務員災害補償基金徳島県支部長 殿

借 り 受 け 者
任命権者所在地

名 称

借り受け責任者

印

誓約事項を遵守し、善良なる管理のもと次のビデオを借り受けます。

1 ビデオ名

2 借受期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 目的（具体的に記入）

4 誓約事項

- (1) 借り受け期間を遵守します。
- (2) 借り受け任命権者において毀損等があった場合は、実費により弁償します。
- (3) 借受期間は、原則1週間程度を限度にします。
- (4) 借受期間中であっても、基金から返却を求められた場合は、これに応じます。
- (5) 郵送等による返却はしません。